

令和7年3月定例会 総務常任委員会記録

令和7年3月14日（金）

令和7年3月17日（月）

令和7年3月18日（火）

令和7年3月19日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和7年3月14日（金）	9 頁
令和7年3月17日（月）	49 頁
令和7年3月18日（火）	115 頁
令和7年3月19日（水）	199 頁

令和7年3月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	3月14日（金）	<p>審査日程の決定</p> <p>政策部審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>総務部（総務課・財政課）、議会事務局審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総務課） 組織機構の見直し（案） 〔報告、質疑〕</p> <p>選挙管理委員会事務局、出納室、監査委員事務局審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民環境部審査 議案乙第3号～第5号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第3号～第5号 〔総括、採決〕</p>

<p>第2日</p>	<p>3月17日（月）</p>	<p>政策部審査 議案乙第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総合政策課） 第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画について 第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しについて 第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定方針について 第2期“鳥栖発”創生総合戦略の進捗状況について 〔報告、質疑〕</p> <p>総務部（総務課・財政課）、議会事務局審査 議案乙第9号、 議案甲第1号～第5号・第13号・第14号・第16号 〔説明、質疑〕</p> <p>総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局審査 議案乙第9号 〔説明、質疑〕</p>
<p>第3日</p>	<p>3月18日（火）</p>	<p>市民環境部審査 議案乙第9号～第11号、 議案甲第9号～第11号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（税務課・保険年金課・環境課） 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要 について（専決予定） 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要 について（専決予定） 鳥栖市所有施設のZEB化改修可能性調査について 〔報告、質疑〕</p>

第4日	3月19日（水）	<p>現地視察</p> <p>旧ごみ焼却施設（真木町）</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第9号～第11号、</p> <p>議案甲第1号～第5号・第9号～第11号・第13号・第14号・</p> <p>第16号</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>
-----	----------	--

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和7年3月13日付託]

議案乙第3号	令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第8号)	[可決]
議案乙第4号	令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第5号	令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	[可決]
	[令和7年3月14日 委員会議決]	
議案乙第9号	令和7年度鳥栖市一般会計予算	[可決]
議案乙第10号	令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	[可決]
議案乙第11号	令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	[可決]
議案甲第1号	鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部 を改正する条例	[可決]
議案甲第2号	鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の 一部を改正する条例	[可決]
議案甲第3号	鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例	[可決]
議案甲第4号	鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第5号	鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第9号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第10号	鳥栖市資源物広場条例	[可決]
議案甲第11号	鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査 結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第13号	鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第14号	鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例	[可決]
議案甲第16号	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	[可決]
	[令和7年3月19日 委員会議決]	

2 報告

組織機構の見直し（案）（総務課）

第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画について（総合政策課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）（税務課）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）（保険年金課）

鳥栖市所有施設のZEB化改修可能性調査について（環境課）

令和7年3月14日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課長補佐兼都市デザイン係長兼施設調整係総務主査兼流域治水対策係総務主査
中垣秀隆

総合政策課秘書係長 有馬豊和

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣

駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範

駅周辺整備課新鳥栖駅周辺係長 山内一哲

情報政策課DX推進係長 小森俊介

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課防災対策監 村上敏章
総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介
総務課防災係長兼流域治水対策係総務主査 前田良介
総務課文書法制係長 小森敏幸
総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐
財政課長 古賀庸介
財政課財政係長 平島隆臣
会計管理者兼出納室長 山津和也
出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織
議会事務局長 武富美津子
議会事務局次長兼議事調査係長 江下剛
議会事務局庶務係長 大塚隆正
選挙管理委員会事務局長 三橋和之
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久
監査委員事務局長 天野昭子
監査委員事務局次長 飛松研二

市民環境部長 吉田忠典
市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄
市民協働課地域づくり係長 小柳佳子
市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子
市民協働課男女参画国際交流係長 大石文枝
市民課長 有馬秀雄
市民課長補佐兼整備係長 栗山英規
市民課長補佐兼市民係長 下川有美
市民環境部次長兼保険年金課長 佐藤道夫
保険年金課健康保険係長 宮田昭江
保険年金課国民年金係長 徳淵文子
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴
税務課管理収納係総務主査 田中美香

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長 増田義仁

環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

総務部（総務課・財政課）、議会事務局審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

報告（総務課）

組織機構の見直し（案）

〔報告、質疑〕

選挙管理委員会事務局、出納室、監査委員事務局審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案乙第4号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第5号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

議案乙第4号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第5号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時 9 分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和 7 年 3 月定例会の総務常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程(案)を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案 6 件、甲議案 11 件です。

審査日程につきましては、本日 14 日は補正予算関係議案の審査、自由討議、総括及び採決を行いたいと思います。

17日は政策部、総務部の当初予算関係議案の審査、18日は市民環境部の当初予算関係議案の審査を行いたいと思います。

19日につきましては、現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いをしたいと思っております。

また、現地視察につきましては、のちほど副委員長から御説明いたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程はお手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について説明をお願いします。

伊藤克也副委員長

現地視察についてですが、御希望の視察場所があれば委員の皆さんからお受けいたしますが、どなたかございませんか。

永江ゆき委員

ストックヤードのほうをお願いします。

伊藤克也副委員長

ありがとうございます。今、永江委員から、ごみ処理施設の解体及びストックヤードにつ

いて、視察はどうかっていう提案がありましたけど、委員の皆さんいかがですか。

いいですか。

じゃあ、執行部の皆さん、その場所で現地視察をお願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

それでは、現地視察に対しては、以上のとおりとさせていただきます。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 11 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時 13 分再開

中村直人委員長

再開します。

これより、政策部関係議案の審査を行います。

oooooooooooooooooooooooooooo

政策部

議案乙第 3 号 令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 8 号）

中村直人委員長

議案乙第 3 号 令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

向井道宣政策部次長兼 駅周辺整備課長

それでは、議案乙第 3 号 令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 8 号）中、政策部関係について御説明をいたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料、補正額54万4,000円につきましては、鳥栖駅周辺駐車場使用料の決算見込みによる補正と鳥栖駅西広場使用料の決算見込みによる補正です。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下をお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の決算見込みによる減額補正1億6,526万円の減につきましては、当初の見込みより支給対象者が少なかったことによる減額でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

その下、デジタル田園都市国家構想交付金の減額補正の主な要因といたしましては、教育総務課で執行いたしました電子黒板購入に係る入札残に伴うものでございます。

その下、デジタル基盤改革支援補助金の減額補正の主な要因といたしましては、自治体情報システムの標準化・共通化に係る委託額の確定に伴うものでございます。

その下、マイナンバーカード交付事務費補助金の減額補正の主な要因といたしましては、審議会において任用しております会計年度任用職員の報酬及びマイナンバーカード交付に係る郵送費などの決算見込みに伴うものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

資料の4ページをお願いいたします。4ページの一番下でございます。

款19寄附金、項1寄附金、目3総務費寄附金、節1総務管理費寄附金について申し上げます。

企業版ふるさと寄附金につきましては、行政システム九州株式会社から子育て支援に資することを目的として、寄附を頂いたものでございます。

その下、まち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附金につきましては、本市と包括連携協定を締結しております明治安田生命保険相互会社並びに佐賀東信用組合からの寄附を頂いたものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

5ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の減額補正につきましては、情報センターに係る光熱水費の決算見込みに伴うものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続いて、歳出について申し上げます。

資料は、6ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目2秘書費につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

7ページを御覧ください。

目9企画費につきましても、決算見込みに伴う補正でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

8ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費、節8旅費、節10需用費及び節11役務費、目2基幹統計費、節7報償費及び節8旅費の減額補正につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

次に、款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費、節24積立金、1億101万3,000円につきましては、都市開発基金積立金の決算見込みによる補正でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

繰越明許費について申し上げます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名鳥栖駅周辺整備事業、金額3,187万3,000円につきましては、鳥栖駅東側短期施策の検討に時間を要しており、当初予定をしておりました工期を延長する必要があることから委託料を繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。2ページをお願いします。

2ページの款16、項2国庫補助金の補正額が1億8,539万7,000円で、先ほど御説明を頂いていたんですけど、その中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の決算見込みによるということで1億6,526万円あります。

基本的に低所得対策の給付金だと思うんですけども、なかなか、逆にこれいいほうに捉えていいのか悪いほうに捉えていいのか分からないっていう。これはいいほうだったら、生活困窮とか低所得の方が思ったよりも少なかったととれるんですけど、これが逆の場合でプッシュ型じゃなくて申請をしてもらわなきゃいけないっていう方。

本来もらいたかった、もらいたかったけど申請をしてないとかいう方とかが、いらっしゃるのかどうなのか。要は、もともと何人分を予定していて、申請が何人上がっていたから、

いくらぐらい余ったんだよ。その辺の理由とかを教えていただきたいと思います。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、内訳は低所得世帯支援給付金と定額減税調整給付金でございます。

低所得世帯支援給付金につきましては、予算の算定上1万5,000人を見込んでおりましたが、実際、給付しましたのは1万2,500人程でございました。

また、定額減税調整給付金につきましては、予算の算定上2,000世帯を見込んでおりましたが、実際のところは1,500世帯であったと担当課から聞き及んでおります。

以上です。

池田利幸議員

予定していたところより少なくてよかったということは、それだけ影響を受けた方が、いらっしゃらなくて済んだっていうふうに捉えてよろしいということですよ。分かりました。

中村直人委員長

他にございませんか。

尼寺省悟委員

9ページなんですけど、繰越明許費のことで、鳥栖駅周辺調査委託料ということで、鳥栖駅周辺短期施策の検討に時間を要しており、当初予定していた工期を延長する必要性が生じたこと、これ委託料ですが。ちょっとこの意味が、分らんのですけど。

たしか、これ1回目は10月頃やって、そしてホームページを見ると、今後あと4回ぐらいあって7月頃に結論を出すというふうにしてある。

そういった意味で、今後もやっていくということが前提となっているのに、どうしてこういう表現になるのか分らん。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

第1回目は10月に開催して、当初予定していたのが1月ぐらいにもう1回して、3月ぐらいにもう1回やろうということを考えていたんですけども、一つは、日程上の調整がなかなかつかなくて、1月から後ろのほうにどうしてもスケジュールが来たものですから、当初予定しておりましたスケジュールよりも年度を超えてしまうというような感じになっております。

この中身がすごく白熱しているとかそういったことではなくて、単に今のスケジュールが今のスケジュールでは収まり切れないということで繰り越すものでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

これは当初予算で質問をしようと思っていたんですけど、せっかくこの話が出たので、ちょっと関連して聞くんですけど、ホームページを見てみると、今の検討会というのは秘密会にするという書き方をしている。今までこの手の会合は全部公開してきたはずと思うんだけど、なんで秘密会にするのか。

秘密会にしたら、あと4回ぐらいで、5案ぐらいあるということだから、その中でどれが一番いいのか決定していくんだと思うけど、その辺の過程が分からないわけたいね。どこでどういうふうな議論があって、1案から6案か決まったかちゅうのが分からんわけたいね。なんでそういうふうにしたのかというところがさ。

実は、佐賀新聞の記者も言いよった、なんで公開せんのかなあと。その辺は何か公開できない理由っていうのがあるのかなって思って、これは前から聞いたかった。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

公開、非公開にしている理由をということですけども、一つは政策決定をしていく過程において自由な意見を言いやすいような環境をつくるべきだろうということが主な理由になります。

それで今回、委員のメンバーについては学識経験者、それからJR、鳥栖市の関係者の中で自由な意見をそれぞれの立場でそれぞれ出していただくという趣旨から今回は非公開にしているところです。

以上です。

尼寺省悟委員

それで、多分こういった形でホームページに最終的に7月頃結論が出た、第1案に決まりましたという形で出ると思っているけど、我々議員にしても一般市民にしても、なんで第1案に決まったのかという過程がちょっと分からんたいね。

その辺が、非公開であるけれども、ホームページにその都度、その都度、こういった議論がなされているというようなことは掲載するのか。しないと何か結論だけ出て、議員にしたって、なんで第1案に決まったか分からんようになるったいね、その辺はどうなんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

ホームページのほうには、概略の検討結果なりを掲載していると思いますけれども、当然我々も説明責任がございますので、決定したというか、要はどの案に決めますというときには、その過程も含めて御説明すべきだというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

ホームページには、あと4回ぐらい開くと書いてあるので、まず1回、書いてみてください

い。(発言する者あり)

ということは、まだ1回しかやってないから1回目の議事録というか概略は載せているっ
たいね。2回目、3回目をやったときについては、その都度、その内容については載せると
いうふうに理解していいわけ。そうしたら、大体こんなこと議論されているんだなあと分か
るけんさ。その辺はしていくんでしょう。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

先ほども申したとおりでございますけれども、概略についてはホームページのほうにその
都度アップロードすることとしております。

以上です。

中村直人委員長

よろしいですか。

質疑を終わります。

準備のため、暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

oo

午後1時33分再開

中村直人委員長

再開いたします。

これより、総務部関係議案の審査を行います。

oo

総務課・財政課・議会事務局

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

中村直人委員長

まず、総務課、財政課及び議会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務課、財政課、議会事務局関係の主なものについて御説明いたします。

なお、説明は総務常任委員会資料、総務常任委員会参考資料により行います。

まず、総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について説明をいたします。

款の2地方譲与税につきましては、本年度決算見込みにより項1地方揮発油譲与税が700万円の減、項の3森林環境譲与税が7万2,000円の増額をいたしております。

款の4配当割交付金につきましては、本年度決算見込みにより1,000万円の増額をいたしております。

款の7地方消費税交付金につきましては、本年度決算見込みにより5,000万円の増額をいたしております。

款の9環境性能割交付金につきましては、本年度決算見込みにより700万円の増額をいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

款の10国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定により66万3,000円の増額をいたしております。

款の11地方特例交付金、項の2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、中小企業者の償却資産に係る固定資産税の減免相当額が補填されるものでございまして、本年度の決算見込みにより594万2,000円の増額をいたしております。

次に、款の15使用料及び手数料、項の1総務使用料、目の1総務管理使用料につきましては、本年度決算見込みにより45万8,000円の減額をいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

款の18財産収入、項の1財産運用収入、目の1財産貸付収入は、京町ビル敷地等の貸付料1万7,000円の増額でございます。

目の2利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子や減債基金利子をはじめとする基金利子の決算見込みにより1,183万5,000円の増額となっております。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

款19寄附金、項1寄附金、目3総務費寄附金につきましては、一般寄付金でございます。

古賀庸介財政課長

次に、5ページをお願いいたします。

款の20繰入金、項の1基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため9,650万円の繰り戻しを行っております。

目の3競馬事業収入活用基金繰入金につきましては、事業費の調整により1,362万3,000円の繰り戻しを行っております。

款の22諸収入、項の5収益事業収入、目の1競馬事業収入につきましては、佐賀県競馬組合の令和5年度の収益にかかる事業収入でございますが、80万円の増額となっております。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、6ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金からの受入額の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、節4雑入のうち総務課関係分の主な分といたしましては、上から1項目めの全国市町村職員研修助成金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

3つ下の退職手当企業会計負担金につきましては、今年度退職者のうち企業に在籍した者の在職期間中の分の退職手当の負担金を受け入れるものでございます。

飛びまして6つ下になります。

電気自動車の導入に伴いますクリーンエネルギー自動車導入促進補助金でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

続きまして、雑入の財政課分について申し上げます。

資料6ページの下から5番目、4番目をお願いいたします。

新市町村振興宝くじと市町村振興宝くじの収益基金の交付金の確定に伴う補正でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

款の23市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明するものもございますが、総務部関係の説明と合わせて一括して御報告いたします。

参考資料の3ページから7ページ目と合わせて御覧ください。

まず、目の1総務債、節の1総務管理債、20万円の減額につきましては、若葉まちづくり推進センター改修事業の決算見込みに伴うものでございます。

目の3衛生債、節の1清掃債、9,540万円の減額につきましては、溶融資源化センター解体

事業、旧ごみ焼却施設及びストックヤード整備事業などの決算見込みに伴うものでございます。

目の4農林水産業債、節の1農業債、3,110万円の増額につきましては、県営経営体育成基盤整備事業の3月の補正に伴うものでございます。

目の5土木債、節の1道路橋梁債、1,030万円の減額につきましては、道路改良事業の決算見込みに伴うものでございます。

節の4住宅債、590万円の減額につきましては、公営住宅改善事業の決算見込みに伴うものでございます。

目の6消防債、節の1消防債、60万円の減額につきましては、防災基盤整備事業の決算見込みに伴うものでございます。

資料の8ページをお願いいたします。

目の7教育債、節の1小学校債、1,150万円の増額につきましては、若葉小学校屋内運動場増築事業の補正に伴うものでございます。

節の2中学校債、6,360万円の減額につきましては基里中学校大規模改造事業の決算見込みに伴うものでございます。

節の3社会教育債760万円の減額につきましては、市民文化会館改修事業の決算見込みに伴うものでございます。

節の4保健体育債90万円の減額につきましては、体育施設改修事業の決算見込みに伴うものでございます。

目の8災害復旧債、節の1農林水産施設災害復旧債620万円の減額につきましては、令和5年、6年に発生した災害復旧事業の決算見込みに伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

武富美津子議会事務局長

続きまして、歳出について申し上げます。

資料、9ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節8旅費から節18負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

主なものとしたしましては、節1報酬は会計年度任用職員報酬などの決算見込みによる減額補正でございます。

節3職員手当等につきましては、職員手当等の決算見込みによる補正でございます。

節7から節18までにつきましては、決算見込みによる補正でございます。

節24積立金につきましては、退職手当基金積立金への積立による補正でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

続きまして、資料の11ページをお願いいたします。

目の5財政管理費につきましては、競馬事業収入活用基金の積立金でございます。

目の12財政調整基金費、節の24積立金でございます。

財政調整基金積立金91万7,000円の増額につきましては、運用利子の決算見込みによるもので、同じところの、次の減債基金積立金につきましては、運用利子の決算見込みによる28万5,000円の増額及び現在実施しております各種起債事業の後年度負担に備えるための任意の1億円の積立て分、合わせて1億28万5,000円を補正するものでございます。

財政調整基金費全体としましては、1億120万2,000円を補正いたしております。

次に、目の13公共施設整備基金積立金につきましては、運用利子の決算見込みによる1,083万6,000円の増額及び任意の3億円の積立分、合わせて3億1,083万6,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、13ページをお願いいたします。

款9消防費のうち主なものにつきましては、目2非常備消防費のうち節7報償費は、退職報償金等の決算見込みによる補正でございます。

14ページをお願いいたします。

目3消防施設費のうち節18負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓増設等負担金の決算見込みによる補正でございます。

目4防災費のうち節18負担金、補助及び交付金につきましては、県防災無線連絡会負担金等の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、15ページをお願いいたします。

款の12公債費でございます。

目の1元金、節の22償還金、利子及び割引料でございます。

地方債元金の償還金の額の確定に伴います、26万5,000円の補正を行っております。

また、目の2利子、節の22償還金、利子及び割引料のうち財政課分としましては、地方債利子の額の確定により96万2,000円の減額補正を行っているところでございます。

次に、款の13諸支出金、項の1土地開発基金費につきましては、基金用地の貸付料の決算見込みに伴うものでございます。

以上で、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務課、財政課、議会事務局関係予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑に行います。

永江ゆき委員

6ページの款22、項6雑入、目4雑入、節4雑入の下から2番目のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金のところですか。これは、何を何台買われたのか。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分につきましては、今回、軽自動車のEVをリースしております。台数につきましては3台でございます。

今回の分につきましては、電気自動車やプラグインハイブリッドなどのクリーンエネルギー車を購入する際に利用できる補助金となっております。軽のEVにつきましては、1台当たり55万円掛ける3台の165万円が補助対象となっているところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

これ、上限はあったんでしょうか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

この補助対象につきましては、上限額が55万円でございますので、1台当たり55万円が上限額ということですので、上限額分が補助の対象となっております。

以上でございます。

永江ゆき委員

それ、3台が上限なんですか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

1台当たり上限額が55万円ですので、3台掛けることの165万円でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。

今回、対象がEV車でございまして、5台のうち3台がEV自動車、あと2台がハイブリッドですね、HVです。こちらは補助対象外となりますので、3台分が対象でございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

この165万円というのは軽自動車の1台55万円を掛ける3台分ですね。その上限がいっぱいいっぱいだったんですね。分かりました。

池田利幸委員

4ページ、款19寄附金103万円、これ個人さんから御寄附を頂いているってということになるんですね。あと、利用目的を言われて、御寄附を頂いてそれに充てたんだとかいうふうな流れがどうなってるのか教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の一般寄附につきましては、2名の方から頂いているものでございます。

お一人が3万円で、もう一人が100万円で、合わせて103万円になっているところでございます。

総務課で受ける場合ですが、使途目的が明確であった場合につきましては、担当部署で受ける形になりますが、それ以外の場合につきましては市全般に使ってほしいという場合につきましては総務課で受けるような形になっているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

基本的には使途が決まれば担当課、もう自由に使ってくださいとは総務課ということでしょうか。

寄附いただいた方への御礼というか、頂いたことへの謝意、気持ちの部分。なんか表彰だったりとかそういう部分の取扱いは今までどうだったのでしょうか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

寄附の申出を頂きまして、税控除などもございますので寄附金の受納書という形でまずお渡しをするのと合わせまして、多額の寄付を頂いた場合は感謝状をお渡ししているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

まず、2ページの地方譲与税、款の2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税なんですが、700万円の減額。この辺のって手堅く見てるので8割近い減額になっている理由がちょっと気になるんですけど。何かありました？

古賀庸介財政課長

松隈議員の御質問にお答えします。

譲与税については譲与でございますので、年数回に渡って譲与額が入ってくるというよう
な形になります。

令和6年度予算については、令和5年度を参考に予算編成をしているわけですが、そのときは6,000万円ということで3月議会のほうは上程しておったんですが、令和5年度の結果としては5,873万円というところで、令和5年度の時点で既に5,800万円だったっていうところと、あと11月までの収入が対前年比で今年度92.3%になっておりまして、その辺りで推計をしますと5,300万円程度かなというところで推計をいたしているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

分かりました。それと4ページ、利子及び配当金。

金利がやっぱり上がってきているので、利子が増えるっていうのは想定範囲内だと思うんですけども、今、鳥栖市の公金の運用ポリシーとかそういうのってなんかあるんですか。

もちろん利子が上がってるんですけど、おそらく運用の仕方によっては、今後もっと差が出てくると思うんですよ。

当然、流動性も必要なんで全部が全部。あんまり流動性が低いやつで運用するわけにもい
かないと思うんですけど、そこら辺の運用ポリシーっていうのはあるんですか。

古賀庸介財政課長

松隈議員の御質問にお答えします。

通常、この基金につきましては、一般会計の資金がちょっと足りないときに一時運用しま
して、その部分の利子もついているわけですが、そういった一時運用。それから、余裕があ
るときには大口預金、定期預金、市中銀行への定期預金などということで預けております。
その分の利子が計上される。

あと今年、委員会の議案外報告でもさせていただいたように債券の購入も一部いたしてお
りまして、そういった面で公共施設整備基金は1,000万円ぐらいの利子になっているという
ところで、公共施設整備基金の債券購入あたりにつきましては内規を定めておりまして、そ
ういったところで財政課とか出納室、担当課あたりで協議をいたしたところで運用を決めて
いく形をとっております。

組織見直し案の新旧対照比較の表でございます。右側の変更の組織図をお願いします。

赤刷りの上の一つ目が、国スポ・全障スポ推進課の廃止でございます。SAGA2024国スポ・全障スポの開催が終了したため、国スポ・全障スポ推進課を廃止するものでございます。

続きまして、衛生処理場の廃止でございます。資源物広場の設置に伴いまして、衛生処理場を廃止するものでございます。

なお、今回、議案甲第10号鳥栖市資源物広場条例におきまして、資源物広場の設置と鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の廃止を市民環境部の審議の中で御審議していただくこととしているところでございます。

続きまして、左側の改正案をお願いいたします。

上から、こども家庭センターの新設でございます。

改正児童福祉法第10条に基づきまして、今回、こども育成課内にこども家庭センターの新設、そのセンター内にこども家庭相談係を新設するもので、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するものでございます。また、母子保健、児童福祉の連携、妊婦、出産・子育てに困難を抱える家庭に対しまして、切れ目のない対応をこれまで以上に実施していくことを目指すところでございます。

続きまして、その下のスポーツ振興課内にホームタウン係を新設するものでございます。

本市をホームタウンとするサガン鳥栖、SAGA久光スプリングスの2チームがあり、この2チームとの連携をさらに強化するために係を新設するものでございます。

以上、組織機構の見直しについての説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それではこの際ですので、議員のみなさんから確認したいことがありましたらお願いいたします。

永江ゆき委員

こども家庭センターの設置なんですけど、先ほど言われたこども家庭相談係と子育て支援係の違いってどういうふうなことですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の新しくつくりますこども家庭センターの中のこども家庭相談係につきましては、こども家庭センターに関すること、家庭児童相談に関すること、母子相談に関すること、母子保健に関することを行うものが主でございます。

子育て支援係につきましては、児童福祉に関することや児童手当、また児童扶養手当に関すること、独り親家庭に関すること等を行うものでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

子育て支援係というのは事務的な感じで、こども家庭相談係はどちらかというと相談とか手続きというよりもケアする感じのところなのかな。相談は親だけでなく、子供の相談もですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今まで子ども家庭総合支援事業ということで家庭相談室がありましたけれども、子育て全般に対することの相談を受ける窓口ということで、機能を強化していくような形で考えているところでございます。

お子さんからの御相談があった場合についても対応するような形になっておると思います。

以上でございます。

永江ゆき委員

相談があって対応されるのは多分されると思うんですけど、そこに相談窓口があるよっていうことをもっと知らせていく必要があると思うんですよ、それはどういうふうに考えてありますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の見直しに伴いまして、相談がしやすい環境を整えていきたいと考えております。

今回、センターを造ったことに伴いまして、こども育成課の課長をセンター長とし、あと係員の他にも母子や児童福祉に関する知識を有する総括支援員という、保健師を想定しておりますけれども、そういう職員を新たに配置することによりまして、強化した形でいろんな相談に対応できる体制をとっていきたいというふうに考えております。

永江ゆき委員

イメージなんですけど、ただ机が増えるだけではない感じですね、相談できる場所を考えられた。

こども育成課の中にこの2つ、3つが指定ですよという窓口のイメージですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

こども家庭センターをつくることによりまして、様々な相談を受けやすい体制と、あと健康増進課の保健予防係の保健師も兼務することを想定しておりまして、一体的な対応ができるような、全体的に対応ができるような体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

永江ゆき委員

ぜひ、気軽に皆さんが寄れるような、ここが相談窓口と分かるような温かい雰囲気の良い窓口

をつくっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

緒方守総務部次長兼総務課長

永江議員が御指摘のように皆さんが相談しやすい体制と窓口が分かりやすいような看板の設置等も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中村直人委員長

この件については、こども育成課ということで、文教厚生常任委員会の議案外の資料としてタブレットに入っていると思えますので、そちらも参考にさせていただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

今回、新設となった、特にホームタウン係か。当然、これは係だから係長さんを置くと思うんやけど、係長さんというのはどっかと兼任、鳥栖市は非常に兼任、兼任するけど、どこかの係と兼任になるの。

小柳秀和総務部長

現時点では、専任で考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

その下の人員、係は何名ぐらい想定しているの。

小柳秀和総務部長

係長1人ではない係にする予定でございます。

以上でございます。(発言する者あり)

池田利幸委員

今回、国スポ・全障スポが終わったということで、そこから組織変更になるわけですがけれども、もともと総務企画係と競技式典係があって、そこに職員さんがいらっしゃる。

もともと何人いらっしゃるって、今回、僕も一般質問していた流れもあるんですけど、職員が足りないっていう部門が結構いっぱいあった中で、もともと何人、国スポ・全障スポのと今回、新設されたホームタウン係にまず何人を持っていく予定で、残りの人たちを何人ぐらい戻される予定なのか。

結構人が足りないんですよって言われて手を挙げてある部署があるはずなんです。言われていた、要望をあげられたところに、しっかりとその要望に応えられる人員を戻せる体制に今回なるのかどうかだけ教えてもらえますか。

小柳秀和総務部長

まず、各係の人数はすいません、手元にないんですけども、1月1日に人事異動をして

おりまして、国スポ・全障スポ推進課の人員を一度減らしております。その分を各課に配置を一度、今年の1月1日にやっているところでございます。

そのあと、残事務について一定程度整理ができましたので、今回廃止して、その分については各課に配置するようにしております。

ホームタウン係につきましては、係長と職員を配置する予定にしております、人数につきましては現在調整中でございますので、お答えはできない状況でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

1月1日で一回、人数を減らされて各課についてということのお話を聞いていたので、どこについていか足りないところに来ているよとかいう話も聞いていたのでいいんですけど、足りないって言うところにあるところに補充をする部分で、充てられる感じになっているのか、再確認できればなと思っております。

別に答えは要らないです。

中村直人委員長

それでは、議案外の報告を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時12分休憩



午後 2 時17分再開

中村直人委員長

再開いたします。



選挙管理委員会事務局、出納室、監査委員事務局

議案乙第 3 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 8 号）

次に、選挙管理委員会事務局、出納室及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

それでは、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）のうち、選挙管理委員会事務局、出納室及び監査委員事務局関係分について御説明をさせていただきます。

まず、歳入について、御説明申し上げます。

常任委員会資料の3ページ目をお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節5選挙費委託金につきましては、令和6年10月27日に執行いたしました衆議院議員総選挙に要した経費に対する委託金でございます。

以上でございます。

山津和也会計管理者兼出納室長

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

続きまして、12ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費、目2選挙啓発費につきましては、いずれも決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

天野昭子監査委員事務局長

続きまして、その下でございます。

項6監査委員費、目1監査委員費につきましては、全て決算見込みによる減額補正でございます。

以上で、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）のうち、選挙管理委員会事務局、出納室及び監査委員事務局分の説明を終わります。

中村直人委員長

それでは執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

佐々木利博税務課長

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

補正予算説明資料の2ページをお願いします。

まず、歳入となります。

款1市税につきましては、12月議会におきまして個人市民税、固定資産税、都市計画税の現年課税分について補正をいたしておりましたが、その後の申告や各税目の本年度11月までの調定額と収入額の実績、また12月から3月までの調定収納見込みにより、それぞれ補正を計上いたしております。

款1市税、項1市民税、目1個人、節2滞納繰越分につきましては、徴収実績から400万円の増額を補正いたしております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、調定見込みから5,000万円を増額補正いたしております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、土地分を600万円、家屋分を800万円、償却資産分を2,300万円の計3,700万円を増額補正し、節2滞納繰越分につきましては、徴収実績により200万円を減額補正いたしております。

次に、目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、1月中旬に御報告しておりました、佐賀県が交付すべき佐賀県東部工業用水道の交付金のうち令和2年度から令和6年度までの交付金を計上いたしております。

経緯について御説明いたしますので、資料の17ページをお願いします。

まず、国有資産等所在市町村交付金とは、国及び地方公共団体が所有する固定資産については基本的には非課税となっておりますが、その使用実態が民間の所有するものと類似しているものについては、固定資産税に代わるものとして、所在市町村に対し交付金が交付されるものでございます。

今回、市担当者が交付金通知書を確認中に工業用水道施設用地が含まれていないことに気づき、佐賀県に問い合わせたところ該当することが判明いたしました。

対象資産は、安楽寺町にあります佐賀県東部工業用水道局が所管する上水道用地でございます。

未交付金額は、昭和53年から令和6年度までの47年間で総額2,214万円となっております。

原因といたしましては、昭和31年4月に国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律が制定され、昭和42年の法改正により施設所在市町村以外に工業用水を供給する場合には、工業用施設の用地について交付金の交付対象となりました。

本市におきましては、昭和42年1月から市内企業へ工業用水が供給され、その後、昭和51年度から順次鳥栖市以外へ供給されることから交付金の対象となりました。

本来であれば、この時点で佐賀県が交付金の取扱いについて気づかなければなりませんでしたが、認識の不足により本市への通知をしていませんでした。また、本市も本施設が対象となることの認識が不足しており、47年間未交付状態となっておりました。

今後の対応としましては、地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効に基づき、令和2年度から令和6年度の5年度分について佐賀県に請求し、3月末までに交付される見込みでございます。また、来年度以降は40万円ほどの交付金が交付される予定となっております。

次に、資料に戻りまして、3ページをお願いします。

項3軽自動車税、目1環境性能割、節1現年課税分につきましては、軽減税率の生ずる増加と収納見込みにより840万円の増額補正、目2種別割、節1現年課税分につきましては、調定見込みにより、220万円の減額補正をいたしております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、たばこの販売実績により2,000万円の増額補正をいたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、300万円を増額補正いたしております。

以上です。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

次に、資料4ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節3清掃手数料のうち、一番上の213万5,000円につきましては、指定ごみ袋の販売手数料に係る決算見込みによる補正でございます。

以上です。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

5ページをお願いいたします。

表中、3番目になります。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の後期高齢者保険基盤安定負担金については、後期医療保険制度における保険料軽減分に対して交付される保険基盤安定負担金の決算見込みに伴い減額補正しております。

7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、広域連合への派遣職員の人件費の決算見込みに伴うものと令和5年度後期高齢者医療

療養給付費負担金の積算に伴い補正をいたしているところでございます。

以上です。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

その下、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、それぞれ当該組合派遣職員の人件費分の決算見込みによる減額補正及び補正でございます。

次に、款23市債、項1市債、目3衛生債、節1清掃債、これにつきましては、みやき町の溶融資源化センターの解体事業、それから立石町の次期リサイクル施設整備事業、真木町の旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業それぞれに伴う減額補正分でございます。

まず、上の溶融資源化センターの解体事業費でございますけれども、当初、構成市町で起債することといたしまして予算計上しておりましたけれども、起債借入協議の中で県の市町支援課、それから総務省との協議を行う中で、施設を所有する鳥栖・三養基西部環境施設組合でしか起債できないとの見解が示されましたことから、今年度に起債分として計上しておりました6,210万円全額を減額するものでございます。

なお、令和6年度分の事業費分につきましては、工事費が3分の1程度に減額されたことで組合及び構成市町で協議をした結果、起債をせずに現計対応ということとしてしております。

解体事業が本格化する令和7年度、8年度につきましては、組合のほうで起債で対応することとしております。

それから、次の次期リサイクル施設整備事業の減額補正分100万円につきましては、敷地造成工事实施設計入札の決算見込みによる減額分でございます。

それから、3つ目の旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業につきましては、2回目の公告によりまして業者を決定し、工期が後ろ倒しとなったこともありまして、資料の18ページに第2表ということで、継続費の補正をお願いしておりますけれども、年割額の変更についてお示しておりますけど、工事出来高による年割額の見直しを行ったものでございます。

歳入については、以上でございます。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

委員会資料の9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費につきましては、決算見込みによる減額補正でございまして、主なものといたしましては、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターに勤務いたします会計年度任用職員の人件費などの決算見込みによる減額補正でございます。

以上で、市民協働課分を終わります。

佐々木利博税務課長

次のページ、10ページになります。

項1総務管理費、目15定額減税調整給付金給付費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

予算策定時には、令和5年度の住民税課税データによる試算により1万5,000人ほどを見込んでおりましたが、実支給額支給者は1万2,647名、給付金額は5億4,905万円となっております。

次に、11ページをお願いします。

項2徴税費、2段目の目2賦課徴収費のうち、節11役務費につきましては、各税の納付書や督促状等の郵便料である通信運搬費やコンビニ納付や納税システム納付手数料等の決算見込みによる減額補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましても、法人税などの市税の還付金が現在のところ例年並みであるため、減額補正をするものでございます。

有馬秀雄市民課長

続きまして、12ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節1報酬から節13使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

13ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節1報酬から節12委託料につきましては、それぞれ決算見込みに伴う減額補正をしております。

節27繰出金につきましては、本年度の県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金等の決算見込みに伴い、減額補正をしております。

次に、項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の各節につきましては、それぞれ決算見込みに伴う減額補正をしております。

以上でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

次に、資料14ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、節12の委託料につきましては、町区で行います残土回収の処理委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

それから資料の15ページ、項3清掃費、目1清掃総務費、節12の委託料につきましては、旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業に伴う工事監理委託料の決算見込みによる減額補正。

それから、次の節14工事請負費につきましては、同じく旧ごみ焼却施設解体工事費の決算見込みによる減額補正分でございます。先ほど歳入で説明いたしました工事出来高の見込みに応じそれぞれ年割額の補正を行っております。

それから、節の18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合並びに佐賀県東部環境施設組合負担金の決算見込みによる減額補正分でございます。

鳥栖・三養基西部環境施設組合分につきましては、先ほど歳入で説明いたしました解体に伴う組合起債による負担金区分減額補正分。それから、佐賀県東部環境施設組合分につきましては、現在の焼却施設のクリエコのごみ処理手数料、それから売電収入等の増加によりまして、構成市町の負担減となりまして、割合に応じて本市の負担金が減額されるものでございます。

以上をもちまして、議案乙第3号令和6年度一般会計補正予算（第8号）中、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

7ページ、溶融資源化センター解体事業の決算見込みによる減額補正とありますが、解体する場合の総事業費は大体いくらですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

工事費と工事監理費合わせまして、3か年で15億9,900万円でございます。

尼寺省悟委員

だいたい16億円程度ということですね。

いつから始めて、いつぐらいに解体は終わると。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

事業年度は、令和6年、7年、8年度の3か年となっております。

スケジュールの概略申し上げますと、現在6年度中につきましては、こういう仮囲いと事務所設置そういったものを行っておりまして、今後7年度にまずダイオキシン類の除去工事そういったものに取り組むこととなっております。

そして、7年度の9月頃からプラントの解体工事に入っていくこととなっております。ま

ずは設備解体、プラントですね。そしてそのあと建屋解体。

それを大体、令和8年4月、5月ぐらいまでに建屋解体を終わって、そのあと令和8年の6月頃から地下構造物の解体。そして、7月頃から2か月程度をかけて煙突部分の解体をやって、令和8年度中に工事を完了するというスケジュールになっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

これも施設は当然、西部組合の持ち物なんですね。このあとの利用、用地をどんなふうにも、跡地を利用していくことは何か決まっているわけですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

現状においては、まだ決まっておりません。これからの跡地検討委員会とか、そういったものの中で議論をされていくものと認識しております。

以上でございます。

江副康成委員

17ページの国有資産等所在市町村交付金についてという形で、さっき詳しく御説明いただいたことなんですけれども、本市担当者が交付金を気づかなければですね、ずっとそのまま続けたということで、非常にいいことをしていただいたなと思うんですけれども、お名前というか担当者は載ってないんですけど、伏せているんですか。

佐々木利博税務課長

個人の氏名は公表しないようになっております。

江副康成委員

私、鳥栖市表彰条例なんか見たら、職員さんの非常にいい手柄というか表彰する規定があるんですね。どちらかという、よくやってくれたということで、その後の仕事に前向きな気持ちが起こるといのは非常にいいことじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりも加味してしちゃいけないんですか、その規定に基づけばできそうな気もするんですよね。

吉田忠典市民環境部長

長い間気づかなかったというところを気付いたということで、よくやったと思っていますが、市の職員としてふだんからこういった日頃の業務を積極的にというのは当然のことだと思っています。

私個人としては本当によく見つけてくれたという部分はありますけれども、市の職員の対応としてはすごく当然というか、市の職員として本来すべきところをちゃんとやっていったというふうに認識しております。

江副康成委員

それが当然なんでしょうけれども、長い間気づけなかったっていうやつを気づいたということはいいことだからというふうに思います。

あと一つですけど、法律上ですね、5年間の請求権という形で、こういう形で2,000万円をしたやつを二百万円弱という形の請求権という形になるんでしょうけれども、市と県との間のやり取り、法的に処理する部分とそのほかの部分で処理できる分とあるんじゃないかなと思います。

その部分は県のほうに話してなんらかの優遇っていうのはしてもらうような形の話はしていいんじゃないかなと思うんですけど、そういうことはあまりできないんですか。

佐々木利博税務課長

国有資産等所在市町村交付金の中に時効というのはございませんけれども、地方自治法上に最低分、消滅時効というのがどうしてもございますので、地方自治法で定められていますので、これ以上のことはうちのほうから請求とかっていうのはできないものですから。

ここは何ら請求することはできないと思ってます。

江副康成委員

もう答弁いいですけども、表っていうか整理できないことは、当然、法律に基づいてやらないかんですけれども。

当然今、予算審議とかもいろいろやりましたけど、予算とかのやりくりとか、今、県のほうからもらうお金もちょうどあるし、そういうときにこういうことがあったなということ を重く受け止めていただいてやっていただきたいなという思いがございます。

永江ゆき委員

18ページなんですけど、補正前と補正後の総額がどうなっているのか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

補正前と補正後の総額が違うといった御質問かと思います。

これは工事入札の残で、入札残による差額が補正後の金額のほうになっております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第4号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中村直人委員長

続きまして、議案乙第4号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

資料は、書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第4号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

資料は、補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税の節1医療給付費分現年課税分から節3介護納付金分現年課税分につきましては、本年度の調定見込みと歳出の決算見込み、歳入の特別交付金の増額補正などに伴い、財源調整としてそれぞれ補正をしております。

次の款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきましては、保険者の医療費適正化に向けた取組等に応じて交付される保険者努力支援制度や県の事業評価分として交付される県繰入金2号分の交付内示により、また特別健康診査及び特定保健指導に対し交付される特定健康診査等負担金について、令和5年度分の実績に伴う追加交付の内示により補正をしております。

3ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、1行目の事務費繰入金につきましては、事務費の決算見込みにより減額補正しております。

次の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険税軽減分を補填するもので、額の確定に伴い補正をしております。

1行飛びまして、出産育児一時金につきましては、給付見込みにより減額をしております。

それから、款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1社会保障・税番号活用推進費補助金につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報チラシ作成費及びシステム改修に対する交付金について計上をしております。なお、補助率は10分の10となっております。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 給料から節 11 役務費までは決算見込みにより減額しております。

また、節 12 委託料の国保事務処理標準システム導入等委託料については、入札残により減額をしております。

6 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 4 出産育児一時金、目 1 出産育児一時金、節 18 負担金、補助及び交付金につきましては、本年度の給付見込みにより減額をしております。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費、節 18 負担金、補助及び交付金につきましても、本年度の給付見込みにより減額をしております。

7 ページをお願いいたします。

款 5 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、各節においては、決算見込みにより減額をしております。

また、節 12 委託料については、集団健診や個別健診などの受診見込みにより減額をしております。

8 ページをお願いいたします。

項 2 保健事業費、目 3 健康推進事業費のうち、節 12 委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの受診見込みにより減額をしております。

節 27 繰出金につきましては、健康増進課等で実施する保健事業に対して、県の特別交付金の交付決定を受けたため、一般会計へ繰出金を計上しております。

以上で、議案乙第 4 号についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑を終わります。



議案乙第 5 号令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

中村直人委員長

続きまして、議案乙第 5 号令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

oo

総括

中村直人委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますけれども、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

総括を終わります。

oo

採決

中村直人委員長

これより、採決を行います。

oo

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

中村直人委員長

初めに、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）中、当総務常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第4号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中村直人委員長

次に、議案乙第4号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第5号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

中村直人委員長

次に、議案乙第5号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

中村直人委員長

以上で、当委員会に付託されました補正予算議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

なお、委員長報告書については、今までの報告と若干違う方向にいったと思いますけれども、それも含めて、正副委員長に御一任をお願いしておきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会は、これにて散会いたします。

午後 3 時 8 分散会

令和7年3月17日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課長補佐兼都市デザイン係長兼施設調整係総務主査兼流域治水対策係総務主査
中垣秀隆

総合政策課秘書係長 有馬豊和

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣

駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範

駅周辺整備課新鳥栖駅周辺係長 山内一哲

情報政策課DX推進係長 小森俊介

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課防災対策監 村上敏章
総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介
総務課防災係長兼流域治水対策係総務主査 前田良介
総務課文書法制係長 小森敏幸
総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐
財政課長 古賀庸介
財政課財政係長 平島隆臣
財政課管財係長 西山美沙
契約検査課長 加藤正彦
契約検査課長補佐兼契約検査係長 眞子寛盛
総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也
庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博
庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂
会計管理者兼出納室長 山津和也
出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織
議会事務局長 武富美津子
議会事務局次長兼議事調査係長 江下剛
議会事務局庶務係長 大塚隆正
選挙管理委員会事務局長 三橋和之
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久
監査委員事務局長 天野昭子
監査委員事務局次長 飛松研二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

政策部審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画について

第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しについて

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定方針について

第2期“鳥栖発”創生総合戦略の進捗状況について

[報告、質疑]

総務部（総務課・財政課）、議会事務局審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号鳥栖市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する
条例

議案甲第3号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第4号鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第5号鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第13号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案甲第14号鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

議案甲第16号佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

[説明、質疑]

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、選挙管理委員会事務局、

監査委員事務局審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時29開会

中村直人委員長

これより、本日の総務常任委員会を開きます。

政策部関係議案の審査を行います。



政策部

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料につきましては、書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

それでは、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算のうち、政策部関係について御説明いたします。

説明は、総務常任委員会資料により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料614万1,000円につきましては、民間事業者への電算業務のアウトソーシングに伴う市庁舎南側の情報センターの貸付けに伴う土地建物の使用料でございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

その下でございます。

目5土木使用料、節2都市計画使用料567万円につきましては、鳥栖駅周辺の駐車場の使用料等でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和7年度、引き続き実施予定の学校給食費の保護者負担額を据え置く学校給食費臨時支援事業をはじめ、食材費に係る物価高騰対応に資する各種事業に充当するものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

その下、デジタル基盤改革支援補助金1億4,188万3,000円につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金でございます。

その2つ下、マイナンバーカード交付事務費補助金3,096万4,000円につきましては、市民課が行いますマイナンバーカード交付事務に要する経費の補助金でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、それぞれの事業実施に伴う県からの受入れに伴うものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

委員会資料の3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節5統計調査費委託金3,414万5,000円につきましては、令和7年度実施予定の国勢調査及び学校基本調査などの基幹統計調査に係る事務、並びに統計調査員確保対策事業に係る委託金でございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

その下でございます。

款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金289万2,000円につきましては、都市開発基金利子でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄付金、節1総務管理費寄付金につきましては、企業版ふるさと納税を支援する事業者から寄附者を御紹介いただく際の受入れを想定したものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

次のページ、4ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目8都市開発基金繰入金、節1都市開発基金繰入金4,000万円につきましては、鳥栖駅周辺短期施策検討業務に必要な経費を繰り入れるものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入及び情報案内版広告収入につきましては、それぞれ年間見込みの額を、光熱水費雑入は、電算業務のアウトソーシングに係る情報センターの光熱水費として713万3,000円を計上いたしております。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続いて、歳出について申し上げます。

資料は、5ページをお願いいたします。

款2総務費、項2秘書費につきましては、秘書業務に関する経常的な経費でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

委員会資料、6ページをお願いいたします。

目3広報費の主なものについて申し上げます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、情報政策課で任用しております会計年度任用職員に係る人件費でございます。

節10需用費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、毎月第3週の日曜日から土曜日まで1日5回放送しております、市政等に関する情報番組、テレビ広報とすの収録放送に係る経費が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、市ホームページのサーバーシステムの使用料が主なものでございます。

委員会資料、7ページをお願いいたします。

目4情報管理費の主なものについて申し上げます。

節10需用費につきましては、情報関連機器のプリンタートナーなどの消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節11役務費につきましては、庁外施設等のネットワーク通信料、インターネット接続料が主なものでございます。

節12委託料及び節13使用料及び賃借料につきましては、委員会資料12ページをお願いいたします。

令和7年度当初予算主要事項説明書から抜粋したものでございます。

事業名、自治体DX推進事業でございます。事業の目的といたしましては、国の自治体DX推進計画により自治体情報システムの標準化・共通化や情報が行政手続きのオンライン化を推進し、業務の効率化や住民の利便性の向上を図るものでございます。

それぞれの事業内容について、御説明いたします。

基幹系システムの標準化移行業務につきましては、令和7年11月のガバメントクラウドシステム稼働に向け、自治体情報システムの標準化・共通化のため移行業務を行うものでございます。標準化を行う20業務のうち、先行して県内市町と標準化を行っている国民健康保険。令和7年度中の稼働を行わない鳥栖地区広域市町村圏組合で業務を行っております介護保険。現在移行の準備を行っている子育て支援、障害者福祉以外の16項目に係る経費として委託料1億2,339万6,000円を計上いたしております。

次に、市民ポータル管理運営につきましては、デジタル技術を活用し自治体DXを推進するため、市民ポータルを窓口としたオンライン手続システムや公開型GIS、プッシュ通知等のサービスの拡充を図り、今年度導入いたしております、施設予約システムの活用を進め市民サービスの向上を目指すものでございます。

市民ポータル管理運営に係る経費といたしまして、3,244万5,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、使用料のキャッシュレス決済端末通信費25万円。保守委託料745万8,000円、システム使用料2,473万7,000円となっているところでございます。

次に、AI-OCR、RPAシステムの運用につきましては、RPA等の利用に係る経費といたしまして552万1,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、職員研修や職員のRPAシナリオ作成に係るSEサポート等に係る委託料224万4,000円。RPA等のシステム使用料327万7,000円となっており、AI-OCRやRPA等のデジタルツールを活用し利用を拡大することによりまして、事務負担軽減を図るものでございます。

7ページをお願いいたします。

節13のその他の使用料などにつきましては、電算業務のアウトソーシング経費を含む基幹系システム使用料、内部情報系システム使用料、基幹系システム及び内部情報系システムの端末やプリンター、ネットワーク機器及びそれらの関連機器、新庁舎LWAN無線環境機器、ネットワーク強靱化の環境構築に必要な機器などの賃借料が主なものでございます。

なお、電算業務アウトソーシング経費を含む基幹系システム使用料につきましては、標準拠システムの稼働を令和7年11月下旬に予定し、現在その費用についてベンダーと協議を行っているところであるため、現行システムの使用料8か月分のみを計上しているところでございます。

また、ガバメントクラウド使用料につきましては、国においてクラウドシステムのプロバイダーと協議中であるなど、不確定な要素が多いため、暫定的に3か月分として700万円を計上しているところでございます。

標準準拠システムの使用料及びガバメントクラウド使用料につきましては、令和7年6月補正もしくは9月補正にて改めて審査していただくこととしております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町等を結ぶ県公共ネットワークの管理運用に要する負担金のほか、県及び県内市町で共同利用しておりますセキュリティークラウドシステムの負担金、自治体中間サーバープラットフォーム運用保守経費に係る地方公共団体情報システム機構への交付金が主なものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続いて、8ページをお願いいたします。

目9企画費について、主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、第7次総合計画後期基本計画策定に当たり、委員報酬を計上いたしております。

その下、節12委託料のうち地域おこし協力隊業務委託料につきましては、委員会資料13ページをお願いいたします。

来年度、国が進めております地域おこし協力隊を新たに2名想定いたしまして、市内企業や団体で導入していただくための経費を計上いたしております。

委員会資料、8ページにお戻りください。

その下でございます。

企業版ふるさと寄附委託料につきましては、企業版ふるさと納税を支援する事業者から寄附者を御紹介していただく際にお支払いする成功報酬を計上いたしております。成功報酬額は、寄附額の20%に消費税を加算した額となります。

その下、第7次総合計画後期基本計画策定委託料につきましては、令和8年度からの5年間を計画期間といたします第7次総合計画後期基本計画の策定に係る経費を計上いたしております。

その下、節16公有財産購入費につきましては、土地開発公社が所有する土地について、財政健全化を目的とした計画的な買戻しの一環として買戻すものでございます。

所在地は、東町3丁目字山道912番39、地目は鉄道用地、1,068.48平方メートルでございます。取得後の活用策につきましては、改めて検討してまいりたいと考えております。

その下、節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖駅東にぎわい創出事業負担金につきましては、委員会資料14ページを御覧ください。

佐賀県の東の玄関口でもある鳥栖駅について、特に東側エリアを中心として賑わいと新たな人の流れを創出することを目的としたイベントを開催するものでございます。開催時期につきましては、本年秋頃を想定しておりますが、具体的な内容等に関しましては、今後、実

行委員会等を組織し検討してまいりたいと考えております。

続いて、全国大会等開催補助金につきましては、委員会資料15ページを御覧ください。

交通の要衝として、九州をはじめ全国各地からの参集のしやすさなどから、応益を対象とした大会やイベントの開催場所としての地域適性を広くPRしていくことなどを目的として新たな制度を創設するものでございます。開催規模に応じ、施設使用料の負担軽減に資する補助金を交付してまいりたいと考えております。

委員会資料、8ページにお戻りください。

さが暮らしスタート支援金につきましては、佐賀県外から本市へ移住された方のうち、適用条件を満たす方について、単身60万円、世帯100万円を交付する事業を行ってまいりましたが、事業としては令和6年度末をもって終了するものの、令和6年度中に条件に該当した方について1年間申請が可能であることから、それらの方が申請された場合に対応するために計上するものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

委員会資料、9ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費の報酬について申し上げます。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、広報統計係の担当職員2名分に係る人件費でございます。

節8旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成などに係る経費でございます。

次に、目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

委員会資料、16ページをお願いいたします。

事業名、国勢調査経費でございます。

事業の目的といたしましては、少子高齢化、就業、雇用や地域の状況などの実態を明らかにし重要課題の施策に欠かすことのできない統計データの提供に取り組むため、国勢調査を行うものでございます。事業の内容といたしましては、令和7年10月1日を基準日といたしまして実施される令和7年国勢調査に要する経費でございます。

内訳といたしましては、調査員等の報酬2,610万7,000円、用品管理委託料として142万6,000円、地図作成委託料として126万5,000円、調整員業務委託料として172万4,000円、その他、需用費等の経費として351万8,000円となっているところでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

続きまして、10ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費の主なものについて申し上げます。

節12委託料につきましては、17ページをお願いいたします。

事業名、鳥栖駅周辺整備事業。目的といたしましては、鳥栖駅等の鉄道で分断されている中心市街地の東西連携などの課題解決に向けた取組施策として、まずは鳥栖駅東側の利便性向上などを目的とした短期施策の検討を行うものでございます。

事業の内容といたしましては、鳥栖駅東短期施策の事業化に向けて、実現可能な案の検討を進めるものでございます。

内訳といたしましては、外部有識者会議に関する経費、それから鳥栖駅周辺短期施策検討業務委託に関する経費。それと事務経費でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

同じく、まちづくり推進費の中の節14工事請負費でございます。

事業名、鳥栖駅周辺駐車場整備事業でございます。

目的といたしましては、令和6年度に土地開発公社から買い戻した先行取得用地を有効活用するために駐車場として整備するものでございます。事業内容につきましては、駐車台数約25台を整備するものでございまして、内訳といたしまして測量委託料が200万円。それから、駐車場整備として2,000万円を計上しているところでございます。

10ページにお戻りください。

節16公有財産購入費3,793万6,000円につきましては、鳥栖駅周辺整備用地として購入するものでございます。

また、節21補償、補填及び賠償金2,643万6,000円につきましては、鳥栖駅周辺整備にかかる移転補償費、それと駐車場の解約に伴う解約金でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

債務負担行為について申し上げます。

事項については、鳥栖駅周辺整備移転補償費、期間は令和8年から9年まで、限度額として876万3,000円を設定しているところでございます。

以上で、説明を終わります。（「委員長、暫時休憩をしていただいてもよろしいでしょうか」と呼ぶものあり）

中村直人委員長

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩



午前10時52分再開

中村直人委員長

再開いたします。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

12ページの自治体DX推進事業の中の一番下のところに、AI-OCR、管理システムの運用ということで、RPAのシステムで300万円ぐらい、保険等が200万円ぐらいの説明があったと思うんですけど、令和7年度に新たに拡大する予定について御説明を。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

対象業務は、現時点におきまして決まっておきませんが、今年度から研修内容をちょっと見直しまして、各部から2名程度、デジタル推進員という形で選出してもらいまして、その方たちを集中的に研修する内容に見直しているところでございます。

その研修の中で、業務フロー等の見直しもメニューに入れ込みまして、今まではこの業務に対するRPAでしたけれども、今後は一連の業務の中で、事務等の中でRPAがその部分的に対応可能なものについてRPA化していくという流れに入りますんで、そういった意味で、現時点で具体的にこの業務を行うというふうには至ってないところでございます。

松隈清之委員

いいことだと思います。もっと言えば、RPAはRPAで引き続き進めていただきたいんですけども、いわゆるDXというかデジタルのいろんな技術というのが出てきておりまして、それをどう活用するかっていう、広い意味でのデジタル人材の育成っていうのを。

これ、だから総務課の研修のほうで聞くべきなのか、こちらで聞くべきなのか非常に悩ましいところではあるんですけど、近年、生成AIも出てきておりまして、多分活用の仕方によっては業務の効率化につながる部分もありますので、RPAはRPAで進めていただきたいんです。要は、広くデジタルツール、それを使える、使おうという発想を持てる職員の育成っていうのをどう考えていくのか。

ここなのか総務課なのか、ちょっとそこは分からないので教えてください。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

松隈委員が言われているデジタル人材育成に関しましては、国のほうで各地方自治体の人材育成の中で項目として設けるようにという指示があっているところでございます。

それを踏まえまして、総務課と共同で基本方針の中に盛り込むことで検討は行っていき

いと考えておるところです。

松隈清之委員

今、検討中ということで、例えば実際に事業としてそういう研修に盛り込んでいくとしたら、令和8年度からになるのか、7年度中から取り組んでいただけるのか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

先ほどお答えしました研修の見直し等は今年度ちょっと行いまして、その見直した結果で今進めておりますので、その内容を拡充する形で盛り込みたいと思っておりますので、令和7年度から行いたいと考えておるところでございます。

池田利幸委員

8ページの節12委託料の一番下、第7次総合計画後期基本計画作成委託400万円。後期計画の策定を委託するっていう話でしょうけど、要は、どこまで役所のほうでやって、どこの部分から委託するのか。

心配するのは西依議員の言われた、僕も一般質問で言おうかなと思ったんですけど、基本的には自分たちで100%できますけれども、そんな時間がないから渡しますっていうやり方じゃないといかんし、特にこれ総合計画なんで、一番根幹をなす計画なんで。

あと、市長のほうも重点戦略とかそういう部分を掲げて、仕組みを変えてきた中での総合計画の後期への移行っていう部分になるんで、ある程度しっかり役所側の意図っていうのが盛り込まれないといけないと思うんですけど、どこまでをやられる予定か。

これ400万円ってそんな大きな額でなくて、どこまでをやるのかまずは。それで、どこまで市がきちんと介入して作ろうと思われているのか教えてもらっていいですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

池田議員おっしゃるように、今回の後期基本計画の策定に当たりましては、根幹的な部分、内容等に関しましては全て担当課、総合政策課において主体的に取り組んでいきたいと考えております。

委託する部分といたしましては、印刷物を作る部分ですとか補佐的な業務、デザインとかそういったところが主になってくるのかなと考えております。

池田利幸委員

そうであると安心——安心というか基本的には内容の部分をしっかり考えて、印刷とかそういう部分の作業まではする必要はなく、その部分はやりますよっていう形で、しっかり検討していただければ、私たちとしてもありがたいなと思います。

もう1個、続けていいですか。

16ページ国勢調査、今から大変になるだろうなあと、事業内容のところ調査員等の報酬

ってというのがまずあって、下から2番目のところに、調査員業務委託料ってというのが別立
てであるんですが、同じ調査員さんにこれを渡すものなのか。その調査員報酬で渡してるんで、
別で、特定の限られた人にこの報酬をやるのかっていう。

ちょっと意味合いがすいません私分かってなくて、そこを教えてもらっていいですか。

徳淵英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

調整業務委託料の中身につきまして、お答えいたします。

報酬のほうで上げてますとおり調査員さんに対して通常は、直接、国勢調査の調査業務の
報酬をお支払いするというような形ですけれども、こちらにつきましては、鳥栖市内の調査
地のうちに福祉施設とかあと病院とか、そういったところに入所もしくは入院されている方
も調査の対象になります。

そういった方の調査をするにあたっては、どうしても部外者の住民さんをお願いするより
は、その施設の管理者の方に直接お願いするほうが、やはり個人情報の保護の観点や、プラ
イバシーの観点からいいだろうというところで、直接施設の管理者の方との調査の委託契約
を結ぶための経費ということで計上させていただいています。

以上になります。

森山林委員

7ページの委託料、さっき説明があったかと思いますが、この中の情報システム改修委
託料というの、これについては令和6年度はあってるみたいだけど、これ何年かに1回あり
よっとですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

こちらの委託料につきましては、情報システムの標準化・共通化に係る委託料が主なもの
でございます。

以上になります。

永江ゆき委員

8ページ、さきほどの池田委員と同じところなんですけど、第7次総合計画のところなん
ですけど、ちょっと具体的にお聞きしますけど、例えば、指針の見直しとかその辺までされ
るんですか。

もうちょっと具体的に言いますと、例えばリサイクル率、環境のリサイクル率っていうく
くりなんですけど、例えばプラスチックとかゼロカーボン宣言をされたから、おおまかにじ
ゃなくともう具体的にされる予定はありますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

個別事務事業につきましては、見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

江副康成委員

12ページ、さきほど松隈委員のほうから自治体DX推進事業に質問あつてましたけど、国の施策に遅れることなく一緒にやれているなど、非常によく思っているところなんですけど、今、皆さんワードとかエクセルとか使ってるじゃないですか。

私のほうもオフィスなどでバージョンアップしてくださいとしょっちゅうくるんですけど、その辺りを総務課に聞くのか山本課長に聞くのかよく分からないんですけど、そういったところのコパイロットが入った、オフィスにそういうAIが入っているんですよ。

それやると非常に、例えばメールとかも要約でぱっと出てくるとかですよ、たくさんくるやつ。

自治体のDXを効率よくするためにはその導入及びどう使うかというのが非常に、差別化できると思うんですが、その辺りの戦略というか、どういうふうに考えているかなと思って。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

今、江副委員がおっしゃられたようにワード、エクセル等が物すごく技術的に発達していると認識しております。

それについても事務効率化の観点から、導入はしていかななくてはならないと考えているところでございます。

ただ、オフィス365につきましては、クラウド利用ですので基本的に地方公共団体ではセキュリティの関係もございまして、なかなか今、民間のほうで使われてるオフィス365をすぐ使えるという状況ではございませんので、どういうふうにしたら使えるのかも含めて調査を行っているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

調査を行っていただくということで、安心いたしました。よろしく願いをいたします。

もう1点、17ページ鳥栖駅周辺の整備事業、鳥栖駅東委託の件についてちょっと質問させていただきます。

この件はもう数十年っていうか、すごい議論がなされておまして、皆さん目も肥えてる、いろんなお考えをお持ちという中で、短期施策という形でまとめるのは非常に大変だというのはよく分かっておるところです。

当然、最終形、よく高架がいいとか橋上駅で、それで鳥栖らしくやろうというような話があるんですけども、そこに持って行く前にまずは東側の利便性を確保するためというこ

とで、どちらかというとも短期に利便性が現実に目に見えてよくなるようなことを期待している向きが多々ありまして、うちの会派でもその話題によくなるんです。

そういったところにおいて、何と言いますか、そちらの検討委員会が出された、例えば鳥栖駅東短期施策検討イメージという形で、何か評価して出されている部分があるじゃないですか。これ見ると非常に長い期間の中のここだということを言いながらも、当然今の一般質問とか答弁の中でも立地適正化計画を入れたところでやろうとかっていう話も出てきてます。

しかし、立地適正化計画とかそういう公的なのを置かれると、やっぱ30年、50年入れた分についてはそのまま使わんといかんような、そういうようなイメージもあるしですね。はたして、本当に皆さんが期待してる短期、向門市長は少なくとも長くて4年の任期でやろうといわれ、4年目ぐらいには日の目が見えるような、そういうようなスピード感がないと、なかなか我々としても本当に短期なのかと。

私は、短期っていうのは暫定という言葉に置き換えてもいいぐらいのイメージを持ってるんですけれども、その辺りの。

いや、当然難しいの分かりますよ。有識者会議とか非常に幅広く、深く御存じな方がおられて、その中で短期でどうまとめるのかって難しいと思うけど、どういうふうにつなげようとしてるのかというのをちょっと聞きたいなと思います。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

時間の軸と考え方ですけど、おっしゃるように新幹線西九州ルートが議論されておられて、それがある程度見え始めて、そして実際その西九州ルートがつながって、その時に新鳥栖駅の役割がどのようになるかというのを見極めるまでが短期施策かなというふうに考えております。

ただ、とはいえ、それでも随分時間軸としては長くなりますので、我々としてはなるべく早く、少しでも早く何かの形でお示しできるように考えております。

江副康成委員

西九州ルートがどうなるのか、私も期待はしてますけどどうなるか分からない、不確定要素が多々ございます。

そういったときに、決まったときにぱっと、そちらのほうに向けるような、それこそ取りあえずって言葉じゃないですけど、暫定、私からするとですね。

私、西鉄の電車みたいに、線路の上に行けばというようなことを言ってたけど。それは、いろいろ安全配慮の関係で非常に難しいという正式なルートは、そういう答えがきたみたいなんですけれども。

例えば、中川原議員とかあそこに仮設のを渡すような、架橋みたいなやつを作ればと。ど

っちかが決まれば、そののければ元に戻るわけだから。

そういうようなイメージというのが、私は一番分かりやすいんですよ。

例えば、今でも一番ファーストオプションにしてる延伸ですか、トンネル。それは文化財の調査というのがある、文化財の調査したらやっぱ進んでもとれますよね、どうしてもやろうと思えば。

そういったことを考えると、あまりにもハードルがいろいろ出てくるようなところじゃなくて、すぐ元に戻せるというようなことを考えないと、本当の短期にはならないんじゃないかなと思うんですよ。

どちらかという、あそこの6番線のところは入ったら狭いじゃないかという話もあるかもしれないけれども、例えば中央軒のお店がありますけど、中に入って、6番線の出入口のほうに向かって下りるような形にして、どっちみち、ハウステンボス・みどり号とか長いけど、そういうのは特殊、ほかは2両とか4両とか短い、停車位置を少し変えれば、別にそこに乗客があふれるわけでもないし、もうちょっと何か発想を柔らかくして、暫定的に、取りあえず暫定的に東から人が入れるレベル、サガン鳥栖の試合があるときに、あそこのコンビニの横のところから臨時で入ってくるじゃないですか。

ああいうイメージでもいいから、別に今は、肥前麓駅でもタッチしてから入らんとあとから困るから、みんなタッチしていくから。

人がいるいないは関係ない。何かもうちょっと、短期、置き換えたら暫定、なんか決まれば元に戻せる、そこから始められる、そういうふうな何かを発想してもらわないと、恐らく皆さんの期待には応えられないんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃるとおり、我々も去年度、短期施策の検討会から出された5案について、今それぞれ費用なり事業期間なり、そういったものを深く精査しております。その中で、議員おっしゃられるように、短期的に、しかもある程度費用を抑えながらというところを我々も今検討しているところでございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

江副康成委員

今後の進め方に注目しております。よろしく申し上げます。

池田利幸委員

すいません、1個だけ関連で聞かせてください。

駅周辺のまちづくりビジョンの検討というのが、今回上がってます。これの考え方っていうか検討っていう……。

要は、今言いたいのは、駅が高架になるか橋上になるか分からない。駅の場所がどこになるかもまだ現時点では分からない。それで、駅周辺のまちづくりのビジョンをっていうことは、ここは高架にするのか橋上にするのかとかいう検討をやる場所をっていうことになるのか、もしくは現時点での駅の場所でのまちづくりの検討をっていう話をされるのかが、ちょっとイメージがこれだけじゃできなくて。

どういう検討をされる御予定なのか、聞かせていただいてもいいですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃるとおり、鉄道高架なのかそうじゃないのか、道路事業関係についても、今のところ結果、結論を出しておりません。

とはいえ、駅周辺におけるまちづくりというのは、駅東側を開けるにしても必要になってくると思っています。

要するに、鉄道高架かどうかっていうところを議論するところではなくて、現時点で駅周辺における賑わいだとか利便性を上げるだとかいうところをここで検討することとしております。

池田利幸委員

ということは、現時点での駅の場所の部分で西も東もまちのビジョンを——要は、これ駅周辺なんで、東側だけのビジョンをっていうわけではないっていう判断でいいんですか。現時点での西側の部分も含めたところで、どういうまちをつくるかっていうビジョンを検討するっていう考え方でいいんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃるとおり、西側を含めたところでまちづくりを検討することとしています。

以上です。

伊藤克也委員

すいません、13ページの地域おこし協力隊について伺います。

今回、2名の方を予定されておりますけれども、この事業内容について市内企業や団体へ導入をされるというふうなことなんですが、どういった企業団体を予定というか、想定されているのかをお聞きします。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

本市が取り組む地域おこし協力隊事業でございますが、今のところ念頭でございますのは、プロスポーツ、観光分野、あと文化事業、そういったものを鍵として地域おこしをしていけるような業務なり人材をっていうことを念頭に、今検討しているところでございまして、その中でもプロスポーツを核としてということになりますと市内2つプロスポーツチームござい

ますので、そういうプロスポーツチームなどが受皿となる地域おこし協力隊員が最有力かなという想定をしております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。プロスポーツに観光等ですね。

そういったところ、まちおこしとかそういったことに活用していきたいというふうなことだと思うんですね。

プロスポーツは今、おっしゃったように2チームおられますんで、例えば今回2名を採用されるということであれば、それぞれに担当として振り分けて活動していただくのか、それとも2名を一緒のような形でそれぞれに、お互いに協力してもらってという考え方なのか、その辺りはどのように考えられていますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

これから公募してまいりますので、まだ具体的にということではないんですが、想定といたしましてはそれぞれのチームといいますか、団体に1名ずつかなという想定をしております。

以上です。

伊藤克也委員

今後、検討していただくということですが、あと期間についてはどれぐらいを考えていらっしゃるんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

期間につきまして、は制度上最長3年となっておりますので、最長3年ということで想定をしております。

以上です。

伊藤克也委員

期間が3年ということであれば、きっちり3年は頑張っていただくというふうなことではないんですか。それとも単年単年で、もう一回考え直して継続契約していくみたいな感じのイメージですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

契約といいますかその期間としては、単年度1年間となりますが、最長3年ということで、まず3年間続けていただくのがこちらの希望といいますか、想定でございます。

以上です。

伊藤克也委員

分かりました、ありがとうございます。

それから次に、14ページ。

今回、それだけ大きい金額でイベントを開催されるということで、県のほうから4,000万円ほど準備していただくような形なんですけれども、目的には交流人口の拡大、地域の活性化ということで、鳥栖市においては、交流人口というのは、もちろんサガン鳥栖とかアウトレットとかそういったところで、これまでもかなり交流人口というふうなところで鳥栖市はいろいろ活動、それなりにやってきてるんだと思うんですね。

今回のイベントを通じて、さらにその交流人口を図っていききたいということなんです、その辺の考え方についてどのように整理をされているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、駅東のにぎわい創出といいますか、人の流れをつくりたいということに関しましては、現状様々なことを念頭に検討しているところでございます。そうした中で今年度、駅東の都市広場の使用料を改定いたしました。

来年度に向けましては、広域のイベントを開催する際の施設使用料の補助につながるような——これ駅東だけじゃないんですけれども、鳥栖でイベントを開催しやすくなるような、新たな制度の創出もやろうとしております。

今後、また勉強会等でお示ししてまいりたいと思っておりますが、来年度は駅東のオフィススペースの創出も構想をしております。

そうした流れの中で、今回、佐賀県のほうより駅東を中心とした佐賀県全体に波及するようなイベントの御提案を頂きまして、本市が今、進めようとしております——局所的には駅東なんですけれども——県が考えておるような佐賀県全体にもっていったところも含めて、駅東を今回核として、皆様の耳目を集めさせてもらって、イベントするにもふさわしい土地だっていう、まずは認知につなげていきたいというふうに考えております。

今回のイベントは短期的な、単発的なイベントになろうかと思っておりますけれども、打ち上げ花火的にまずはこの駅東の持つポテンシャルの認知につなげていくことが必要かなと。そこが基本的なコンセプトになりながら、駅東と駅西をつなぐような、双方に盛り上がり広がるようなイベントにしていきたいと。

それが、鳥栖市全体に広がっていくようになっていうイメージでこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。駅東については、これまでもいろんな形でイベント等をされてきた経緯もあると思うんですね。それで、やっぱり地理的ポテンシャルっていうのはある程度証明もされてるような場所だというふうに私は認識をしています。

ただ、やはり単発的に1年に1回、2回というイベントではもったいないという思いもありますのでそこを継続して、繰り返し利用できるようなそういった整備の仕方というか、整理をしていただくと非常に鳥栖市の活性化にもつながっていくのかなあというふうに思っています。

ただ単に、5,000万円使ってイベントを1回やりましたっていうことではなくて、あそこに次からやりやすい設備なり施設、そういったことも想定していいのかなというふうに個人的に思ってるんですよ。

大体、イベントするときにはすぐにでもイベントの方が利用しやすいような環境整備とかその辺をしてあげるとですね、非常に今後につながるのかなと思っております。

せっかく5,000万円使われるのであればその辺のことも念頭に考えていただくと非常にいいのかなというふうに個人的には思っています。

以上です。これは要望です。

それと最後に、15ページのほう、全国大会等の開催補助金についてなんですが、対象につきましては、これで分かるんですがスポーツの規模による大会を誘致していきたいということで、今回このような提案をされてると思うんですね。

スポーツに関しては分かるんですが、このイベントをどう対象に当てはめていくのかというのがちょっと私、理解がなかなかできなくて。

そのイベントをする場合の対象者にどう組み込んでいくのかっていうことをちょっと説明いただければとも思います。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

イベントの規模をどのように評価するのかということだと思います。

スポーツ大会であれば出場者なりになっていくと思いますが、営利の興業は別として、例えば学会とかですね、講演会とかそういったものも鳥栖市には誘致できるんじゃないかと考えておりますので、そういったイベントを開催していただく際には、そういう参加者の属性とかいったところで規模感を判断していきたいと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。今、言われるように学会とか、そういう研修大会とか研究大会とか、そういったことでの説明、そこは理解させてもらうんですが、さっきからの続きであそ

ここで何かイベントをすることによっていったところとは、これは想定はされていないということですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

どのようなイベントになるのによっていったところはあるかと思いますが、例えば、フリーマーケットをやるんだっていったときに、それが営利のイベントと見れば対象外になるケースもあるかなと思っておりますけれども、その辺りになってくるんじゃないかなと。

ただ、出店者の性格とか属性で判断ができる、補助金の性質にふさわしいということになれば、お出しできるかなと思っておりますけれども、そこはちょっと、まずは制度を作り運用しながら今、控え目な制度設計にはしているつもりですので、いろんな御意見等を伺いながら適用していけるような制度にしていきたいと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

そうですね、確かに今のままではイベントを何かしたいっていう方にはなかなか利用しにくい運用というか、制度になっているのかなというふうな気もしてますんで。

そこをやっぱり、しっかり運営、運用していく上での整理っていうのは、一定きちっとしていただくほうがいいのかなというふうに思ってますんで、その辺りはよろしく願いいたします。

以上です。

松隈清之委員

最後に、ちょっと休憩を挟みながら御説明いただいた分をお尋ねしたいんですけど、鳥栖駅周辺の中で、将来に備えて用地を取得すること自体に私は賛成なんです。ただ、その代替地に関して、どこまで先を見るかによりますけど、その代替地、どこを希望されてるかにもよりますけど、そこが将来何かを考えたときに、そこが種地としているんじゃないのかみたいな議論になってくるとちょっと心配になるわけですよ。どこが代替地になるか、ちょっと見えてないんで何とも言えないんですけど。

ただ、その辺はどうなんですか。せっかくそういう申出があった機会に取得するっていうのは、なかなか鳥栖駅周辺の用地を取得するって大変なんで。価格の問題もあるとしても、取得することはいいんですけど、代替地がどこになるかというのは非常に今後の使い方として非常に重要になってくると思うんですけど、いかがですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃるとおりでございますけど、代替地として相談がされているところについては、取得した経緯等についてもございます。それと代替地については、都市計画のラインにも入

っていないところでもございますので、我々が願う土地と今回代替地として考える土地を比較したときには、その代替地を手放してでも将来必要だというふうに考えているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

二者択一なのかどうかよく分からないですけど、そこじゃないといけないことであれば、それはどっかに代替えしなきゃいけないということはあるかもしれないんですけど、都市計画の線が入ってるかどうかということもありましたけど、その都市計画の線自体も本当にそれでいいのかっていう議論を多分しなきゃいけない時期がくるんだろうと思うんですね。

先ほど、駅周辺のビジョンとか将来的な部分なのかどうかという御質問ありましたけど、確かに、先々どうなるか分からないっていう現実問題あると思うんです。逆に、どうなってもいいような整備をしないといけないと思う。

どうなるか分からないからしないっていうことではなくて、どうなったとしても、起こりうる事がある程度想定すると、こういう整理ができるんじゃないかっていうことは考えていかなきゃいけないと思うんで、そんなときに今言うその代替地が逆にネックにならないようにはしていただきたいというふうに思います。

永江ゆき委員

2 ページなんですけど、駅周辺駐車場使用料が令和 6 年度から増えているんですけど、それは。

木原智範駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長

駅周辺駐車場の使用料につきましては、今、運用しております駅駐車場の使用料といたしまして、ここの実績の年間320万円の5か月分で160万円を計上しております。

また、新たに今度、駐車場を整備する箇所の収益といたしまして350万円程度を見込んでおるところでございます。

以上です。

永江ゆき委員

もう一ついいですか。

6 ページの節12の委託料なんですけど、テレビ広報とす放送委託料に関して、去年も私、多分質問したと思いますけど、ユーチューブのアップはそこには入ってないんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

放送から1か月後ぐらいで、ユーチューブにアップしているところでございます、鳥栖市の公式ユーチューブへ。(発言するものあり)

無料で。

永江ゆき委員

私が見たところ、10月、11月が翌年の1月とかにアップされてるんですよ。それって、それでいい感じですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

ユーチューブへのアップ時期につきましては、おおむね1か月後にアップしています。

ただ、向こうの映像データをユーチューブ用のデータに変換するのに時間もかかる部分も現状としてございますので、できる限り早い形での要望はしているところではございます。

以上です。

永江ゆき委員

先ほど無料とおっしゃいましたが、あんまり再生回数も多くないんですよ。その辺とか、目標とか登録者数とかもあんまり変わらないんで、680回ぐらい。

あんまり変わらないみたいなんですよ。そこは気にされていない感じですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

テレビ広報とす以外の魅力ある映像等をユーチューブのほうに掲載しまして、登録者数とかの拡大に努めたいと思っております。

以上です。

永江ゆき委員

リアルで見られる方も少ないかもしれないので、ユーチューブって結構影響力があると思うんです。

ぜひ、その辺力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

中村直人委員長

質疑を終わります。



報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画について

第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しについて

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定方針について

第2期“鳥栖発”創生総合戦略の進捗状況について

中村直人委員長

あと、議案外の報告が1件ありますので、議案外の報告を受けたいと思います。

それでは、執行部から説明をお願いします。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

それでは、議案外報告をいたしますので、資料を御覧ください。

第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画についてのほか、資料1ページに記載の計4点について、一括して御報告いたします。

資料の2ページをお願いします。

まず、第7次鳥栖市総合計画の実施計画につきましては、毎年見直しを行うこととしておりまして、今回は令和7年度版について御報告いたします。

令和7年度において新規で計上する事業は、ブックスタート事業など5事業でございます。

その下、名称を変更する事業は3事業でございます。

法改正による変更等が、主な理由でございます。

さらにその下、国スポ・全障スポーツ推進事業と飯田・酒井東線ほか2路線、道路改良事業につきましては、完了事業として整理しております。

資料の3ページをお願いします。

重点戦略の対象事業について見直しを行い、53事業といたしました。

資料3ページから4ページにかけて追加事業、名称を変更した事業、完了事業を重点戦略の体系ごとに一覧としておりますので御確認をお願いします。

資料の5ページをお願いします。

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定方針についてでございます。

令和3年3月に策定いたしました第7次鳥栖市総合計画につきましては、住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち鳥栖、鳥栖スタイルの進化を将来都市像に本計画に位置づけました各種施策の推進を図っております。

総合計画は、(1)の部分にあるとおり、基本構想、基本計画、実施計画から構成されており。このうち、基本計画の部分につきましては、令和7年度に前期計画が終了することから、後期計画の策定を行いたいと考えております。

後期基本計画の策定にあたりましては、近年の社会情勢の変化を踏まえ主な取組や活動指標などについて、見直しを行うこととしております。

(2)の次期地方版総合戦略との関係の部分をお見ください。

令和7年度は、総合計画の後期基本計画とともに、いわゆる地方創生に関する総合戦略と

して策定しております第2期“鳥栖発”創生総合戦略についても、改定の時期となります。

この第2期“鳥栖発”創生総合戦略計画期間は、令和2年度から令和7年度までであり、総合計画を上位計画に位置づけた上で策定しております。

次期総合戦略は、本年夏頃に国が取りまとめることとされております地方創生2.0の基本構想を踏まえた上で、令和12年度を目標年次として策定を予定しており、総合計画の後期基本計画と同様の計画期間となります。

これに伴い、総合計画と総合戦略の整合を図るとともに、その関連性をより分かりやすく、双方の効果的、効率的な進捗管理を行うため総合計画に掲げる施策の一部と総合戦略に掲げる施策を統一して策定したいと考えております。

続きまして、資料6ページ(3)の土地利用計画についてを御覧ください。

本市の土地利用につきましては、農地は、鳥栖市農業振興計画、市街地は鳥栖市都市計画マスタープランにより、その開発及び保全の方針が位置づけられております。

これらの計画につきましては、議会の議決を経て定められた土地利用計画に即して策定することとなっておりますことから、総合計画において都市と農地が調和した土地利用計画を位置づけ、農業振興地域整備計画と都市計画マスタープランの整合を図りたいと考えております。

(4)の総合計画後期基本計画のスケジュールについてですが、本年4月から11月にかけて、総合計画後期基本計画、総合戦略の素案の検討及び策定を行い、後期基本計画につきましては、総合計画審議会、総合計画委員会、総合戦略につきましては、まず、まち・ひと・しごと創生有識者会議で素案の審議をお願いすることとしております。

本年12月議会で、総合計画の後期基本計画に関する議会の特別委員会の設置をお願いし、特別委員会での審議でやられた意見をフィードバックし、来年2月頃にパブリック・コメントを実施。来年の3月議会に上程し、令和8年度から計画開始としたいと考えております。

資料の7ページから8ページにかけましては、第2次“鳥栖発”創生総合戦略の進捗状況をお示しております。

基本目標ごとに進捗状況をお示しており、表右側の達成率の欄において、達成率が90%以上の項目につきましては、着色しておりますので御確認をお願いします。

最後に、タブレットには、令和7年度版実施計画の全事業を載せましたファイルをお送りしております。実施計画に記載の事務事業の個別の内容につきましては、各担当課へお尋ねくださいますようお願いいたします。

以上、議案外報告を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。この際ですので、委員の皆さんから何か確認しておきたいこと

などありましたらお受けしますが、ありますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

以上で、議案外の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

oo

午後 1 時 9 分再開

中村直人委員長

再開いたします。

oo

総務部（総務課・財政課）、議会事務局

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

これより、総務部関係議案の審査を行います。

まず、総務課、財政課及び議会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料は、書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

小柳秀和総務部長

総務部関係の審査にあたり、御挨拶を申し上げます。

甲議案、乙議案の説明につきましては、委員長も申されましたけれども、2つに分けて各課室局長が行いますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、御挨拶いたします。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務課、財政課、議会事務局関係の主なものについて御説明いたします。

なお、説明は総務常任委員会資料、総務常任委員会参考資料により行います。

総務常任委員会資料、2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款の2 地方譲与税でございます。

項の1 地方揮発油譲与税につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度から700万円減の5,300万円を計上いたしております。

項の2 自動車重量譲与税につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度から500万円減の1億7,000万円を計上いたしております。

項の3 森林環境譲与税につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度と同額の1,300万円を計上いたしております。

款の3 利子割交付金につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度と同額の350万円を計上いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

款の4 配当割交付金につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度から1,000万円増の3,000万円を計上いたしております。

款の5 株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上いたしております。

款の6 法人事業税交付金につきましては、県の法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、令和6年度決算見込み等により前年度と同額の2億円を計上いたしております。

款の7 地方消費税交付金につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度から5,000万円増の19億5,000万円を計上いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

款の8 ゴルフ場利用税交付金につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度と同額の1,500万円を計上いたしております。

款の9 環境性能割交付金につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度より700万円増の2,500万円を計上いたしております。

款の10 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度と同額の1,800万円を計上いたしております。

款の11 地方特例交付金、項の1 地方特例交付金につきましては、住宅取得特別控除に係る減収補填に伴うもので9,130万円を計上いたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

項の2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、1,000円の頭出しを行ったものでございます。

款の12地方交付税は、今年度14億5,000万円の予算を計上いたしてございまして、内訳は普通交付税12億円、特別交付税2億5,000万円でございます。昨年度から全体として1億5,000万円の増額を見込んでおります。

款の13交通安全対策特別交付金につきましては、令和6年度決算見込み等により前年度と同額の1,200万円を計上したところでございます。

款の15使用料及び手数料、項の1使用料、目の1総務使用料、節の1総務管理使用料の電柱敷地料等414万5,000円は九電やN T Tの電柱などの敷地使用料等でございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

次に、6ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、委員会資料の33ページをお願いいたします。

県河川の浸水想定区域の見直しに伴いまして、災害ハザードマップを更新するものでございます。

続きまして、次の新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、委員会資料の31ページをお願いいたします。

災害に備えまして防災倉庫の整備や簡易トイレ等の備品を購入し、避難所の生活環境の改善を図るものでございます。

続きまして、6ページに戻っていただきまして、款17県支出金、項2県補助金、目7消防費県補助金につきましては、消防団員確保対策事業補助金でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、7ページをお願いいたします。

款の18財産収入、項の1財産運用収入、目の1財産貸付収入、節の1土地貸付収入につきましては、京町ビル敷地等の貸付け料でございます。

続きまして、目の2利子及び配当金でございます。

節の1利子及び配当金といたしましては、3,187万8,000円を計上いたしてございます。

内訳としましては、財政調整基金利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入から目の3証券売払収入までにつきましては、それぞれ1,000円の頭出しをいたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

款の20繰入金、項の1基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため3億4,408万6,000円を繰り入れるものでございます。

目の2公共施設整備基金繰入金でございますが、新庁舎整備事業及び旭小学校大規模改造事業の財源として、1億8,000万円を繰り入れるものでございます。

目の3競馬事業収入活用基金繰入金につきましては、子育て支援策として令和6年度から8世帯の第三子以降の子の学校給食費を全額助成する事業などの財源として1億円を繰り入れるものでございます。

款の21繰越金は頭出しを行っているところでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

款の22諸収入でございます。

項の5収益事業収入、目の1競馬事業収入につきましては、競馬事業の収入として近年の実績から1億円を計上しているところでございます。

項の6雑入、目の3違約金及び延滞利息につきましては、頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、目4雑入、節3消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等でございますが、共済基金からの受入れ予定額を計上しております。

節4雑入のうち健診助成金につきましては、職員の健診に係るもので、佐賀県市町村職員共済組合からの助成金でございます。また、光熱水費、雑入を計上いたしております。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、10ページをお願いいたします。

款の23市債でございます。

歳入の市債につきましては、事業ごとに関係する常任委員会で説明するものもでございますが、総務部関係の説明と併せて一括して御報告させていただきます。

別冊の参考資料の3ページから5ページの起債一覧表と併せて御覧ください。

目の1総務債、節の1総務管理債は、庁舎に公用車の電気自動車の充電器を設置する事業で270万円、若葉まちづくり推進センター改修事業として2,610万円、新庁舎整備事業として

4,870万円を計上いたしております。

目の2衛生債、節の1清掃債6億7,400万円につきましては、旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業に係るものでございます。

目の3の農林水産業債、節の1農業債480万円につきましては、老朽農業用水路改修事業でございませう。

目の4の土木債でございませう。

節の1道路橋梁債につきましては道路改良事業として2億2,580万円を、節の2河川債につきましてもは河川浚渫改良事業として2億2,030万円を、節の3都市計画債につきましてもは公園整備事業として4,400万円を計上いたしております。

目の5消防債につきましては、防災基盤整備事業として1億9,030万円を計上いたしております。

目の6教育債でございませう。

節の1小学校債につきましては、小学校施設改修事業として1,680万円、旭小学校大規模改造事業として7億5,060万円、節の2社会教育債につきましては、市民文化会館改修事業として1億1,960万円、定住・交流センター改修事業として550万円、節の3保健体育債につきましては、体育施設改修事業として4億円を計上いたしております。

歳入については、以上でございませう。

武富美津子議会事務局長

続きまして、歳出について申し上げます。

資料、11ページをお願いいたします。

歳出のうち、款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものについて申し上げます。

節1報酬から節4共済費までにつきましては、議員及び事務局職員の人件費を計上いたしております。

次に、節8旅費につきましては、常任委員会、議長会関係の議員旅費及び職員の随行等旅費、並びに本会議等の出席費用弁償を計上いたしております。

次に、節11役務費につきましては、タブレット端末に係る通信費が主なものでございませう。

次に、節12委託料につきましては、議場設備保守点検業務委託料、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございませう。

次に、節13使用料及び賃借料につきましては、議事録作成支援システム等の借り上げ料が主なものでございませう。

次に、12ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等の負担金のほか政務活

動費交付金を計上いたしております。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、款2総務費、項1総務管理費でございます。

目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会など各種審議会の委員の報酬及び育児休業代替会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、特別職及び部長以下職員の人件費等でございます。

節7報償費につきましては、顧問弁護士、産業医等への謝金でございます。

節8旅費につきましては、職員の研修旅費や育児休業代替会計年度任用職員の費用弁償などでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

節11役務費につきましては、職員等の健康診断等の手数料などでございます。

節12委託料につきましては、嘱託員委託料や職員の研修委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料のうちシステム借上料につきましては、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、職員研修等負担金、防犯協会補助金などが主なものでございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページの、目の5財政管理費、節の8旅費から節の18負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成等に係る経費を計上したものでございます。

節の24積立金につきましては、競馬事業収入1億円を競馬事業収入活用基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

次に、16ページをお願いいたします。

目7財産管理費のうち、総務課分の主なものについて申し上げます。

節10需用費につきましては、共用車のガソリン代や庁舎の電気代などでございます。

節11役務費につきましては、庁舎等に係る電話料などがございます。

節12委託料につきましては、庁舎清掃や当直警備に関する委託料などがございます。

節14工事請負費につきましては、自動音声録音装置の設置工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、自動車の購入費でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

同じく目の7財産管理費のうち、財政課分の主なものといたしましては、節の11役務費のうち建物共済保険料や公用車の自動車任意保険料のほか、節の18負担金、補助及び交付金中の土地開発公社負担金として土地開発公社への管理負担分を計上いたしております。

次に、17ページをお願いいたします。

中段の目の12財政調整基金費、節の24積立金につきましては、基金利子相当額として、財政調整基金減債基金へ積立てを行うものでございます。

目の13公共施設整備基金費、節の24積立金につきましても、基金利子相当額の積立てでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、23ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものにつきましては、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、消防防災担当職員の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金、県防災航空隊負担金は、それぞれ構成団体のうち鳥栖市の負担金でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

目2常備消防費の主なものにつきましては、節1報酬につきましては、消防団員の報酬でございます。

節7報償費は、消防団員退職報償金等が主なものでございます。

節10需用費は、消防団の活動服の購入費などがございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、公務災害補償組合の負担金や退職報償金負担金などがございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

目3消防施設費の主なものにつきましては、節10需用費は、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節12委託料につきましては、委員会資料の30ページをお願いいたします。

第4分団本部消防格納庫の建て替えに伴う設計委託料などでございます。

戻っていただきまして、節18負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓の増設に係る上下水道局への負担金でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

目4防災費の主なものについては、節10需用費につきましては職員の防災服を購入するものでございます。

節11役務費の通信運搬費につきましては、コミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節12委託料につきましては、歳入で説明いたしました県河川の浸水想定区域の見直しに伴います災害ハザードマップの作成委託料などでございます。

節14工事請負費につきましては、委員会資料の32ページをお願いいたします。

災害時に生活用水を確保するための防災井戸整備に要する工事費と、委員会資料の34ページをお願いいたします。

現在利用しております、防災行政無線の通信サービスの終了に伴います無線設備の更新を行うコミュニティ無線改修工事費でございます。

戻っていただきまして、節18負担金、補助及び交付金につきましては、県防災行政無線連絡会負担金や自主防災組織補助金などでございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

続きまして、27ページをお願いいたします。

款の12公債費、項の1公債費、目の1元金、節の22償還金、利子及び割引料でございます。

地方債の元金償還金の見込額16億7,493万5,000円を計上いたしております。

同じく目の2の利子でございます。

財政課分としましては、地方債の利子1億4,909万1,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、款の13諸支出金、項の1土地開発基金費、目の1土地開発基金費、節の27繰出金につきましては、基金の預託利息と基金用地の土地貸付相当額を計上いたしております。

次に、項の2公営競技収益金貸付基金支出金、目の1公営競技収益金貸付基金支出金、節の23投資及び出資金は、公営競技収益金貸付基金支出金として、頭出しを行ったものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

款の14予備費でございます。

予備費として、昨年と同額5,000万円の予算を計上いたしましたものでございます。

以上で、議案乙第9号 令和7年度一般会計予算のうち、総務課、財政課、議会事務局関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

ご説明ありがとうございます。何点かお聞きしたい部分があるんですけど、まず4ページ。

4ページの款10、項1、目1、節1 国有提供施設等所在市町村補助交付金、これ前年度と同額にしましたというような御説明をいただいたと思いますが、これは補正のとき、全額、水道関係の税金の漏れの分ので頂きましたっていう部分がこれに当たるのか。これには当たらないってということですか。まず、その確認が1点でした。

31ページです。防災備蓄事業で、激甚化、頻発化する災害に備えてという部分で、整備しますっていう今回予算がいっぱい、いろいろと準備をされる予定だと思います。

僕、一般質問でも聞いたんですけど、学校施設に備蓄倉庫を今ずっと順次造ってて、現時点で3か所造ってますっていう部分があるんですけど、そこに備えていく分も、今回同予算、向こうは学校施設数になるので、教育委員会としてその部分のお金が出て、教育委員会でそろえるものなのか、この中に入っているのか、その辺の縦分けがどうなっているのか、まず聞いていいですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

池田議員の御質問にお答えいたします。

学校の体育館を改修する際には、備蓄倉庫を造っていただいているんですけども、その分につきましては防災部局と教育部局で協議をして、そういう形で整えていただいております。その分については教育部局の予算となっております。

今回の分につきましては、基本的には各まちセンのほうに備蓄倉庫を新たに追加で準備するような形で考えているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

全部確認だけで、短く聞いていきます。

今度、7ページです。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入の節1土地貸付収入、これ京町ビル敷地等という部分で、ここは等となっていますけど、京町ビル跡地、また公有地としてあるところ、今、何軒分って場所といたら、何軒分ぐらいのやつが現時点で入ってきているのかっていうことを教えてもらってよいですか。

古賀庸介財政課長

池田委員の京町ビル敷地等の件数についてお答えしたいと思います。

京町ビル敷地等となっておりますのは、京町ビル敷地の上が県営住宅で、下が居酒屋のところなんですけど、京町ビル敷地であるところが佐賀県と1階には8店舗ございますので、現在9軒になると思います。

あと、等と書いておりますのは、勤労福祉会館跡地の貸付けも含まれておりまして、ここは鳥栖市職員互助会を通じて市職員の、今、庁舎建設ということで市職員の駐車場としての土地貸付けということで、おおむね当初予算では35台分を予定しているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

次、12ページ。

款2総務費、項1総務管理費の節1報酬の、説明の一番下、4番目。育児休業代替会計年度任用職員等報酬、7,296万円という部分があります。

文字の感覚で言うと育休を取られている方の代替で会計年度任用職員さんを入れていきますよという部分で、7,296万円ってえらい大きな額だなんていうイメージがあるんですけど。

今、育休をとられている方、どれぐらいいらっしゃって会計年度任用職員さんをどれくらい入れられているか分かりますか。結構な額ですよ。これ、何人とかいうレベルじゃない人数だと思うんですけど、教えていただけますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回予算で上げている分につきましては、産休育休休業代替等と、それ以外にも障害者雇用ですとか、行政暴力対応等、また職員が仮に年度の途中でやめるようなことがあった場合については、その欠員を会計年度で補うこともありますので、そういう職員の分まで含めた形で41人分を計上しているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

名前はこうだけど、会計年度任用職員さんを基本的に急遽でもできるように、この金額にしているという事ですよ。現時点で取りあえず育休は男性もしっかりとってくださいって

国の方針があるわけで、鳥栖市として今育休を現時点で取られてる方、男性、女性でどれぐらいいらっしゃるのか、分かりますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

本年度の分は、年度の途中ということで正確な数字がありませんが、昨年度の分で言いますと育児休業取得者につきましては、全部で17名となります。それ以外の出産補助休暇を取っているのは、9名いらっしゃいます。

それ以外に、障害者雇用と総合案内とか欠員も含めて15名、育児休業以外で採用しているところがございます。

以上でございます。

池田利幸委員

職員の皆さんがしっかりと仕事を回せるように、それがひいては市民サービスにつながると思います。

最後に30ページです。

消防団第4分団（麓地区）地域防災拠点施設整備事業という建て替えのやつが出てるんですけど、しっかり地域防災やってもらう皆さんの環境を整えることは大事だと思います。

以前の委員会で一度言ったことがあるんですけど、基里の分団はトイレもまだ洋式ではないんです。被災したこともあってカビが生えるとかいう話もある中で、改修計画とかは順次造られながら、要は、実態として前聞いたときは和式であることはちゃんと分かっていますってというようなことを言われたんですけど、その辺、地域防災の最前線で活躍していただく皆さんの環境という、そういうトイレの洋式化とかは基本的にやっていかなきゃいけないんだろうなと思っています。その辺の予定とかがされているのか。

あと、消防団からの要望で直接に係にも言われたことあるし、僕も言ったことがあるんですけど、あそこ消防小屋の駐車場、団員さんたちで緊急があったときに車が入れない。

単にゼブラゾーンか何か引いて緊急で招集がかかったときに入れるように、ゼブラを引いてもらいたいっていう御要望がもう何年も前からあって、それに対してあそこは県道だから、市道返還がなったら考えますよっていう答えも数年前からもらっていたんですけど、その辺の状況も踏まえてどうなっているのか、お聞かせ願いますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の消防団の第4分団の統合につきましては、第4分団だけの話ではございませんで、消防団員の確保がこれから難しい中、どういう形で消防団の組織を維持していくかということで、消防団の皆様とずっとここ数年、協議を行ってきているところです。そのような中で第4分団につきましては、牛原町ですとか立石町ですとか、なかなか消防団員を確保するの

が難しい。そのような中、集約をするような形で、協議が地域とも整いまして、今回上げさせていただいているところです。

いろんな課題につきましては、各分団のほうから出していただいている、随時、協議を行っているところがございます。なるべく消防団の活動がしやすいような環境づくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

池田利幸委員

事情も分かります。よろしくお願いいたします。

集約とかも含めて今、市内の消防団について検討されていると思いますので、今後も活躍ができる形というのを整理してもらいようよろしくお願いいたします。

江副康成委員

今の話題になると思います。第4分団の話です。

今、課長のほうから地域との協議が整ったからと言われたからそうなったのかなと思うんですけども、去年の暮れ頃に心配されていたんです、実は。おっしゃるとおりに消防団員がなかなか獲得しづらいと。

牛原町と立石町でそれぞれ小型車、ポンプを変えることができないと今の人数じゃということで、1人多い立石町のほうに残すと、牛原町のほうがなくなると。何とか残してくれというような話があります。その辺りも含めて、本来は、あと一つ立石町のほうに残すことはできたんですか。まずはその確認から。

人数的に建物は残してもいい、構わないような話を聞いていたんですけど。

緒方守総務部次長兼総務課長

消防団の統合につきましては、各分団の中で様々な御意見を各分団ごとでお話をさせていただいて、決めていっているところでもあります。この分は現状ですけど、これから10年先とか、そういうある程度長期なスパンで考えていかないといけないというところで、いろんな御意見をいただいた中で、こういう形で進めていこうということで、第4分団のほうから、御意見としていただいたところでもあります。

江副康成委員

そういう形で、内部で皆さん納得されたんだったらいいんですけども、その分団の立石町、牛原町のほうも高速道路のすぐ下に消防小屋あるじゃないですか。

第3のコミュニティというか、絆を深めるところになっておりまして、地域としては非常に頼りがいのある若い世代の育成の場になってる部分があるわけです。その部分はどうするんですか、使えなくなるんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今後の活用等については、またこれからいろいろ協議をしていくことにはなりますけれども、基本的には統合するような形で考えているところでございます。

江副康成委員

麓というだけあって、山の山麓、横にベターと広がったところで山浦町のほうに本部がありまして、後ろが立石町でそれぞれ2キロぐらいは離れてて、身近なところにあるというのは、ある意味じゃ非常に心強い部分があって、1回無くすとそういう集団というのはなかなか形成されないだろうということもありますので。そのあたりもよく配慮して。

消防団員の団の中の話でもあるかもしれんけど、区長さん含めて、地域の皆さんの思いもでございますので。特に、地域の皆様は総務課の嘱託員さんも抱えているところもあるし、そういったことも含めて総合的に考えて結論を出してほしいということと、山側のほうにそういう機能を集めるといった場合に、非常にあんまり大きなところでも、広いところでもないです。

人を集めるだったらそれなりの大きな施設、小屋だけ造って集まる場所はそんな、牛原町、立石町とあんまり変わらないぐらいのでは、そういったところにみんな、牛原町で12人、立石町で11人だったんですかね。そういうところにみんな何かあったら集まれというようなことになるんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の地域防災拠点施設というのが、災害に強い地域づくりということで、地域防災拠点、建物整備を行うという国の補助を基にやっているところです。今後の令和7年度に設計を行いますけれども、その際には、そういう様々な点を確認した上でどういう形がいいのかというのを協議していきたいと思っているところでございます。

江副康成委員

今まで、みんなが集まる場所は、すぐ隣に山浦町の公民館がありますので、そこを使わせてもらったけれども、もしそこを使うのであれば、そこを前提としたそういうのやったら、その山浦町とかそういうところも協議して、しかるべき、きちんとした形で使わせてもらうようにしないと、それぞれ何か集まる時に押さえていかないと大変ですよというのを付け足して言わせていただきました。

併せて消防関係なんですけれども、私は消防議員をさせてもらっていて、今、消防署のほうはドローン部隊というか、その要請をされているんです。今、4名、4名の8名、今年4名で12名体制になるのかなと。

だんだん今度の新しいところは、既に就職した方が先輩で教えていって、ずっと輪が広がっている。ぜひ鳥栖市の総合的な防災のときにドローン部隊、あそこは鳥栖、三養基ですけ

ど、鳥栖市のほうよろしくと言ったら、我々やれることは限られているんですよと、消防のほうは人命に関わることとか火災や災害に関するところとか。

やっぱり鳥栖市がせんといかん部分も、鳥栖市として賄ってもらわないといけないんじゃないですかという御意見も聞いていたんですけど、鳥栖市の防災、あるいは公共施設の維持管理のところでは業者に頼まれてどのぐらい老朽化しているかとかあるかもしれんけれども、ざっとしたモニターというか、どういう状況か。ドローンってやつは身近なものになってると思うんですよ。その辺りどういうふうな位置づけで、どういうふうな形で今後整備されるのか、思いがあれば。

緒方守総務部次長兼総務課長

消防団の在り方というところで、ドローン部隊が必要かというところ……。

江副康成委員

いや、消防団じゃないです。消防団の話は置いて市役所としてです。

市役所として防災の観点からドローンとか、そういったところを使って、より効率的、生産性があるようなことは考えてないんですかと。隣の消防署の方は、もう既に先に行ってますよということです。

緒方守総務部次長兼総務課長

消防団と防災部局が様々な協議を行っているところですので、ドローンとかそういうのも必要ですけど、昨年度は、水防関係でボートを購入したりとか、そういうところでいろんな取組を行っているところです。

ドローンについても議題の中でやはり出てきております。そこについては、いろいろと消防団とか消防署とも話をする中で、今後どういう形で役割分担とか、そういうのをしていたらいいかというのが、また話をしていく形になるかと思っております。

江副康成委員

話は大体分かったんですけども、聞いたところで消防団という言葉が出てから消防団にやらせるわけじゃなくて、市役所の職員さんがする話をしているんですよ、私は。

そういう話ですよ、念のために聞きますけど、市役所でそういうことをしないといかんと思われるのかどうか。

小柳秀和総務部長

今、江副委員から話をいただいた件ですけども、消防事務組合は鳥栖市、みやき町、基山町などそういったところの消防部門の業務を行う組合として行っている部分の一つあると思います。それと別に、鳥栖市として防災をどうするのかという部分も考えないといけないというふうに思っております。

先ほど緒方課長が申し上げましたけれども、今年度は水防用のボートを買ったりとかいう形で、今後防災をどうしていくかという部分については、考えながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、災害はいつ起こるか分かりませんので、少しでも対応できるような形で業務を進めてまいりたいというふうに思っております。今回、資料の31ページに、そういう部分も含めまして防災備蓄事業ということに取り組んだりとかしておりますので、31ページとその次の井戸とかそういう部分の対応で少しずつですが、頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員

よろしく願いしておきます。それとあと一つです。

地方交付金の特別交付金2億5,000万円という話があったじゃないですか。普通交付金ではですよ、システム上当然はじき出すような形になってるでしょうけど。

特別交付金って、当然災害があつたりとか、いろいろ特別な事情があつてるじゃないですか。となると、やっぱり鳥栖市のほうが気がついてこことこことこはもらわんといかんというやつ、気づきがないと何か数字が出てこないのかなというふうに思うんですけど、その辺りはどうなんですか。

古賀庸介財政課長

江副委員の地方交付税の中の特別交付税の算定についてお答えをします。

特別交付税2億5,000万円ということで申し上げた分については、昨年度は3億円で予算を計上しておりました。今年度については、確かに委員が言われるように、細かい調査の積み重ねの部分もございます。それは国、県に報告をいたしております。

もう一つは、過去の例を見ますと、令和6年度が国スポ・全障スポがございましたので、そういうところには重点的に、令和6年度については配分される可能性がある。令和7年度については終わります、その分で減。

それと、あと石川地震の影響が続いておりますので、その辺りも今年は国のほうも増額をして、特に影響はないのかなというふうには思っておりますが、令和7年度については不透明なところがございますので、この部分で5,000万円を減額したというところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

私は、総務委員会2回目なんですね。新人の時に総務委員会に入らせてもらったんですけど、そのころは、特別交付金の特交陳情って2月頃ですか、いつも行って。委員会ですよ、

行ってですね。

一つのお祭りじゃないですけど、それに合わせて行って、なんか四億、五億円ぐらいは昔はあったような気がしないでもないんですよ。昔、私16年目やけど、10年以上遡ったところから比べてやっぱり減少傾向にあるんですか、今。

古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

特別交付税の推移でございますけれども、総務常任委員会で行かれたときが平成二十年代の前半だったと思っておりますが、ちょうど新幹線事業があつてまして、そういうときも今の国スポと一緒に、基本的には九州新幹線が通るといふところでの財政需要がございましたので、その分は多く見られたといふふうに考えております。

以上でございます。

江副康成委員

何を言いたいかという、特別交付金は毎年陳情に行くぞと、今でもしかるべきところだけは行かれてるかもしれませんが、みんなが注視する中で、期待を背負っていくということを毎年やれば、それに応えるために何か特別交付金を取れるような事業をせんといかんといふところで、庁内挙げて、もう活性化するのかなと思うんです。

そういう何か、特別交付金を一つのばねに何か事業を拡張するっていうか、高度化するっていうか、そういう方法というのは念頭に置かれてるのかなと。

古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

特別交付税については、普通交付税で見られないような特別な財政需要があるかどうかといふところで、先ほどの国スポだったり新幹線の事業、新鳥栖駅周辺とかそういったところがありましたので、当時、特別交付税のほうが多く見ていただけたのかなという形ではございます。

今後とも大型事業等ありますので、そういったところでの当然、特別交付税の陳情、市長と私のほうで行っておりますので、そういったところでも大型事業を鳥栖市のほうはやっているんだよっていうようなアピールとか、そういったところは要望の中でしていきたいと思っております。

以上でございます。

永江ゆき委員

31ページの備品購入費ですけど、蓄電池とEV車給電器と書いてありますけど、これはどういう意味ですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

具体的には、アタッシュケースみたいなものがありまして、電気自動車があつて給電するところにコネクタをつけます。あとスイッチをオンにすれば、コンセントなりを差して携帯などの充電をしたりだとか扇風機とか、寒いときはヒーターとかそういうふうに電気が使えるような形になるものでございます。

永江ゆき委員

そうしたらEV車がないと、それは使えないんですか。蓄電池はない。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分につきましては、蓄電池はまた別個に購入するような形にしておりまして、ここのEV車用給電器につきましては、8台購入するような形にしております。EV車で使えるものです。

永江ゆき委員

8台ということは、各まちセンに1つずつということですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

指定避難所等を開設したときに、電気自動車に乗って行って、電池が足りない場合についてはそういう使い方をすることで考えているところでございます。各まちセンを中心に考えています。

永江ゆき委員

そうしたら8台買われて、使われるということですよ。車から充電ができるっていうことですよ。

それともう一つ、空気製水器とはどういうものですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

まさしく空気から水をつくるようなものでございます。今、東京のほうで豊島区の防災公園ですとか様々なところで取り入れていらっしゃるしまして、防災の啓発も兼ねた形で庁舎に置かせていただきたいと思います。

1日当たり15リッターぐらいの真水をつくれるというふうに聞いております。考え方としては、結露をしてその分をフィルターでろ過して水にする。この分はちゃんと国の定めているJIS規格とか、そういったものに適合したものだとして聞いております。

永江ゆき委員

では、それも8個買われるんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

製水器については、2台リースする形で考えております。

永江ゆき委員

給水器を設置とかは考えられていないですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

通常の給水器ではなくて、この分は防災の啓発を兼ね、なおかつSDGsそういうことも考えて置かせていただきたいと考えております。

永江ゆき委員

1日に15リットルですよ。15リットルでは足りない気がするんですけども、その辺はどうでしょうか。

緒方守総務部次長兼総務課長

基本的には、防災の啓発で考えているんですけども、この分は例えば水道に接続して通常の給水器として使うことも可能です。基本的には防災意識を様々な面で啓発をして、例えば、防災の週間とか月間とかにもそういうものを提示して、皆さんに見ていただきつつ、日頃も使っていきたいというふうに思っております。

その分につきましては、使用中でいろいろ課題がありましたら、その分は整理をしていきたいというふうに考えております。

永江ゆき委員

啓発も大事だと思いますけど、いつ何が起こるかわからないので、ぜひもう少し積極的にしていただけたらと思います。

それともう一つ、アレルギー対応の食料というのは備蓄の予定はないですか。

前田良介総務課防災係長兼流域治水対策係総務主査

永江議員の御質問にお答えします。

現在、備蓄しております食料品、アルファ米とか備蓄してはありますが、それらにつきましてはアレルギーの対応が主になっております。

以上です。

永江ゆき委員

ありがとうございます。アレルギー対応していただかないと急遽なんで。結構多いので、ぜひその方向でよろしく願いいたします。

尼寺省悟委員

参考資料の2ページか3ページに、基金残高見込みというのがあります。それに基づいて質問します。

基金の在り方については、今までも何回も質問してきたんですけど、その辺のことについて聞きますが、この表によりますと令和6年度末の総額が145億円。

昔を調べてみますと、平成21年では36億円ぐらいあって、あれから見ると予算の総額はそんなに、ね。これを見ると4倍近くなっていますよね。

だから、予算の総額は4倍近くなってないにもかかわらず基金がこんなに増えているのはなんでかなあと思いつつもそういった観点で、たしかこれ去年だと思えますけれども、決算のときに質問しました。それぞれの基金ですね——財政調整基金と減債基金と公共施設整備基金と都市開発基金ですか——それぞれの目標額はどうなんかというふうに聞きましたところ、そのときに古賀課長さんが財政調整基金については、各年度の財政的な調整、将来の財政需要。

それから減債基金、これについては、事業費440億円に対して市債が35億円を市が起債をして——市庁舎ですね——おりますので、この返済について令和10年度から年間約2億円の元金と償還が発生するので、それに対応するためだと。毎年2億円ずつ積立が必要なんだと。

公共施設整備基金については、老朽化が進んでるということで3億円程度の10年程度の現在高が必要だと。

それから都市開発基金については、事業費は不明であるけれども、毎年1億円程度の積立てができればと思っているというふうな答弁があったわけです。

今の地点で、この答弁に付け加えることがあれば——なければいいけれども。あればちょっと、なければいいです。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

基本的には今、尼寺委員が言われた基金の目的と積立ての目標になっております。

公共施設整備基金について、ちょっと付け加えをいたしますと、老朽化した施設の改修ということで、今小中学校の大規模改造事業を、きっちりとはないんですが、大体並行して2校改造を行っております。そういった財源のところと、あとその他の改修もやっていっております。まちづくり推進センターであるとかその他施設、やっております。

そういうところの全ての工事費の資材の高騰、それから人件費の上昇が見られております。

今、言われた数字的には間違いございませんが、3億円の10年程度は最低でも必要というふうに現在では考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そのときにね、これらの基金については順調に積立てをしてるということですかって聞いたら、してると言われたけれども。

そのように、多少の物価高があるけれども、基本的にはしてるというふうに考えていいん

ですか。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

先ほど言われたように、今、言われたところについては順調に積立てをしております。

ただ、今後の資材高騰、人件費上昇がどこまでかというのも分かりませんので、そういったところでは目標額も大きく変わってくるでしょうし、鳥栖駅周辺整備につきましても、今、様々委託をしておりますが、そういったところの成果が出てまいりますので、そういったところの整備費が具体的に出てきた段階で積立額については考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

問題は財政調整基金なんですけれども、財政調整基金については、標準財政規模の15%から20%が適正規模だというふうな答弁をされております。

前も言ったんですけれども、実質的に鳥栖市の場合にはこれをはるかに、はるかにっちゅうかをはるかに超えてるということで、これ債券だけじゃなくて、特に多かったのは平成4年で30.2%と。令和元年が24.8%、それから26.2%、28.1%、30.2%、24.0%というふうなことで一般的に言われてるよりも鳥栖市の場合、財政調整基金についてはかなり積立てをしてるということが言えると思うんですが。

これについて、どうなんかというふうなことをあなたに質問したら、あのときにどんなふうに答えられたかっちゅうと、将来の予測に備えるなんて言ってないと言われたけど、その一方で特に言われたのが資金不足。特に年度初めに資金不足が出てくるので、それに備えるためにはこの程度っちゅうか、40億円程度必要なんだと言われたんです。

ただ、実際どれぐらい資金が不足してるのかと調べてみたら、どれだけ年度の初めに取り崩したかというふうなことを調べてみると、平成元年に8億円、2年に10億円、3年に10億円、4年に8億円。平成5年が21億円と、平成5年がね。平成6年が2.9億円か、取り崩したのがね。だから、そういった面から見ると、これ40億円ぐらいあるんだから十分当初の資金不足に対応できると思うんやけどね。

そういった意味で、私としては、これほど財政調整基金をためる必要があるのかなあというふうな疑問が、ずっとあなたの答弁聞いてて思ったけど、その辺はどうなんですか。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

先ほど、公共施設の関係で工事費が年々増加しているということで申し上げました。当然、

公共施設整備基金のほうだけで対応することでもありません。財政調整基金も一部使うこと
もございます。

そういった中で、そういうのに使うのもありますし、今の資金不足の件で、工事費とかの
増額により資金不足額というのも今後大きくなっていく、特に大型事業をすれば、年度途中
の資金不足額が大きくなっていく可能性がございます。

現に、令和4年度、5年度については、一時的なピークではございますけれども、一時運
用については、一般会計や産業団地などで40億円を超えるような一時運用をしているところ
でございます。

今後、今、委託をしているような事業の工事費が出てくれば、そういった大型事業の工事
費が増額、それと資材高騰とかで増額ということが考えられますので、財政調整基金につい
ては、現在程度保持したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今後の大型事業と今、言われたんやけれども、まだ具体的に公表されてないんやけれども、
例えば市民公園のスポーツ施設とか、温水プールはどうされるかどうか分からんけれども。
あの当時で19億円だからね、必ず出てくるだろうし。

それから、さっき言われた体育館についても空調設備をつけるとか、いろんな形で今後そ
ういった事業が出てくると思うけれども、そういった事業を目の前にして、じゃどれぐらい
ためていこうかというふうな試算とかいうものは、今の地点でしているんですか。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えをします。

その年度その年度の当初予算などに反映させるための当然、財政計画、当初予算の材料と
しては作成をしております。ただ、年々国の状況とかでそういった計画っていうのはローリ
ングをしていくものでございます。

今、尼寺議員から現在高の目標についてということだと思いますが、明確な目標額を設定
することは非常に難しいというふうに考えております。先ほど言いました普通建設事業など
の事業費が、施設や改修の内容で大きく変動するものでございます。

あと、市ですので地方財政制度の中でということで考えると、地方の税とかの自主財源だ
けで財源が完結するものではなくて、国・県補助金の動向とか一般財源の調整である地方交
付税の動向などに大きく影響されるものというふうに考えておまして、その時々々の財政需
要や財源、国の動向等を注視しながらそういった現在高については決めていきたいというふ
うに考えておるところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

最後ですけど、さっき言った標準財政規模に対する財政調整基金の比率がなんと鳥栖市は24%で、唐津市が10.4%、佐賀市が13.8%と。だから鳥栖市、非常に高いっちゃんね。

最初言ったその財政調整基金以外の減債基金にしても、公共施設整備基金についても、それなりにためてるったいね。今、別について言われたけど。

だから私としては、それで基本的には対応できると、対応できるようにためてるんじゃないかと思うわけたい。だったらそこまで財政調整基金をためる必要はないと。

もっとそれを低くして——どこまでっていうのはそれぞれあるから。唐津市が10.4%、佐賀市が13.8%だから、標準で15から27%。17.5%ぐらいにしておけばね、もっといろいろ…。

議員としていろいろ聞きたいね、そうしたらそれに対して市に言っても、いや予算が、予算がどうのこうのって言われてなかなかできていないところがあるったいね。

今度の一般質問でも子供の医療費完全窓口無料化とかね、あるいは給食の無償化とか、あるいは私は本通町に住んでるけれども、毎年梅雨になるともうあふれて、冠水がおきるったいね、特に京町。維持管理課といろいろ話したけど、基本的に出口のところ、京町のところに稲葉時計店ってあるけど、あそこに2メートルぐらいの地下水路があって、それが最終的にはスタジアム前の前川のところに注いでいるわけたいね。だから、行ってみるとあふれて中に行けないわけたい。あふれてしまとるから、排水能力が足らんから返って上のほうまで。

もちろんそれだけじゃないけど、だからそういった意味で、それを基本的に改善するためには拡充する。もう一個地下水路を掘るとかっていうようなことをやっぱり言われてるったい。ところが、それに対しても予算がないと。

だからそういった意味で、基金をためることについてね、私は否定はしないけれども、目の前にやってほしいというのがあるならば、そこにやっぱりお金を投入すべきであるし、そのための財政調整基金、私はため過ぎと思うけど。

低くするようなやり方をすべきじゃなかろうかなと、これ私の意見です。それだけです。

松隈清之委員

別のことを聞こうと思いますけど、まず基金から。

全く別の立場で申し上げたいと思いますけど、やっぱり誤解という言い方はちょっとあれかもしれないですけど、目標とか言われると多分、分かりづらいんですよ。

正直それは、別に10%でも、極端な話5%でもできんことはないと思うわけです。多分、鳥栖市もそれぐらいの時期があったと思うんです。

それで、15%から20%あればいいよねっていうの、あればいいっていうのはほんだけでもあればいいと思うんですけど、あんまり目標って言われると、そこを割るのがいけないみたいな感じにもなるし、そこに行かないといかんっていうこともあると思いますけど、お金がなければ事業をしないだけの話であって、あくまで余力だから。

むしろそれよりも、補正のときにも言いましたけど、今後金利は上がってくるわけです。一時借入れって、最近一時借入金の利子ってほとんど払ってないですよ。

僕が議員になった二十年ぐらい前っていうのは、結構な額の一借の利息を払ってたわけですよ、それでもそんなに金利高くなかったんですけど。今後、また金利が上がってくる中で、ある程度の運用ができるだけの基金を持つてことは、無駄な利息を払わないっていう意味で、今まで以上に余力は残していたほうが良いというふうに思います。

一方で、補正のときにも言いましたけれども、可能な限り緊急性が高くないとかいう部分に関しては運用の仕方を考えて、逆に利息が上がってくる時代なんで、いかに運用しながら財源につなげるかっていうところもやっていかなければいけないと、これは繰り返し申し上げておきたいと思います。

ですから、15%とか20%とかって、結局あんまり意味ないんですよ、金額自体に。だからそれよりは、むしろ今後金利が上がっていく中で無駄な一借をしなくていいように。

そして何より、災害とか何かあったときに、機動的に運用できるお金がないっていうのは、あるところとないところって自治体で差が出るわけですよ、対応できることに。

だから、それこそ財政調整基金としてそのとき機動的に運用できる基金っていうのは、僕はあったらあればいいと、特に金利が高くなっていく中ではうまく運用しながらお金も増やすこともできるし、何かのときには機動的に使えるんで、基金はあったほうが、今からむしろいい。これ意見なんで、答弁は結構です。

一つ、31ページです。

この防災備蓄事業、僕は結構突っ込みたいところがいっぱいあるんですけど。空気製水器借用ってありましたね。これは、啓発とか言われたんですけど、これって電気で動くんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分については、電気で動きます。

松隈清之委員

水が来ない状態を想定されているから製水器を用意するという事なんでしょうけど、水が来ない時ってどういう状態なのかなと思って。そういう時って電気も来ないかもしれないんじゃないですかと思うわけです。

だから、そういう時って極端な話、これはエアコンの室外機の水を利用しましょうみたいな感じじゃないですか、装置の仕組み自体は。

電気は使えるけど水が使えない状況よりも、もう電気も水も使えないっていうことの方があり得るんじゃない。そこまでこれってPRしなきゃいけないことなのかという気もしますので、それはどういう意図でこれを入れられたかをお聞きしたいです。

もう一つは、EV車用給電器、これも電気が来ていない状況ですよ。電気来てないからEV車から電気を給電しましょうということだと思うんです。蓄電池は蓄電池でいいと思うんですけど、わざわざEV車用給電器を用意するぐらいなら、蓄電池があればいいんじゃないかなって思うんですが。どれぐらい停電時間が長いかわかんないけど、そんなに言っても電気自動車の給電能力ってそんな長くないですよ。

持って行ってしばらく停電が長く続くとなると、ただのお荷物になっちゃうんです、EV自体が動かないから。

だったら別にわざわざ給電器じゃなくて蓄電池があったり、あるいは発電機があったほうが、よっぽど避難所というか、水とか電気が絶たれた状態では意味があるんじゃないかなと思って。何で、この給電器を用意しようかなと思ったのかをお尋ねしたいと思います。

もう一つをまとめて聞きますけど、次の32ページにある井戸、これはいいと思うんですよ。

ただ、最悪の場合にどういう災害を想定するとなると、これも電気でポンプアップする人、なぜなら井戸だから汲み上げないといけない。これは、もし電気が来ているときだったらいいんですけど、電気が来ていないときは井戸があっても水を汲み上げられないとかっていうことになるので、これはどういうふうに対応しようと思っているんですか。あるいは、昔の井戸じゃないですけどこうやって水が出てくるのかどうかわかんないですけど、その水を避難所で使うっていう想定じゃないですか。

それをバケツで持っていく状態にするのか、あるいはその避難所の水道管に直結できるような仕組みにするのか、そうすると井戸を設置する場所とかっていう災害時の利用の仕方を考えて、井戸の設置場所とか、あるいは地震で水道管が使えないとかってなってくると、井戸自体の耐震性が要るんですよ。どこまで考えての設計とかをされているのかを併せてお願いします。

緒方守総務部次長兼総務課長

防災井戸につきましては、電動式ではございませんので、手動式で水を上げられるような形になっております。

この分については、地震があったときにも対応ができるような形の防災井戸となっておりますので、地震で被災することがほぼないというふうに考えております。

実際、ポンプアップするときもお子さんの力でも水が出せるぐらいの力で大丈夫というふうに聞いております。この分が、昨年ですけれども能登半島で地震があったときに、上下水道が被災をしまして、そのときに一番困ったのが避難所とかにいらっしゃる方がトイレの水が流せないとか洗濯ができない、そういうことを聞いてます。

トイレの水が流せないとどういうふうになるかといいますと、やはりトイレをなるべく使わないようにということで水分を取らない、そういう方が増えて体調を崩すと、そういうことがありました。

実際の飲料水については、日頃からの備蓄ですとか、いろんなところから市へ来るので確保はできるけれども、そういう生活用水が足りなかったというふうに聞いております。そういうところを確保するために、今回、防災用という形で対応するようにしているところです。

給水器につきましては、啓発的な意味合いがありまして、様々な形で防災対応をしようと思っております、実際にそういう形で電源が落ちた場合は防災井戸とか、そういう形を使う形になります。ただ、水道管に接続するという事は今のところ考えてないところでございます。

松隈清之委員

今の御説明によると、飲料用としては考えてないんですか、水質調査をもちろんされるんでしょうけれども。

緒方守総務部次長兼総務課長

基本的な水質調査については毎年度行いますけれども、飲料水としては考えてないということでございます。あくまで生活用水として使うことを考えているところでございます。

松隈清之委員

それは、水は支援で来るからと言われてましたけど、そもそも潤沢に来るかどうかわかんないですよ。飲料用に足るためには、例えば深く掘らなきゃいけないのかどうかちょっと分かんないですけども、もちろんそれはないよりは生活用水、もちろん無いよりはあったらいいと思うんですけど、飲めば飲めるにこしたことはないじゃないですか。だって、ほかのところに支援を回せるでしょう。避難所以外でも水で困っている人がいるかもしれない。もしそういう水が必要な状況になったときに、ここは自給自足できるのであれば、水に関してはそれだけでも十分効果的だと思うんです。わざわざ井戸掘るのに、飲料用は考えていないという理由があまり理解できません。

村上敏章総務課防災対策監

松隈議員の御質問に応えたいします。

発想としましては、当初は飲めるものということで調べていったんですけれども、飲用に適するためにはいろいろと条件が厳しく、200メートルぐらい掘らないと飲める水が取れないということが分かりました。

電気が止まったときも給水なので、どうしても掘削の距離が50メートルと制限されて、結果として飲用には適さないということになります。ただ、生活用水は支援物資として来るものではないことと、あとは水質検査をするのは、どの程度の純度かっていうのをやはり知りたいだろうということでやまして、飲用以外のあらゆる用途に対応できるよう井戸を設置することを進めております。

以上となります。

松隈清之委員

もちろん停電で電気がない状況を想定しているのは、本当にそうだと思うんですけれども。その状態がどれくらい——例えば、水が使えない状態ってどれくらい長く続くのかっていうのは、実際水が使えない状態って長く続いたんですよ、能登でも。延々とその間、飲める水を、そこに住んでる人たちや避難所の人たちへずっと供給していくっていうのは、あれ能登だけだったからよかったんですけど、もっと広範囲になったときに本当に支援って続くんですかって思うんです。

そんなに長期間の分の水なんてそもそも備蓄していないわけではないですか。避難する人たちに対して、1か月分とか2か月分とかの水ありますか。その短時間で復旧しなかったら、その間の飲み水どうやったら……。

例えば、今、想定されているような南海トラフ地震とか災害が起こったときに、大きな地震があったときにどこにも避難所があって、みんな支援を求めてってなったときに、もちろんお金がかかるのも分かりますし、汲み上げるためのものをどうするのかはあるけれども、そうしたらそのときは、発電機だったり太陽光発電か分からんですけど、あるいは足で踏んででも下からくみ上げるとか。

やっぱり、どこらへんまでの災害を想定するかによって、対策の度合いとかが変わってくると思うんです。ここのエリアだけだったら、少し離れたところからの支援は厳しいということになる。でも今、南海トラフ地震とか30年以内に70%とか80%と言われている中で広範囲に被災することも考えると、飲み水ないと結構しんどいですよねと思います。どうされるかは分かんないですけど。

これで事足りることもあるかもしれないですし、やっておけばよかったなと思うかもしれませんが、一応御意見だけ申し上げておきます。

中村直人委員長

暫時休憩します。

午後 2 時39分休憩



午後 2 時50分再開

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、質疑を行います。

森山林委員

すいません、1 件聞きます。7 ページの件です。

財産貸付収入、この中に先ほどの京町ビルとトスパレスが入ってますけど、これにサロンパスアリーナの敷地が入るとるでしょう。そして、鳥栖環境も入るとると思います。

アリーナが410万円ぐらい入るとるし、それから鳥栖環境の廃棄物か、これについても入るとると思いますので、これはあえてこれに記帳しちやなかとかなということで質問いたします。

古賀庸介財政課長

森山委員の御質問にお答えします。

財産貸付収入ということで、普通財産貸付収入でございますが、この部分は今、言われた環境の部分とアリーナの部分はそれぞれの担当部局のほうで、収入を計上しているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

1 点だけ、すいません。

一つ忘れておりましたというかタイミングがというか、基金残高見込みのところでございます。中ほどに、ふるさと・水と土保全基金というやつがございます。

これ、私、建設経済のほうでも何回か質問したんですけれども、話がなかなか、全然先に進まないという案件でございます。7,646万4,000円という形で、利子が2,000円ということで、恐らく普通預金っていうか、いつでも使えるようなお金という形で利用されてるんだろうと思います。

というのは、九州新幹線のところを見ると3億4,500万円ということで、新幹線を造ったときに今後の渇水対策でお金が必要かもしれないということで積んだやつ。足の長いお金ですよ、何十年先に使うか分からんというところで、利子も186万円ということで。

ふるさと・水と土保全基金、基金全体の管理っていうか、されている財政課としてこういう基金が全然動いてないんですよ、私が議員になってから全く。こういうふうな形の基金の在り方でいいのかどうかと、私は非常に思う。

今回の委員会報告、今日の本会議でもありましたけれども、建設経済でイノシシという名称が何か出てたかと。結局、これ中山間地の整備のときに積まれたお金がこのままずっと残ってるわけですよ。であれば、そういったところの環境保全というか、そういうところにこのお金も使って、より積極的に進めるように、何でしないのかという形で大事のお金を指導してほしいんですけども、いかがですか。

古賀庸介財政課長

江副議員の御質問にお答えします。

ふるさと・水と土保全基金については、言われたように平成5年頃か、県においては国庫補助金がありまして、それをそういった中山間の活性化などに使うようにということで基金に積み立てるような通知になっていたかと思います。そして、市町においては交付税措置がありまして、その部分を基金に積み立てているというふうに聞いております。

それで、この基金がなかなか動いてないということについては、私どもも課題としておりまして、農林課等にはもう既に話をしまして、今言われたような——鳥栖の場合は中山間地ということにはしておりませんで、基金の目的としては農村地域における集落共同活動の推進を図り、土地改良施設の機能を適正に発揮させるという目的になっておりますので、広くそういった景観事業とか土地改良事業、ソフト事業ということになってるみたいなので、そういったものに活用できないかなということで、農林課とともに調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

32ページのさきほどの新設する井戸の件です。

避難所を中心というか小学校を基本的に考えられているということなんですが、恐らくその周辺には既存の井戸を利用されている世帯も多くあると思うんです。生活用水としての利用であれば、そういった既存の井戸を、例えばそういう災害時には活用をさせてくださいっていうのをあらかじめ決めておいて、そういったものも利用できるのかなと思うんですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

あと、もう一点です。

新設後の維持管理です。維持管理については、総務課がそのままされるのかそれとも学校へ普段はその維持管理をお願いするのか、その辺りはどのように考えられているのかを教えてくださいたいと思います。

緒方守総務部次長兼総務課長

市民の方が持たれてある井戸の活用についてなんですけれども、今回、防災井戸をつくる際に様々な内容を確認していたところ、被災地のところで同様の制度をつくられているところもあったんですが、そのときにいろんな方が来られて、実際に提供された方へ迷惑がかかったような事案があったというふうに伺っております。そういう住民の方の活用につきましては、検討はしていく必要があるかと考えておりますけど、まずは避難所に対して、そういう防災井戸を設置することで対応していきたいということで整理をしたところでございます。

メンテナンスにつきましては、基本的に維持管理は無料だというふうに聞いておりますが、ただ、使わないと、やはり劣化というかそういうところもあると思いますので、通常は学校でお子さんに防災の啓発とか、例えばお花に水をやるとか、そういう日頃から使っていただくような形で対応していきたいと思っております。

また、水質調査等を私たちが年に1回行うようにしておりますし、そこら辺は、教育委員会と協力をしながら維持管理については努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

分かりました。ありがとうございます。

やはりふだんから利用しておかないと、なかなか急に利用しようとしても、いろいろ問題もあるかと思しますので、日頃から利用できるようなことを考えていただくとより有効にできるのかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、歳入の2、3ページの確認なんですけど、款7地方消費税交付金、目1地方消費税交付金が今回5,000万円増額で考えられています。これは、昨今、物価がかなり上がっていますので、必然的に消費税が上がることによる増額予想かなというふうに思うんですが、そういった確認でよろしいのか。

それともう一点です。地方揮発油譲与税が今回700万円減額予想で予算を立てられていますので、これは、例えば、石油が暫定税率の関係で、今後安くなることを想定されていることなのかなとも想像するんですが、そのあたりいかがですか、教えてください。

古賀庸介財政課長

伊藤委員の御質問にお答えします。

まず、款7 地方消費税交付金につきましては、5,000万円増額をしておりますのは、伊藤委員が言われたように消費のほうは今上がってきているという状況を勘案して、地財計画の伸びなどを勘案して予算計上しているところでございます。

それと款2の地方譲与税につきまして700万円の減というところにつきましては、これは譲与でございますので歳入について見込みがなかなか難しいところがありますが、去年が6,000万円ということで、ここは3月補正の委員会でも御質問いただきましたが、実際に当初は6,000万円で上げてましたが、その前の令和5年度につきましては、5,870万円程度にとどまっていたということで、そこが予算計上に6年度は間に合っていなかったというところもございます。

あと、地方財政計画のほうでも若干、1.2%ほど減になるというような見込みになっておりましたので、その辺りを勘案して計上しているものでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

〰〰

議案甲第1号鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する条例

議案甲第3号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第4号鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第5号鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第13号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案甲第14号鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

議案甲第16号佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

中村直人委員長

続きまして、議案甲第1号から第5号、第13号、第14号及び第16号、以上8議案を一括議

題といたします。

資料につきましては、タブレットに送信します。

それでは、執行部の説明を求めます。

緒方守総務部次長兼総務課長

お手元の令和7年3月市議会定例会議案説明資料に沿いまして、議案の説明をさせていただきます。

4ページ目をお願いいたします。

議案甲第1号鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてでございます。担当課は、総務課でございます。

改正の理由につきましては、条例個人情報ファイル簿を作成し及び公表するものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案甲第2号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。同じく担当課は、総務課でございます。

改正の理由につきましては、刑法の一部改正に伴いまして懲役及び禁固が廃止されこれらに変わるものとして拘禁刑が創設されるため、条例を改正するものでございます。

施行につきましては、令和7年6月1日といたしております。

続きまして、議案甲第3号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。担当課は、総務課でございます。

改正の理由といたしましては、人事院勧告等に準じまして職員の勤務環境を整備するもので、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を拡大するもの等でございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。

続きまして、議案甲第4号鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。担当課は、総務課でございます。

改正の理由といたしましては、人事院勧告等に準じまして職員の給与を改定するもので、扶養手当及び勤務手当の改定を行うものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。

続きまして、議案甲第5号鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。担当課は、総務課でございます。

改正の理由といたしましては、雇用保険法等の一部改正に伴いまして失業者の退職手当を改正するものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。

5 ページ目、一番下をお願いいたします。

議案甲第13号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。担当課は、総務課でございます。

改正の理由につきましては、鳥栖市消防団員の年額報酬を改定するものでございます。

施行日につきましては、公布の日といたしております。

続きまして、6 ページ目をお願いいたします。

議案甲第14号鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。担当は、総務課でございます。

改正の理由は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴うもので、退職報償金支給額表の30年以上を30年以上35年未満とし、35年以上の部分を追加するものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案甲第16号佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてでございます。担当課は、総務課でございます。

佐賀県市町総合事務組合規約に関する協議を行うため、地方自治法290条の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、令和7年7月1日付で、佐賀県市町総合事務組合を構成する地方公共団体のうち、多久小城医療組合の名称が多久小城医療企業団に変更されること及び名称の変更後に多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加えるものでございます。

施行日につきましては、知事の許可があった日となっております。

以上、甲議案の説明とさせていただきます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

1点だけ確認させてください。

一番最後に御説明がありました甲16、佐賀県市町総合事務組合規約の変更についての部分の一番最後に御説明された多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入させるっていう文言があるんですけど、これは、もともとは多久小城医療組合のときには、その方々への退職金の支給は鳥栖市は関連してなかったやつが、条例が変わることによって、小城多久医療企業団の人が退職するのに、鳥栖市がお金を払わなきゃいけないっていう解釈でよろしいですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分につきましては、佐賀県の市町総合事務組合に退職金の支給に関する業務を委託するという形になるものでございます。ですから、金額を市から出すということではございません。

中村直人委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

じゃあ、質疑を終わります。

次の準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 8 分休憩

oo

午後 3 時 14 分再開

中村直人委員長

再開いたします。

oo

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、選挙管理委員会事務局、出納室、監査委員事務局

議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市一般会計予算

これより、契約検査課、庁舎建設課、選挙管理委員会事務局、出納室及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料につきましては、タブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

それでは、議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市一般会計予算のうち、契約検査課、庁舎建設課、

選挙管理委員会事務局、出納室及び監査委員事務局関係について御説明いたします。

まず、歳入について申し上げます。

資料の6ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4選挙費委託金につきましては、令和7年7月28日に任期満了となる参議院議員通常選挙の委託金でございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

10ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債の新庁舎整備事業につきましては、新庁舎の外構工事に係る市債でございます。

歳入については、以上でございます。

山津和也会計管理者兼出納室長

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料15ページ、下段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節10需用費のうち、印刷製本費につきましては決算書、監査意見書等を作成する経費でございます。

次に、節11役務費のうち、手数料につきましては金融機関における市民税などの引き落としや窓口収納の手数料、令和6年10月から発生しました公金の支払いに伴う手数料及び指定管理指定金融機関である佐賀銀行の公金取扱い事務の手数料などがございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

加藤正彦契約検査課長

17ページをお願いいたします。

目8契約検査費647万9,000円につきましては、契約事務に要する経費として、節8旅費、節10需用費、節11役務費、節13材料及び賃借料、節18負担金、補助及び交付金をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次、18ページをお願いいたします。

次に、目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節7報償費につきましては、グランドオープンセレモニーへの出演者に対する謝金ござ

います。

節11役務費のうち、手数料につきましては建築物の完了検査等の手数料でございます。

節12委託料につきましては、農業用水路の経路等の変更に係る開発行為変更許可申請業務委託料、多目的広場の芝管理等の委託料、グラウンドオープンセレモニー開催に係る委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、車椅子使用者用駐車場や多目的広場等の外構工事費でございます。

次に、飛びますけれども、29ページをお願いいたします。

29ページにつきましては、新庁舎整備事業の主要事項説明書でございます。

2、事業内容には、令和7年度の事業内容を継続費に係る事業計画等を記載しているところでございます。

以上でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

19ページに戻っていただくようお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費の節1報酬は、選挙管理委員会委員の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、事務局職員の人件費でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、選挙システムのリース料でございます。

次に、目2選挙啓発費につきましては、選挙ポスターコンクールなど選挙啓発に係る諸経費でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

目の3参議院議員選挙費につきましては、参議院議員通常選挙に要する諸経費でございます。

節1報酬は、投開票管理者、選挙事務補助の会計年度任用職員の報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、期日前投票、選挙における投開票事務に携わる職員の勤務手当でございます。

節10需用費につきましては、投開票場の事務用消耗品費、選挙広報車の燃料費、投票管理者・立会い人の食糧費、計数機等の修繕費などでございます。

節11役務費は、選挙に係る臨時電話、携帯電話、郵送料などの通信運搬費などでございます。

節12委託料につきましては、ポスター掲示場設置委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、ポスター掲示場等の借上料でございます。

節17備品購入費につきましては、投票計数機などの選挙用備品の購入費でございます。

21ページをお願いいたします。

目4市議会議員選挙費につきましては、令和7年11月29日に任期満了となる鳥栖市議会議員選挙に要する本市職員手当等、需用費、委託料、選挙公営費負担金などの諸経費でございます。

以上でございます。

天野昭子 監査委員事務局長

続きまして、22ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、監査委員2名分及び事務局職員3名分の人件費でございます。

次に、節8旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしましては全国、西日本、九州の各監査委員会等の定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

節12委託料につきましては、専門的な工事監査を行うため工事監査支援技術士等に監査事務を委託するものでございます。

以上でございます。

山津和也 会計管理者兼出納室長

続きまして、委員会資料の27ページをお願いいたします。

款12公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金、利子及び割引料のうち、一時借入金利子は、一般会計の歳計現金が不足する際に資金の一時借入れを行う場合の支払利息でございます。

以上で、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算のうち、選挙管理委員会、庁舎建設課、出納室、契約検査課、監査委員事務局関係についての説明を終わらせていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

中村直人 委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

江副康成 委員

庁舎建設課にお聞きしたいんですけれども、グランドオープンセレモニーをどういうふうな形で企画されて、いつ、どういう形でやるのかをもう少し詳しくお願いします。

古澤哲也 総務部次長兼庁舎建設課長

詳細な内容につきましては、これからの検討にはなるんですけども、一応、グランドオープンセレモニーではステージイベントなど、市民の方にお越しいただけるような内容のものを企画したいというふうに思っております。

それで、外構工事のほうは、10月末、11月頭ぐらいまでかかる予定でありますので、業者のほうとそこら辺の工程スケジュール調整をしながら開催時期については改めて御案内を差し上げたいと思っております。

以上でございます。

江副康成委員

併せて、会場的には庁内と芝生広場というか、そのあたりでやるようなイメージなんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

敷地内で予定をいたしておりまして、外構工事、芝工事もこれから行われますので、工事の後に入れるような状態であれば、そちらのほうの利用も考えられるというふうに思います。

以上でございます。

江副康成委員

これからということですね。分かりました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。

oo

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務委員会は、これにて散会いたします。

午後 3 時 25 分散会

令和7年3月18日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長 栗山英規

市民課長補佐兼市民係長 下川有美

市民環境部次長兼保険年金課長 佐藤道夫

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

保険年金課国民年金係長 徳淵文子

税務課長 佐々木利博

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課管理収納係総務主査 田中美香

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長 増田義仁

環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

市民環境部審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市資源物広場条例

議案甲第11号鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果
の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

報告（税務課・保険年金課・環境対策課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

鳥栖市所有施設のZEB化改修可能性調査について

[報告、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開会

中村直人委員長

これより、本日の総務常任委員会を開きます。



市民環境部

議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

おはようございます。

審査の前に、一言御挨拶申し上げます。

本日御審議いただく市民環境部関連の議案といたしましては、乙議案 3 本、甲議案 3 本で
ございます。

令和 7 年度の予算案につきまして、一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税の
ほか各種証明やごみ処理等の手数料、旧ごみ処理施設解体等に関する起債でございまして、
市民環境部関連といたしましては約 161 億円の歳入を計上しております。

歳入といたしまして、主なものとしましては、ドイツのツァイツ市との交流事業、若葉ま
ちづくり推進センターの改修事業、令和 6 年度からの継続費として、旧ごみ焼却施設解体及
びストックヤード整備事業、立石町の次期リサイクル施設周辺の市道の調査、ごみ処理施設
周辺自治会に対する交付金などとなっております、これらを含め市民環境部関連として約 45 億
6,000 万円の歳出を計上しております。

次に、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、市民の医療や
健康を支えるための予算を計上してございまして、国保では歳入、歳出とも 75 億 5,569 万 4,000
円を、後期高齢者医療特別会計では歳入、歳出とも 12 億 4,311 万 1,000 円を計上しております。

また今議会には、国民健康保険税率改定のための条例改正、資源物広場を旧ごみ焼却施設

跡地に移転するための条例制定、災害時の一般廃棄物処理施設設置の際の生活環境影響調査の結果の縦覧手続に関する条例の改正などの議案も提案しているところでございます。

市民生活に深く関連する業務を担っている市民環境部として、引き続き、市民生活に寄り添う施策を実施していきます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

佐々木利博税務課長

議題となりました、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

当初予算説明資料、2ページをお願いします。

歳入の主なものについて、御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、これまでの実績及び令和6年度の収納状況から見込額を計上いたしております。所得割につきましては、住民税の定額減税が終了しましたので、例年並みを見込んでおります。

節2滞納繰越分につきましては、令和5年度の決算額及び令和6年度の徴収実績による見込額を計上いたしております。

なお、以降の法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の滞納繰越分につきましても、令和5年度の決算額及び令和6年度の徴収実績による見込額をそれぞれ計上いたしております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、令和6年度の状況から推定した額を計上いたしております。

項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分のうち、土地分につきましては、地価の上昇による負担調整措置に伴う増額や家屋分につきましては、新築家屋の建築に伴う増額を考慮した額を計上いたしております。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込額を計上いたしております。

次の3ページをお願いします。

項3軽自動車税、目1環境性能割、節1現年課税分及び目2種別割、節1現年課税分につきましては、令和6年度の実績から見込額を計上いたしております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、令和6年度の実績から推定した額を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税と同様に

土地に係る負担調整措置に伴う増額や家屋の新築による増額を考慮した額を計上いたしております。

項6入湯税、目1入湯税につきましては、令和6年度の実績から推定額を計上いたしております。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

委員会資料の4ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

その下でございます。

目3衛生使用料、節2環境衛生使用料のうち、斎場使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料でございます。

以上です。

有馬秀雄市民課長

次に、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明等の発行に係る手数料の見込額を計上しております。

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手数料の見込額を計上しております。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、犬の新規登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付等の手数料でございます。

それから、節3清掃手数料のうち、一番上のごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売収入でございます。

その下の廃棄物処理依頼手数料につきましては、家庭から出る一時多量ごみに対する2トン車1台による臨時収集の手数料でございます。

以上です。

有馬秀雄市民課長

続きまして、5ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍、氏名、振り仮名記載に係る通知書作成及び送付に対する国からの補助金でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

目3衛生費国庫補助金、節2清掃費国庫補助金につきましては、真木町の旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備に伴う交付金を受け入れるものでございます。

以上です。

有馬秀雄市民課長

項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金のうち、国民年金事務費交付金につきましては、国民年金資格の取得喪失等の事務経費に関する交付見込額を計上しております。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度による保険料軽減分の県負担分、4分の3相当分を計上しております。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

委員会資料の6ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の消費者行政推進事業費補助金につきましては、消費者生活相談等の研修費及び消費者教育等に係る経費への助成でございます。

以上です。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金につきましては、市で実施する不法投棄防止対策事業に対する県補助金で、補助率は10分の10、上限額の125万円を受け入れるものでございます。

以上です。

佐々木利博税務課長

その下、項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金につきましては、県民税徴収等委託金を計上いたしております。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして、轟木町にあります本市の旧不燃物処理場跡地の貸付料でございます。

それから、資料7ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、ごみ処理施設周辺活性化交付金として、地域環境整備基金から繰り入れるものでございます。後ほど、歳出のほうで説明をいたします。

以上です。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入、備考欄2行目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務受託料につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、高齢者のフレイル予防事業などの人件費及び事務費などに対する交付見込額を計上しております。

以上です。

有馬秀雄市民課長

続きまして、8ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の2行目、収入印紙販売代金等につきましては、市民課窓口で販売する収入印紙、佐賀県証紙等の販売代金の見込額を計上いたしております。

以上です。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

上から5行目の、県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名の人件費相当分を受け入れるものでございます。

以上です。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

一つ飛ばしまして、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入及び佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、両組合に派遣しております職員の人件費をそれぞれ受け入れるものでございます。

一番下の、次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から本市に対して支払われるものでございます。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、若葉まちづくり推進センター改修事業に係るものでございます。内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

目2衛生債、節1清掃債につきましては、真木町の旧ごみ焼却施設解体及びストックヤー

ド整備事業に係るものでございます。

歳入については、以上でございます。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

令和7年度の予算額につきましては、5,022万1,000円でございます。前年度比313万7,000円の増となっております。

まず、節7報償費につきましては、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金、消費者教育や外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

節8旅費の主なものにつきましては、令和7年度の鳥栖・ツァイツ子ども交流事業におきまして、日本人の中学生、高校生10名をツァイツ市へ派遣することとしているほか、令和6年度にツァイツ市長が訪問されたことを踏まえ、ツァイツ市長から鳥栖市長及び鳥栖市議会議長に対しまして、ツァイツ市への招待がなされているところでございます。したがって、今年度の旅費につきましては、前年度と比較いたしまして大幅に増額となっているところでございます。

資料の19ページをお願いいたします。

令和7年度の鳥栖・ツァイツ子ども交流事業につきましては、子ども交流事業と公式訪問団派遣事業の二本立てとなりまして、子ども交流事業は、7月20日から8月3日、公式訪問団の派遣につきましては、7月29日から8月3日を派遣期間といたしております。

日本人の中高生につきましては、ホームステイを通じ交流を深め、ドイツの文化や習慣を学び、公式訪問団につきましても、ツァイツ市長との面談やツァイツ市民との交流のほか、子ども交流事業への参加を行う予定となっております。

財源といたしまして、ふるさと「とす」応援寄附金基金繰入金として367万9,000円が充当されております。こちらのふるさと「とす」応援寄附金の繰入金につきましては、寄附金の申出書の中にごございますけれども、自然環境、生活環境に関する事業の中から充当をされているものでございます。

資料につきましては、9ページにお戻りください。

節11役務費の主なものにつきましては、市民活動保険料でございます。

市民活動保険事業につきましては、市民活動団体の活動中の事故やけがに対応する市民活動保険に市が加入することで、市民活動団体に対する支援を拡充し市民活動の活性化を図ることを目的として取り組んでいる事業でございます。

節12委託料の主なものにつきましては、消費生活相談員2名を市民協働課内に配置するための消費生活相談業務委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金のほか、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。市民活動センター補助金につきましては、人件費の単価を見直しておりますので、これまでと比較しますと補助金額が増額となっております。

次の10ページをお願いいたします。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

歳出総額は2億2,546万9,000円で、前年比1,211万円の増というふうになっております。

これは、鳥栖まちづくり推進センター建設工事費基本設計業務に係る委託料分が減少した一方で、令和6年12月の給与改定によりまして、会計年度任用職員であるまちづくり推進センター職員の報酬や職員手当等が増額となったほか、若葉まちづくり推進センターに係る工事請負費が増額になったことが主な要因でございます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センター職員34名分の人件費でございます。

節7報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたしております講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品費、光熱水費、修繕料などでございます。

節11役務費の主なものにつきましては、まちづくり推進センターのケーブルテレビやインターネット使用料、電話料などの通信運搬費、公民館行事損害保険料でございます。

節12委託料につきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営に係る委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、若葉まちづくり推進センター改修工事でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

若葉まちづくり推進センター改修工事につきましては、鳥栖市公共施設中長期保全計画に基づきまして、若葉まちづくり推進センターの空調設備改修工事を実施するものでございます。また、令和6年度に引き続きまして、若葉まちづくり推進センター敷地でございますジョギングロードのゴムチップ舗装等について老朽化が著しいため改修工事を行うものでございます。

こちらにつきましても財源といたしまして、ふるさと「とす」応援寄附金基金から1,820万3,000円繰り入れを行っております。こちらにつきましても自然環境、生活環境に関する事

業分として充当をいたしております。

資料は、10ページへお戻りください。

節17備品購入費の主なものといたしましては、旭まちづくり推進センターで使用しております折り畳み椅子及び放送マイクなど施設備品の老朽化が進んだことによりまして、今回更新したいと考えております。

また、市民サービスの向上を図るため、まちづくり推進センターの電話機を通話録音そして応答メッセージ機能つきのものへ取り替えたいと考えております。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、自治公民館建設等補助金といたしまして、原古賀町コミュニティセンター及び宿町公民館の改修工事に対し補助金を交付するものでございます。

資料の21ページをお願いいたします。

今回、原古賀町コミュニティセンターにつきましては雨戸の取付工事、宿町公民館につきましてはトイレ改修工事に対する補助となっております。

以上で、市民協働課分の御説明を終わります。

佐々木利博税務課長

資料戻りまして、11ページをお願いします。

項2徴税費、目1税務総務費の節2給料から節4共済費につきましては、税務課職員35名のうち33名分の人件費でございます。

2名分につきましては、国民健康保険特別会計で計上されております。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬や繁忙期の窓口対応の会計年度任用職員や確定申告会場における申告者の誘導や受付などの会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、節11役務費のうち通信運搬費につきましては、納税通知書や督促状などの郵便料、手数料につきましては、コンビニ収納やスマホ決済、地方税共通納税の手数料でございます。

次に、節12委託料のうちシステム改修委託料につきましては、滞納管理システムのシステム標準化に対応したシステムへの公開委託料、固定資産評価業務委託料につきましては、令和9年度の固定資産評価替えのために、土地の用途、状況類似地区区分設定や標準宅地鑑定業務、また航空写真撮影業務などでございます。

次の12ページをお願いします。

節13使用料及び賃借料につきましては、滞納管理システムのシステム借上料、固定資産土地評価システムのシステム利用料、国税との連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料やe L T A Xを利用した納税や地方税統一QRコードを利用したインターネットバンキング

やスマートフォンによる決済等の地方税共通納税サービス使用料等でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金につきましては、地方税に関する電子申告や電子納税の手の続のポータルシステムであるeLTAXや自動車税と関連手続システムの管理運営を行っている地方税共同機構の負担金などでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、個人や法人の確定申告や修正申告などによる税額の変更、更正に伴う市税の還付金でございます。

有馬秀雄市民課長

続きまして、13ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、市民課職員19名及び会計年度任用職員7名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、市民課窓口で販売する佐賀県証紙や収入印紙等の購入代金が主なものでございます。

節11役務費につきましては、郵送料、コンビニ交付及び電子マネー決済に係る手数料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍総合システムやマイナンバーカード交付管理予約システムの利用料及びプリンター等の借上料が主なものでございます。

市民課分については、以上でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

14ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節1報酬から節4共済費につきましては後期高齢者医療広域連合への派遣職員並びに会計年度任用職員の人件費を計上しております。

節18負担金、補助及び交付金のうち療養給付費負担金につきましては、本市の後期高齢者医療に係る保険給付費の見込額に対する公費負担分として負担対象額の12分の1相当分を計上しております。はり・きゅう助成金につきましては、被保険者のはり・きゅう施術1回につき、1,000円を助成する経費を計上しております。

節27繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の業務運営に必要な共通経費などの本市負担分について、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

15ページをお願いいたします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費につきましては、国民年金事務に従事する職員3人分と会計年度任用職員2人分の人件費などについて計上しております。

以上でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

資料16ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節12委託料でございます。このうち、2段目の残土処理委託料につきましては、各地区の側溝清掃作業等により発生いたしますしゅんせつ残土の処理に関する委託料でございます。

それから、節18負担金、補助及び交付金のうち2段目の、飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金につきましては、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施する者に対して必要経費の一部を助成するものでございます。

次に、目2斎場費のうち主なものについて申し上げます。

節10需用費のうち、燃料費につきましては主に火葬の際に使用する灯油代、光熱水費につきましては斎場の電気水道代、修繕料につきましては火葬炉関係の機材、機器類等の年次的な修繕に要する経費でございます。

次に、資料17ページをお願いいたします。

節12委託料、このうち上段の施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に関する委託料で、有限会社筑紫環境サービスと3年間の長期継続契約を結んでおりまして、資料26ページにお示しをしておりますけれども、第2表債務負担行為を設定しております。

資料17ページにお戻りいただきまして委託料の下段でございますが、施設管理委託料につきましては、警備、清掃、点検といった建物を管理するために必要な委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、火葬台車1台の入替えに伴うものでございます。

次に、項3清掃費、目1清掃総務費、節2給料から節4の共済費につきましては、環境課職員23人分の人件費等でございます。

節12委託料につきましては、資料の22ページ、23ページをお願いいたします。

初めに22ページの事業名、九畝谷線道路改良事業でございます。

次期リサイクル施設整備事業に伴いまして、立石町の九畝谷線の道路拡幅に伴う測量設計委託料でございます。次期リサイクル施設の搬入道路と接続する市道九畝谷線に関し、佐賀県東部環境施設組合が付替工事を行う区間よりも以南、全長200メートルにつきましては、立石町のほうから道路拡幅の要望があり、用地について寄附で御協力いただける見通しであることから、道路拡幅事業を実施するものでございます。

次に資料23ページ、事業名が旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業でございます。

す。

真木町の旧ごみ焼却施設を解体し、跡地を資源物等回収拠点として活用するため、資源物等の一時保管場所となりますストックヤードを整備するもので、当該工事の管理業務に伴う分でございます。

それから、資料17ページにお戻りいただきまして、節14工事請負費につきましては、先ほど23ページでお示ししております、旧ごみ焼却施設解体工事に伴う分でございます。なお、この旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業費につきましては、継続費を設定しております。

それから、資料17ページの節18負担金、補助及び交付金、このうち一番上の鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、みやき町の旧ごみ焼却処理施設の解体に係る本市の負担金でございます。

次の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、ごみ処理施設の運営及び次期リサイクル施設建設に係る本市の負担金、その下のごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、資料24ページをお願いいたします。事業名が、ごみ処理施設周辺活性化交付金でございます。ごみ焼却施設の周辺自治会であります下野町が行う防災倉庫の解体及び新設事業並びに次期リサイクル施設の所在する自治会であります立石町が行う水路整備事業等に対し、それぞれ要望書が提出されたことから、ごみ処理施設周辺活性化交付金要綱に基づき交付するものでございます。

資料17ページにお戻りいただきまして、節24積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から支払われる建設協力金とその利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、目2塵芥処理費のうち主なものでございますが、節10需用費のうち消耗品の主なものは、指定ごみ袋の作成費となっております。

それから節11役務費のうち主なものですが、2行目の指定袋販売手数料、これは指定販売店に対して、指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%分を支払うものでございます。

資料18ページをお願いいたします。

節12委託料でございます。上から指定袋配送等委託料につきましては、指定ごみ袋の保管管理及び指定販売店への配送に係る経費。

次の塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出される可燃ごみの収集運搬に係る経費。それから、その下の粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、粗大ごみシールによる収集で町区別の定期収集に伴う委託料。

次の資源物回収指導等業務委託料につきましては、真木町の衛生処理場内にあります資源物広場での分別指導及び回収した資源物をみやき町のリサイクルプラザまで運搬する経費。

次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施いただいておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配付や、回収した資源物のリサイクルプラザまでの収集運搬に係る経費。そして廃棄物特別処理委託料につきましては、町区から出される樹木剪定くずや、動物死骸、処理困難物の収集運搬に係る経費でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金、このうち2段目のコンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ収集を実施いたします町区に対する交付金で、1世帯当たり240円を計上しております。

次の資源回収奨励補助金につきましては、古紙等の資源物回収を行う自治会や子供クラブ、老人会など、市登録の各種団体に対する補助金で、回収量に応じて交付金を交付しております。

次に、目3し尿処理費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、し尿等の処理を下水道浄化センターのし尿等受入れ施設で行っていることから、施設の維持管理費、し尿処理費を負担金として支払うものでございます。

次に、項4環境対策費、目1環境対策総務費の主なものでございますが、節7報償費及び節10需用費につきましては、資料25ページをお願いいたします。

事業名がゼロカーボン推進パートナー表彰事業でございます。2050年度ゼロカーボン達成のため、令和6年度に事業所を対象に鳥栖市ゼロカーボン推進パートナー制度を設立しておりますが、ゼロカーボン推進パートナーと認定された企業のうち、他の模範となるような取組を行っている事業者を表彰することで、事業所のゼロカーボンに向けた取組のさらなる推進につなげるもので、賞状及び記念品を準備するものでございます。

次に、目2公害対策費のうち主なものでございますが、節12委託料のうち、一番上の水質汚濁測定委託料につきましては、市内主要河川等の定期的な測定に係る委託料でございます。

一番下の自動車騒音測定委託料につきましては、市内主要国道、県道の自動車騒音の測定に係る委託料となっております。

以上で、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算のうち、当市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

何点かあるんで、簡潔に聞かせてもらおうと思います。

まず、最初は2ページです。

款1市税、項2固定資産税、目2国有資産等所在市町村交付金の節1現年課税分、この説明のところで九州森林管理局ほかとなっているんですけど、これ前年度より今年度のほうが若干下がってますよね。

それで、これは補正のときにもらったあれの分かと、普通だったら増えるもんだっていう感覚があったんですけど、前年度と比べて下がっているということは、国有資産とかほかの部分で売払いとかでなくなった部分とかあるんですか。

何で減っているのかという理由を教えてください。

本田一也税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長

国有資産等所在市町村交付金については、まず、佐賀県の、例えば、県営住宅とかそういったものが含まれています。それが1,261万900円になっております。

それが、壊されている部分もありますので、無くなった宿舎とか売払いがあっただけでその分が下がっている状況と土地の変動もありますので、土地、家屋の変動もありますので、その辺で少し減っているものと思います。

それから九州森林管理局については、ほとんど変わっておりません。面積等もですね。山林のところですから変わっていません。

それから麓刑務所についても変わっておりません。

それから東部工業用水道管理事務所が毎年これから39万円ほど毎年加算されるものと思っております。言っておりませんでしたけど、森林管理の値段が229万円ほど、麓刑務所については8万4,000円ほどになっております。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたら基本的に県営住宅等そういう部分が減っている部分があるっていう解釈でよろしいということですよ。

続けていかせてもらいまして、20ページの若葉まちづくり推進センター改修事業、令和6年度から引き続きのジョギングロード等のゴムチップ舗装の改修とかそういう部分でやるっていう部分で、増額が出ているんですが、これって、令和6年度にやりますと言ったときに、令和7年度まで継続でやりますっていう御説明をされていたんですけど、逆にそんなに、2年もかけてゴムチップの交換とかをやらなきゃいけないような状況なのか、どうなのかっていうのが若干疑問でして、本来であればゴムチップ交換、あそこの1面なんで、そんな2年

もかけてやらないで済みそうだし、何か増額になっているような気がするんですけど、その辺はどうなんですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、資料20ページで5,800万円ということで今年度の予算の審議をお願いしているんですけども、こちらの内訳といたしましては空調改修工事の部分として2,900万円、そして、ジョギングロード改修工事の部分といたしまして同額の2,900万円ということで、今回お願いをしているものです。

老朽化は、もともと令和6年度に改修工事を行いました南側半分のほうが、樹木の根っこ等でフリックが生じたり、あとは経年劣化によって反り返り、ひび割れ等がかなり広がっておったもので、先に工事のほうをさせていただきましたけれども、令和7年度につきましては、北側半分のおよそ200メートルになりますけれども、こちらについて同様にフリックであるとか経年劣化等がございましたので、今回工事を行いたいというふうに考えております。

2年に分けた理由といたしましては、1年での施工がやはり難しかった、工事期間がおおよそ7か月ほどかかりますので、全体的な改修となりますとさらに時間がかかったものというふうには考えておきまして、市民の利用も考えて2か年に分けて施工させていただいたところでございます。

以上です。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

確認だけです、もともと当初からこの予定で、予算措置的にも当初の想定どおりの予算措置で動いてるという理解でよろしいんですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

昨年度に事業計画をいたしましたときから2か年に分けてやるということで進めてまいりました。

以上です。

池田利幸委員

予算も当初の想定どおりでいいということですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

そうしたら、16ページをお願いします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金の説明

の2段目、飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金180万円、これは令和6年度に引き続きやっていただいて大変ありがたいなと思っております。

その中で、活動されている方々からお話を聞く中で、やっぱり180万円全額を使って不妊去勢手術をする。

要は、それだけの数をやってぼんっ出て出すっていうことを1年間やってきてもらって、問題点というか課題点としてやっぱりそのあとの地域猫としてしっかり管理していくっていうところまでをしないと逆に無作為な手術になるんじゃないかなっていうようなお話も出てる中で、この一部を管理するための補助に充てるとかはできないんですかっていう要望みたいなお話とかも結構聞くんです。

この180万円は完全に不妊去勢手術の助成金としてのみしか今年度は使えない。組替えてそのあとの管理まで、マネジメントするときの餌代とか、そういう補助金に若干切替えていただくということではできるのか、できないのかっていうのだけ教えていただければと思います。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

当該予算につきましては、今年度から取組をスタートしたところでございまして、令和7年度も同額の180万円を計上しております。

現在活動していた団体の皆さんと先日も意見交換の場をつくっていただいたところがございますけれども、活動されていく中で新たな課題というのが見つかってきたというようなことの中で、今、池田委員がおっしゃったようなことも出てきたというところを認識しております。

実は、今年度のこの不妊去勢手術の予算につきましては、当初不妊去勢手術に要する頭数分に必要な分として予算計上しておりますが、実際その年度始まってそういった団体の不妊去勢の実績等も見ながら、そこは来年度以降についてはもちろん検討していきたいと思っておりますが、基本的には不妊去勢に必要な費用分としての執行を今考えております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。今、始まっているいろんな課題点が出てきている中なので、一緒につくっていければと思っておりますし、令和7年4月で区長さん方も大分変わられるようなお話もちらほら聞いております。

これは、基本的に申請の段階で区長さんの印鑑を頂くとか、そういう地域理解っていう部分が申請書の中に必ず入っていますので、現時点でもやっぱり、現職の区長さんでもなかなか御理解をいただけるのといただけないところとあるという中で、新しい区長さん方にもなられますので、その辺への周知っていうのも、ぜひよろしく願いしておきます。

最後です、17ページをお願いします。

17ページが一番下、款4衛生費、項3清掃費、目2塵芥処理費、節11役務費の説明の一番下、指定袋販売手数料、これはごみ袋を各スーパーさんとかでも販売してもらおうと思うんですけど、結構、ほかの自治体とかでも事例があって、鳥栖市民の方々とかからもお話はいただくんですが、リサイクル袋を持たずに買物に行った際にスーパーとかで売ってるビニール袋を買って帰りますっていうお話があると思うんですけど、他の自治体とかではごみ袋を1枚ずつの販売にしてもらって、使う方のサイズとかを合わせて、買物袋としてごみ袋に入れて持って帰って、その袋でごみを出す。

要は、その間の捨てる普通のビニール袋とかを減らすとかいう取組があつてたり、もうそうしてもらったほうが逆に助かるけどね、という市民の皆さんのお声もあるんです。高齢のひとり暮らしだったら小さいもの一つで十分だとか、そういう部分でいっぱい持つておくにこしたことはないんでしょうけど、買物をしてそのまま入れてまた出すとかいうことも近隣自治体でもたしか取組をやっているところもあると思うんです。

そういうところも今後、ぜひ考えていただきたいとは思いますが、どうでしょう。御見解だけお伺いできれば。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

現状は、10枚を1束にして販売をしております。

これのばら売りっていうのについては、正直今のところまだその検討はしておりません。一定、製造コストとかそういった部分もありますので、ばら売りっていうところは考えておりませんが、ただ、今お話に上がりましたスーパー等で買物袋として購入し、それをそのままごみ袋として活用できるそういった事例が近隣市町で取り組まれていることは承知をしております。

先ほど池田委員おっしゃったように、単身世帯の方とか、今、鳥栖市では、大と小とごみ袋を準備しておりますけれども、小であっても、少し大き過ぎるというような声も届いているのも確かでございます。一方で、もっと大きなやつとか、そういう声があるのも事実でございます。

ですので、そういったごみ袋を購入される市民の方のニーズに合った大きさ、それが購入者の方にとってみればコスト削減になるでしょうし、そういったものの中からごみの減量につなげていく、そういった効果というのも考えられますので、ごみ袋については、他市の事例等も研究しているところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

関連なんですけど、久留米市さんがされてますよね。

今、1,289万4,000円っていう手数料がかかっていると思いますけど、この分がもしかしたらそのお店がやってくだされれば、これがなくなるのかなと思ったんですけど、広告料とか、これだけ手数料がかかっているということと、やっぱりごみを回収するときに減っていく部分もすごく大きいと思うので、ぜひ、そこら辺を進めていただけたらと思っています。

続けていいですか、あと幾つかあるんですけど。

まず、9ページの節11役務費の市民活動保険料なんですけど、これは活動していないところも、一気に全部の団体が入られるっていうことですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民活動保険料につきましては、市のほうが加入をいたします。ですので、団体が個別に加入するというものではございません。

市が加入して、市において市内で活動された団体、これは市民活動団体だけではなく自治会あたりも含まれますけれども、そういったところが市民活動をされる中で何らかの事故、けが等が生じたときに市のほうに届けていただきまして市のほうから保険請求の手続をさせていただくというものでございます。

永江ゆき委員

ということは、例えば知らずに加入されているということで、最初は多分御説明あると思いますけど、イベントとかこうやりますよっていうイベント以外——イベント以外っていうか、例えばごみ拾いをしてましたと、そのときにこけて、けがしましたっていうときにすぐに団体で申出があれば出るっていうことですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

団体として活動されていたもの、例えば、自治会の中の一部の班の方がされてあったというもの等であれば該当すると思いますけれども、個人としてボランティア活動されてあったときにけがをしたものというのは、残念ながら対象というふうにはならないです。

主催イベントであれば主催者側で保険を準備している場合等もございますので、一概にどちらに該当するとは申し上げにくいんですけども、団体として活動されてあったケースで、けがをするようなもの、公益性がある活動をされてあった中で、けがされたものがあれば、届けていただければ手続について審査請求をさせていただくようになるかと思えます。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

それと、その下の市民活動支援補助金、110万円ついてますけど、今年はもういっぱいいっぱいということですよ。去年が少し足りなかったという状況。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

令和6年度につきましては、市民活動支援補助金につきましては、余裕が少しございましたけれども、令和7年度に向けては、応募を募りまして予算の議決をいただきましたら、決定をするような流れになりますけれども、すごく予算いっぱいいっぱいのたくさんの応募があったということでございます。

永江ゆき委員

すごく喜ばしいことではないかと思います。

これ応募から漏れた方々っていうのが、出てくる可能性があるかなと思いますけど、漏れた方々が、どこか各部署で補助金は出なかったけど、一緒にイベントをすとか、一緒に企画をして何かをやるとかっていう市民協働っていう意味では、どんどんやっていただけたらと思います。

それと、途中からも言ってこられる場合とかもったいないなと思うんですけど、補正で上げるということは考えられてませんか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいまの御質問、例えば、年度初めの募集で枠が埋まってしまった場合、追加で補正予算を打って補助金の枠を広げてはどうかということかと思いますが、事業期間、この市民活動支援補助事業につきましては、例年2月までの補助対象期間というふうにさせていただいております。

事業期間を考えますと補正予算をお願いした後の補助事業の取組となりますと、活動として一部制限される部分もあろうかというふうに考えております。

そういった部分を含めると、補正ということでは現在のところ考えておらず、次年度での取組をお勧めできないかというふうに考えております。補正では考えずに、次の募集に応募していただく方向でどうだろうかというふうに考えております。

永江ゆき委員

市民活動団体さんっていうのは、やっぱり仕事と別にボランティアみたいな形で時間を使われてるんです。

だから、思いが冷めてしまったら来年度までとかっていうのが、なかなか続かないんじゃないかなと私は思ったりもするんですけど、それも含めて補助金を使った感想とか、使えなかったときに、なぜ使えなかったかとか、諦められた方とかのその辺のアンケート調査とかをされたことはありますか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

補助事業を活用された団体に関しましては、実績報告を頂く際に取組等についての聞き取

りはさせていただきます。アンケートまでは実施をしていないところです。

永江ゆき委員

よかったら、もうそろそろ一回アンケートを。

使われた方とかから使いにくいとかいう声も結構聞くので、どこかを改めたら、もっと市民活動団体そのものが——これ事業を応援するものですよね。だから、市民活動団体をもっと活性化させるために、その方々の声を聞くっていうことをしていただけたらなと思いますけど、どうでしょう。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ありがとうございます。今後、補助事業を活用された団体さんにおかれましては交流会、中間交流会であるとか実績報告会など、お話を伺う機会がございますので、そういった機会を捉えて御意見、御要望等については伺ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

永江ゆき委員

ぜひ、声を聞いていただけたらと思います。

それともう一つ、次の10ページの節11役務費、通信運搬費って、これは災害時のWi-Fiが使えるとおっしゃっていましたが、それも入っていますか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

避難所を開設された際のWi-Fiの通信料もこの中に含んでおります。

永江ゆき委員

そうしたら、使っていないときも、それを支払われているということになるんですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

避難所開設の際のWi-Fiにつきましては、使った分だけを支払うという契約にいたしておりますので、年間を通じて支払っているというものではございません。

予算上は、水害等が想定される夏場4か月分ほどを想定はいたしておりますけれども、年間を通じて契約しているものではございません。

以上です。

永江ゆき委員

各まちセンでWi-Fiが使えるようになれば、すごく使いやすく、やれることが増えると思うんです。

なので、もっと普通に使えるような設備を整えていただけたらなと、4か月分も払っているなら、もう少し延ばして1年使えるような形でやっていこうというお考えはないですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

これまでも同様の御要望等は、多く賜っておりますけれども、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

今、御指摘をいただきました、利用の可能性が広がるという部分では、私もそう思いますけれども、検討を続けてまいりたいと思います。

永江ゆき委員

ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

それと、もう一つ続けていいですか。

その下の、若葉まちづくり推進センター改修工事の件なんですけど、空調を変えられるということで、令和7年度の保全計画にもあると思います。ただ、あそこはすごくエアコンが効くんです。それでもやっぱり変えられるってということで、計画を立ててあるから変えられるってということだと思いますけど、逆にここに計画になくても、鳥栖のまちづくり推進センターとかの改修工事とかもこうされたりとかしますよね。

これってどういう基準でされたりされなかったりするんですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、今回の若葉まちづくり推進センターの空調設備を改修するに当たりましては、委員御指摘のとおり中長期保全計画の中に計上しているものでございますけれども、こちらの計画につきましては、公共施設の維持管理、施設の老朽化等に伴う財政的な負担を平準化するという目的がございますので、そういったところを押しなべて計画を立てられたものでございますので、現状、古くても、稼働はしていても、そこは将来的な財政平準化を目的とするならば、今回改修をさせていただきたいというふうに考えております。

鳥栖まちづくり推進センターの部分に関しましては、中長期保全計画のもう一つ上位計画でございます、公共施設等総合管理計画の中で、分館と本館に分かれているものについては統合を検討するというような表記がございます。

鳥栖まちセンに関しましては、鳥栖分館の改修のタイミングが来ておりましたので、その時点で統合するのか分館のままでいくのかを判断させていただいて、統合する方向で整理をさせていただいたというところでございます。

以上です。

永江ゆき委員

分かりました。ありがとうございます。

それとあと、基里まちづくり推進センターの調理室が水しか出ないんです。そういうところは、途中から付れたりとかはできないんですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

中長期保全計画の中におきましては、基里まちセンにつきましては、もう少し先での改修というふうになっております。

委員から御指摘がありました調理室の給湯設備につきましては、今後の改修計画が近いこともございましたので、今年度の予算の中で電気式の給湯器の設置を進めておりまして、今申しましたように全体となると相当の費用がかかるんですけれども、1か所だけでも、給湯設備のほうをつけたいということで、進めているところでございます。

今月には、工事が終わることとなっております。

以上です。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

そういうところが、ちょこちょこあるみたいなので、よろしくをお願いします。

中村直人委員長

質疑の時間ですけれども、暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩



午前11時18分再開

中村直人委員長

再開いたします。

休憩以前に引き続きまして、質疑を続行いたします。

ほかにありませんか。

江副康成委員

4ページ、戸籍証明書とか住民票証明書とか手数料関係、ずらずらっとありますけど、まとめてお聞きしたいんですけれども、今、住民票とか戸籍証明とか、コンビニのほうで手軽に早く入手できるじゃないですか。

ただ、あるとき戸籍証明書は、結局、時間帯で利用できないとか、そういう何かの縛りがあったりしたんです。その辺りは何でなのかなと、戸籍のほうで人がいないと、発行できないというわけじゃないような気がするんですけど、何でそうなっているのかというのを教えていただきたいんです。

有馬秀雄市民課長

システム上の問題で夜間については、使用できない時間がどうしてもあってしまうんですが、そういった関係で、使用できないというふうに伺っています。

江副康成委員

それはあれですか……、じゃあお願いします。

下川有美市民課長補佐兼市民係長

戸籍については、市役所が開いていない時間についても、死亡届とか出生届とか戸籍の異動に関する届出ができることから市役所が開いてる時間の9時から5時までということで、戸籍の発行時間を決めております。

以上です。

江副康成委員

届出の関係で発行の内容が変わるということで、できないというふうな御答弁なのかなと思うんですけども、そうならば、ほかのところもそういう形でされているという限界があるならそれを教えてください。私が聞いたかったのは、納税証明書とか自分の所得証明書とか、そういう自分にまつわる証明書とかは、コンビニであんなに簡単に取れるから、拡張して、もうちょっとしてもらいたいんですけども。

そういうコンビニの交付に対する今後の方針というか、進め方はどういうふうになっているのかお聞きしておきたかったんですけど、どっちかというとな税務課関係の話ですか。

佐々木利博税務課長

コンビニ交付っていうのは、もともと全国的なものでございまして、夜間に保守作業がされてますので、その期間は止まるというふうなシステムになっておりますので、どうしても発行できない期間っていうのが発生するというふうに伺っております。

江副康成委員

住民票じゃなくて、戸籍証明書並みに納税証明書、所得証明書を発行するのは、可能ということですか。

佐々木利博税務課長

確か、23時から朝の6時までが発行できないような形になっておりまして、それ以外の時間であれば発行できると。

ただ、保守の日が年に何回かございますので、その日は発行できないっていうのはあります。

江副康成委員

私がよく分かっていないかもしれませんが、納税証明書と所得証明書は、コンビニで今

でも取れるんですか。

佐々木利博税務課長

現年度分については、発行可能です。

江副康成委員

分かりました。それなら結構でございます。

それと19ページです。この鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の件ですけれども、これはもう20年ぐらいやられているような話ですよ。子供たちを派遣するときの選抜方法っていうか、こういった形で派遣される方を決められてるのかなど。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

実は、コロナ禍前とコロナ禍後で少し手続が違ってきていることをまずお伝えしたいと思います。コロナ禍前は、まずこちらからの派遣が先でした。

先に鳥栖市内の中学、高校生を派遣して向こうで交流事業をやって、その翌年はその家庭が受け入れるということでございまして、それでやってきておったんですけれども、コロナ禍を挟みまして、今年度ですけれども、今度は鳥栖市が先に受入れをする、ホストファミリーを募集して、令和6年度にホストファミリーとして受入れたところの中学、高校生が令和7年度に行くという流れになっています。

ですので、募集といたしましては、令和6年度に関しましてはホストファミリーのほうを募集させていただきました。市報を通じてなんですけれども、あとは高校のほうにお話をさせていただいたりとか、そういったところで興味がある方がおられればということで募集をさせていただいております。

それで令和7年度につきましては、令和6年度のホストファミリーのところから派遣として交流事業に参加していただくというふうにいたしております。

江副康成委員

それで、基本的に20年ぐらいたってホストファミリーと10回ぐらい選抜していったという話ですね。

それで、今まで20年ぐらいたって、これまでの成果というか、何か、ホストファミリーの相互の受入れ等で、どういう成果があらわれているのかなど、総括的に何かありますか。

大石文枝市民協働課男女参画国際交流係長

成果につきましては、今まで行かれた派遣生徒に一度アンケート調査をさせていただいております。

その後の進路と成果について、一度アンケート調査をさせていただいたときに、やはりこれが青少年の国際理解、そういった意識を醸成するっていうことで進路を聞きました結果、

その後何名か海外に留学した子供がいる。また、派遣直後にアンケートを取るんですけども、ほとんどの生徒が語学に対する意識であったりとか国際理解について、行く前よりも理解が増したというような結果が出ております。

以上になります。

江副康成委員

そういう形で成果が出ているということで、よかったなと思うんですけども、今後のことなんですけど、教育委員会とか教育長とか、要は国際的な取組をよく話を聞かせていただくんです。

そうしたときにホストファミリーという形で何組かという形で協力的にやられる部分もいんでしょうけれども、教育委員会とドッキングしてあるクラスと向こうのクラスとそういう国際的な交流をある期間続けて、そこからそういう子供たちを何か相互に交換するというか交換留学というか、短期かもしれませんけど、そういうような何か発展形というか、そういうことも、もう考えていいのかなと思うんですけども、その辺りはいかがですか。

大石文枝市民協働課男女参画国際交流係長

既にそういった取組を幾つかしております。

先ほど原課長の方から申し上げたとおり令和6年度にツァイツ市との対面での交流事業をスタートしたんですけど、その前はコロナ禍であり令和2年度からできない時期がありました。

その間に市内の中学校、高校に日本を紹介する英語のビデオ動画を作っていて、それはツァイツ市の学校に送っていて、そういった交流をしております。

また、今年度もそうだったんですけどもツァイツ市の子供が来た折には、市内の中学校等を訪問していただいて、ツァイツ市から来た学生と市内の中学校または高校の生徒が部活動とか授業を通して交流する、そういった事業をしております。

以上になります。

江副康成委員

そういう取組が始まっているということを聞いて、非常によかったなと思っているところなんですけれども、私は議員をしているからツァイツ市との交流事業が行われていることをよく知っていますけれども、一般の市民の方がどこまでこれを知っているのかというものもあったりして、やっぱり各学校とか持ち回りじゃないですけども、そういう形で交流を——今だったら電子黒板とかへ映して相互にコミュニケーションできるような場もあるわけだから、そういったところの今に合ったというか、あるいは教育環境の状況に合わせて新たな取組、より深く広く交流できるような何か取組をぜひ考えていただきたいなど。

今年はまだこういう形で計画されてるから、当然やっていただくとして、今後のことになるかもしれませんが、ぜひ教育委員会と歩調を合わせて、やっていただきたいなというふうに思います。

次の件で、17ページです。

こちらのほうの中ほどに工事監査委託料という形で1,267万2,000円出ております。

結構、専門的な工事になるような感じだから、この場合は工事監査も含めて専門家のほうに委託するというのはいまのしょうがないのかなという部分はあるんですけども、本来は市民協働課のまちづくりとかそういったもののほうで話をしてみたかったです。

要は何を言いたいかというと、工事監査を委託しなくて、自前で監査できるような体制を少しは考えながらも、やっぱり今はこれだというふうになっているのかどうかということ、まずは教えていただけないですか。

すみません、工事監理委託料のつもりで言ったけど。

工事監理委託料は、当然に委託して形になっているけど委託しなくて自前でできるかなという検討をして、それでもやっぱり委託だというふうになったのかどうかということ、教えてもらっていいですか。

中村直人委員長

もう一回、この工事監理委託の中身を言ってくれと。

江副康成委員

やり直します。途中で、少し話を俯瞰したから分かりにくくなっているんでしょうけれども、工事監理委託料という形で、委託で1,267万2,000円を出しているじゃないですか。

その際に、自分たちで工事監理してみようかなと思ったけど、専門過ぎてやっぱり委託せんといかんという経緯をたどったのかどうか、教えてもらってもいいですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今回のこの旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業に伴う江副委員からの御質問だと思います。

資料23ページに御説明資料を準備しておりますけれども、あそこは御承知のとおり、旧ごみ焼却施設の底地が有害物質を含む土地ということで形質変更要届出地域というところもありまして、そこでの工事という特殊性といったものがありまして、結局、上の旧ごみ焼却施設を一旦解体した後、その上にストックヤードを建てるということで、そこらあたりの事情いきさが分からないまま工事を進捗してしまうと、下の土壌に変化が起きて、結果的に土壌汚染そういったことにつながる、そういった可能性もあるということから、今回工事の形態として専門的なそういったコンサルの視点をいただいて、適切に安全に工事を監理して

いくというところで、監理委託の業務を発注しております。

以上でございます。

江副康成委員

そういった特殊性とか専門性がある場合は、もちろん構わないと思っているんです。

例えば、さっきの市民協働課のまちセンの工事、その工事監査とか、そういうふうなもう少しポピュラーな工事の場合がここにあれば、それで質問をしたかったんですけど、ということ振ったもので分かりにくくなったのかもしれませんが、今回ないですよ。特に市民協働課の予算のほうにはないですよ。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

令和7年度に予定しております若葉まちづくり推進センターのジョギングロードと空調設備の改修工事、いずれも自前監理で、自前で建設課のほうで監理をお願いいたしまして、工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

江副康成委員

その話を聞きたかった部分があるんですけども、ぜひ委託ということが出てこないような感じで、自前のできる体制をよりやっていただきたいという確認の意味です。

というのは、昔は特に一級建築士さんがおったりして技術のスペシャリストがおられて、その方からずっと技術が伝承されて底上げされていた。

今その体制があまりないですよ。だからそういった意味も含めて、どちらかというところ工事監査を使うほうでしようけれども、そういうやつをなるべく自前のできるような体制にしてほしいというふうなことを、ぜひ庁内に広めていただきたいなと思って質問をしたところでございます。

以上です。

中村直人委員長

それは、職員係のほうにお願いします。

永江ゆき委員

同じところなんですけど、23ページです。

ストックヤードに関してなんですけど、広さとか回収量っていう部分では見込みはどんな形を考えられていますか。広くなりますか。

回収量は、多くなるっていうふうな見込みで、そのストックヤードの広さとかはとってあるんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ストックヤードにつきましては、現状で建設予定地の西側のほうで現在やっておりますけ

れども、その機能を新しいストックヤードのほうに移転するということになりますけれども、現状の規模からすごく大きくなるとか、狭く小さくなるとか、そういったことではございません。

同等規模のやつで、今は動線が非常に危ない、車と人が混在していて危ない。また、一部搬入されている市民の皆さんが濡れながら、また、あそこで作業されている方も濡れながら収集をされているところもありますので、そういったものを改善できるような、そういったものを解体後に跡地の上に整備をするというものでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

そうしたら、今、服のリサイクルとか紙とか、新聞とか濡れるところでされていますよね。あれも全て屋根があるところでやるというイメージですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

持ってこられた資源物が濡れないように、また作業される方や市民の方も濡れないように、そういった構造といいますか、そういった一時仮置場を建設、整備する予定でございます。

永江ゆき委員

以前、製品プラスチックのほうも回収するっていう御答弁が一般質問であったと思いますが、それは計算に入っていますか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

この施設が令和8年に工事が終わりますして、令和9年から運用を開始いたします。そのタイミングを今、予定していますけれども、製品プラ、硬質プラ、そういったものの収集についても同一の場所で実施できるように、これから整理していく部分もございますけれども、そういったものを念頭に置きながら、今後、設計等に入っていきますので、進めていく予定でございます。

永江ゆき委員

やっぱりプラスチックって膨れ上がるし、かさばると思うんです。だから、せつかくこうやって整備されるので、これを機にプラスチックの回収の仕方とか、圧縮とかも少し考えられて。

熊本のほうに視察に行ったときに、圧縮したらすごく小さくなるっていうのを見たんですけど、そうすることによって場所も確保、この中でできるのかなと思ったんですけど、そういう圧縮とかその辺のプラスチックでも本当にかさばるからですね、その辺は考えてありますか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

こちらの施設がストックヤード、一時仮置場ということになりますので、その施設そのもので圧縮するような、例えばプレスする機械とかそういったものについては、現状は予定をしております。

もちろん一時仮置場であっても、一定量のプラ資源が持ち込まれることは想定されますけれども、そこでのそういった圧縮機械とか、そういったものについては現状は予定していません。

永江ゆき委員

プラスチックの容器包装も回収の仕方も検討していかなければならないとゼロカーボンシティ宣言をされた後に言われたと思いますけど、例えば、回収の仕方が変わってしまえば、集まるどころって最終的にはここですよね。

それはどういうふうに見込まれていますか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

製品プラもそうですけれども、今の包装プラ、そういったものについても現状においては鳥栖市では、真木町の資源物広場に持込んでいただくか、みやき町の現在のリサイクル施設に持込んでいただくかということになります。

なので、もちろんごみの削減、それと資源化や分別っていうのは、今後も市民の皆さんの協力をいただきながら広げて徹底していく必要があると思っていますので、そういった周知もこれからやっていかなければならないと思っています。

その結果、恐らく総量については増えていくだろうと思っていますけれども、正直それがどれくらいまで量が増えていくのかというところまでの試算、把握はできておりません。

永江ゆき委員

そうなんです。やっぱりそこは想定していかないといけないんじゃないかなと私は思っているんですけど、リサイクル量の率を増やしていくという計画もありますよね。

だったらやっぱり、今あそこに持っていかれている市民の方々って、本当にごく一部の方だと思うんです。多分あの8倍、9倍ぐらいはあると思うんです。

なので、やっぱり法律も決まりがありますし、その辺も踏まえて考えていく必要があると思うんですけど、どうでしょうか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今、可燃ごみの中にプラ資源が含まれて、それが焼却に回っていったというような現状があることはこれまでも一般質問の中でもありましたし、こちらもそういったものに対して皆さんに協力をいただきながら分別していくっていうところで、答弁もしております。

ですので、今後はそういった資源物をきちんとと言いますか、適正に分別していただける

ように、我々としては市民の皆さんにお伝えしないといけないですし、そうであるならば、そういったその場所といいますか、どこにそれを持っていけばいいのかというところの課題は、思っておりますので、そういったものについても併せて、これから検討していく部分もございますけれども、そこはしっかり考えていく必要があるというふうには思っております。

永江ゆき委員

おっしゃるとおり、今は可燃物のほうにプラスチックがすごくいっぱいあっていて温度が上がり過ぎているんですね、だから温度を抑えるために水を使ってやるという。

本当に悪循環というか、そういう中であるので途中で回収しますと言ったときに、受け入れるところがないというふうになったらもったいないので、今のうちにこうやってせつかく今年造られるので、取りかかられるので、見直していただければと思いますけど、どうでしょうか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今後の実施設計等についてこれから入っていきますので、そういった中で、今の永江議員からのアドバイス等も含めどれくらいそこが形として反映できるのか、ここではなかなか難しいところもありますけれども、そういった部分を検討していきたいと思っております。

永江ゆき委員

最後に、途中からでもストックヤードの広さを広げられるような可能性はありますか。付け加えるというか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

基本的には現状、施設が建っているところの上に一定のそういった、地下の汚染とかそういった対策をとりながらやっていきますので、基本的に今の広さで拡張的なものについては分からない部分もありますけど、仮にそういった持込み率が多くなったときにストックヤードを、建物を広げるとなれば、当然に下の土壌とかへも影響していくことがありますので、そこは広げるとなれば、そういった調査等も一定含めた上でやっていくことになると思います。

現状は拡張等というところまでは、考えておりません。

永江ゆき委員

仮に増えたらっていうことを言われたんですけど、回収量を増やそうと思っているのかどうかだと思うんです。

それに合わせて設計っていうか、やっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど。

中村直人委員長

質問の途中ですけれども、回収だけでなく販売する側にも問題があるから。そういうのをどんどん増やしていくっていうのは。だから、製造部もいろんなところとの協議が必要になってくると思う。

今は買うばかりでパツパと捨てよるけれども、それを捨てないでいいようなシステムづくりも自分たちで考えていかないと。減量の方向に我々は考えていかないといかんやから。増えたら造るんじゃないで、そこら辺の協議を自分たちの中でもしながら、行政側にしていかないと。行政が仕事ばかり増えてどうしようもないから、そこら辺を考えて質問をお願いします。

永江ゆき委員

今、委員長がおっしゃったように、確かに企業のほうにも呼びかけが必要だと思うので、現状から少しでもよくなるように、ぜひ市民のほうにも企業のほうにも、訴えかけていただければと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤克也委員

1点だけお願いします。

資料の25ページ、ゼロカーボン推進パートナー表彰事業についてなんですが、この制度、現在認定されている事業者、企業さんは、何社ほどいらっしゃるのか教えていただければと思います。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

本制度につきましては、今年の10月に立ち上げをしております。立ち上げ時点では、16事業所の皆さん方の御賛同をいただいてスタートをいたしました。

その後、今日までに2事業所を新たな認定としておりますので、現状は18事業所となっております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。現在、18事業所ということで、今後も増えていければいいかなというふうに私も思っています。

それで、この事業内容を見てみると、報告ということが書かれているんです。その18事業所の全てに報告を義務化というか、必ず報告書を出してもらうような形に現在されているんですか。

その確認をお願いします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

認定式のときに、賛同いただける事業者の皆さんにお伝えをしてるんですけれども、年に1回1年間の取組状況について報告をお願いをしたいということでしております。

企業が今ちょうど決算時期で、3月終わってすぐちゅうのはなかなか、そういったものが難しいということも意見がございましたので、今お話している中では6月頃に全認定事業所に対して今年度、実質は昨年10月からこの3月までになってしまいますが、取組について報告していただいて、その中で顕著なものといいますかほかの事業所の模範になる、今後の事業につながっていくようなものを表彰していくような形で今回考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。この表彰する内容3つ、書かれていますけれども、こういったことで表彰していただくのは悪いことじゃないし、いいことだと思うんですね。

ただ、継続していくことこそ大事なことだというふうに思いますので、その辺は始めたからすぐ表彰するっていう考え方もあるでしょうが、私はどちらかというと、こういったことを始めて、なおかつ継続して、それが鳥栖市のほかの企業にも広がっていくという流れの中で、こういったことも考えられたほうがいいのかっていうふうなことも思ったんで、その辺も少し考慮していただきながらですね。

あと、18社、事業者以外でもパートナー制度を組んでいない企業さんも、そういう取組を先進的にやられてる企業さんもひよっとしたら出てくるかもしれませんので、そういったところも拾っていただきたいというふうに思っていますので、これは要望というかお願いになります。よろしくお願いします。

以上です。

松隈清之委員

9ページ、ちょっと教えていただきたいんですけど、市民活動等保険料、これ資料よると資料19ページになっているんですけど、19ページのどこを見たらこの説明は載ってるんですか。

ツァイツ子ども交流事業のページ、僕だけなってるんですか。これ、別にもともと資料があったということですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民活動等保険料といたしておりまして、この等の中に19ページの中の海外旅行保険の保険料が含まれておりますので、資料番号として、資料19ページということで。

松隈清之委員

改めて、先ほど少し説明があったみたいなんですけど、これ市民活動団体として登録されてなくても使えるっていうような御説明があったかと思うんです。

そうなると、どういうその地域の、区の活動であったり、どういうところが対象になるの

かっていうのをどうやって把握したらいいのでしょうか。

築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

市民活動保険は、まずもって申請をもらわないと——申請主義なので、まず知っていただくために去年の8月に嘱託員会を回りました。今、区長さんは全て知っております。

その中で、まち協の中で文化祭もありましたけれども、文化祭の中でスタッフ側が、役員側がけがをした、どなたかにけがをさせた、あと何か物が壊れた、そういう形で申請を受け付けたりしております。

松隈清之委員

ということは、何かイベントをするときに都度都度申請するみたいな形になるのでしょうか。

築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

事前の申請はございません。あったときにまず確認をとっていただく、まず事故報告書を書いていただく、そして保険者が保険の代理店の保険のほうに申し込んで、そこから審査が始まります。

できるかどうか分かりませんが、まず申請をしてください、事故報告書を出してくださいという形で区長さんには御説明をいたしました。

以上です。

松隈清之委員

区の活動に対してはそういう形でいいんでしょうけど、この区以外にもいろいろ活動してる団体とかっていうのもあると思うんですけど、それは市民活動団体の登録というか市民活動センターに登録してない団体でも可能っていうことになると、そこに対してはどういうふうに周知ができるのでしょうか。

築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

5人以上で無報酬のボランティア活動の中での限定になりますので、若干の費用弁償は考慮してますが、その中で活動中にスタッフがけがをしたっていう場合は、ホームページ等でしてしますので、自治会、子供クラブ、PTA、あといろんな市民活動団体。

ほかの市民活動団体に登録していなくても5人以上でボランティア活動をしてあった団体であれば申請が可能となっております。

以上です。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民活動保険の周知の部分での御指摘だというふうに思いますけれども、その辺りは広く知っていただくように広報に努めてまいりたいと思っております。

松隈清之委員

分かりました、自分が対象になってるかどうか分からないとか、自分の団体が対象になっているか分かんないってということになるともったいないので、ぜひその周知をお願いいたします。

そういう、幅広く使える保険の算定がどうされてるのか分からないんですけれども、166万円で、このうちツァイツの分の保険料も入ってるんですね。まあまあ安いという、どういう保険料率の計算をされてるのか分かんなんですけど、使えるということであれば、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

それと、続けてなんですけど、どこで聞くべきなのかな。収入のほうで、住民票とかの使用料ありますよね。先ほどもお話がありましたように、もう実際、マイナンバーの交付率が上がってるので、コンビニ交付の割合って増えてるんだらうと想像するんですけど、割合的にはどれくらい、コンビニ交付っていうのが増えてるんでしょうか。直近の実績でもいいですけど。

下川有美市民課長補佐兼市民係長

コンビニの交付については、かなりマイナンバーの普及率も上がっておりまして、令和7年2月末で交付枚数率っていうのが88.8%まで上がっております。そういう中で、コンビニの交付っていうのはすごく増えてまいっております。

それぞれコンビニ交付できるものが、印鑑登録証明書、それから戸籍の原戸籍ですね。それから住民票、あと税関係の証明ということになっております。

幾つかかいつまんで御説明しますと、令和5年度の分に関しては、印鑑登録証明書については、35%ほどの方がコンビニ交付で取得をされております。

戸籍に関しましては、令和5年度で14%ぐらいの方がコンビニで交付を受けておられます。あと住民票に関しましては、令和5年度で約30%の方がコンビニ交付を受けられております。

以上でございます。

松隈清之委員

これ多分、コンビニでの交付率って一定程度までは増えることはあっても、多分減ることないって想定するんですけれども、そこでなんですけど、拡大していったけど、印鑑証明とか割と早い段階でコンビニ交付やってたじゃないですか。

それが拡大されてきたんですけど、今度、それに伴って窓口の事務量が減らないとおかし

いんですけど、そこはどうか、窓口の事務量としては。

下川有美市民課長補佐兼市民係長

窓口の来客数とかにつきましては、マイナンバー関係で手続にこられる方、それから転入、転出——流動人口が鳥栖市は多いものですから——住居の転入、転出、転居で御来庁される方がすごく多くなっております。

コロナ禍の中のこともあるかもしれませんが、証明書の発行っていうのが、もう簡略されて出さなくていいっていうふうになってるものもありますので、全体の発行枚数っていうのは減っていている状態でありまして、コンビニ交付の率が上がってきているっていう状態にもなっております。

なので、その分マイナンバーカードの更新であったり、作成であったり、そういったお客様がちょっと増えているような状況でございます。

松隈清之委員

ありがとうございます。手数料とか入ってきてるんですけども、いずれ紙での証明自体もう今後なくなる可能性も出てくると思うんですね。

今は、それこそ数年マイナンバーカードの発行事務がかなり負担になってたところがあるかと思うんですけども、これも多分そんなに今までのようなペースで事務が忙しいうちゅうこともなくなってきましたし、将来的に市民課の事務も大分変わるんじゃないのかなっていう気がするんですけど、何か今後の方針とかって持っておられますか。

ちょっと事務減るから市民課、縮小してもいいかなみたいな。

吉田忠典市民環境部長

確かにマイナンバーカードの普及によって、窓口業務が大きく変わろうとしております。

窓口業務は全くゼロになるということはないんでしょうけれども、かなり以前と比べると変わろうとしておりますので、今市の内部のほうでも窓口の在り方についての検討を行っているところでございます。

時代に合わせた窓口にするように、今後も検討を進めていく形で考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

ありがとうございます。まだまだ利用度は少ないかもしれないですけど、マイナンバーカード、マイナポータルを活用すると転入、転出もちょっと手間が減るんですね。

ですから、今はまだそんなに、コンビニ交付も多くて住民票で30%ぐらいっていうことなので、まだまだ窓口利用をされる方は多いと思うんですけど、これはそのうち変わってくると思いますんで、今後の在り方も含めて御検討をお願いします。

以上です。

中村直人委員長

質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

oo

午後1時8分再開

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、質疑を続行いたします。

永江ゆき委員

18ページの節18負担金、補助及び交付金の一番下の生ごみ処理機購入補助金に関してです。
昨年度も50万円で今年も50万円ということですが、昨年募集が始まったあとにすぐ予算額
がいっぱいになったということで、申込みができなかったという声をお聞きしましたが、
同じ金額で予算を組まれてますけど、どういうふうな見込みでこういう金額になってるか教
えてください。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

生ごみ処理機購入費補助金でございます。これにつきましては、生ごみ処理機の購入費の
2分の1を補助するものでございます。

今、お話ありましたように、今年度、指定代理店ということで、市内のお店とかそういった
ところでの購入といったそういった条件を外したことによって、募集開始から早い段階で
予算額に達した経緯がございます。

ただ、その後なんですけど、もちろんその予定額に達した時点で今年度の募集については、
もう終了いたしましたというアナウンスをしておりますけれども、その前後ぐらいから問合
せ等がちょっと、それまで好調だったんですけども、鈍った。鈍化したというような経緯
がございますので、一応来年度につきましては令和7年度は令和6年度と同額の50万円で、
予算要措置を図ったものでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

予算と比較いたしますと1億350万9,000円、1.4%の減額となっております。

減額の主なものといたしましては、保険給付費の減額と県へ納付する国民健康保険事業費納付金の減額によるものでございます。

それでは、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税、節1医療費給付費分現年課税分から節6介護納付金分滞納繰越分までそれぞれ見込額を計上しております。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金については、歳出の療養給付費、療養費、高額療養費などの保険給付費について県が全額交付するため交付見込額を計上しております。

節2特別交付金のうち特別調整交付金につきましては、結核や精神疾患に係る医療費が多額である場合や非自発的失業者に対する国保税の減免、システム改修など特別な事情による財政負担の増加などに対して交付される見込額を計上しております。

保険者努力支援制度交付金については、保険者の医療費適正化や保健事業等の支援のため取組状況等に応じて交付される見込額を計上しております。

県繰入金2号分については、医療費適正化や保険事業等の事業経費等に対して交付される見込額を計上しております。

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び保健指導の実施に対して交付される見込額を計上しております。

3ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち事務費繰入金については、歳出の款1総務費の人件費などの事務経費を計上しております。

保険基盤安定繰入金については、経営基盤の安定化を図るため低所得者に対する国保税軽減措置に対する交付見込額を計上しております。

未就学児均等割保険税繰入金については、未就学児の国保税均等割の軽減措置に対する交付見込額を計上しております。

出産育児一時金繰入金については、出産育児一時金支給額の3分の2の額を計上しております。

財政安定化支援事業繰入金については、国保財政の安定化や保険税負担の平準化等に資するため、標準的な保険者に比べ所得水準が低いことによる保険税の減や高齢者の割合が高いことによる給付費の増に着目し、地方財政措置される額を計上しております。

産前産後保険税繰入金については、出産被保険者の産前産後期間の国保税均等割の軽減措置に対する交付見込額を計上しております。

項2 基金繰入金、目1 国民健康保険基金繰入金については、令和7年度の国保税率改定に伴う税率抑制財源として計上をしております。

本市の税率は、県が示した標準保険税率を参考にして基金積立金の一部を活用し、税率を抑制し毎年度改定しております。令和7年度の国保税率の算定にあたっては、令和9年度の県内税率一本化まで残すところ2年となっていることから、税率の激変が生じないよう一本化税率に近づけていくこととしており、税率抑制財源を基金残高の2分の1以内として所要の額を計上したところでございます。

なお、税率改定案については、この後御審議いただく議案第9号において御説明させていただきますこととしております。

4 ページをお願いいたします。

款7 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料のうち目1 延滞金については、見込額を計上しております。

項3 雑入のうち目2 第三者納付金については、交通事故などの第三者の不法行為によって生じた保険給付に対する損害賠償見込額を計上しております。

以上が、主な歳入となります。

次に、5 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節2 給料から節8 旅費については、国保業務に従事する7人分の人件費を計上しております。

節11 役務費につきましては、資格確認等の郵送料、国保連合会でのレセプトの例月処理や被保険者の資格情報等の処理業務に要する手数料などを計上しております。

節12 委託料のうちシステム改修委託料につきましては、令和8年度から徴収予定の子ども・子育て支援金の収納に係る本市基幹系システムの改修経費を計上しております。3行目の標準システム共同運用委託料につきましては、国保事務処理標準システムの管理運用について国保連合会へ委託する経費として計上しております。

節13 使用料及び賃借料につきましては、国保事務処理標準システムのガバメントクラウド使用料を計上しております。

なお、この使用料と先ほど説明いたしました標準システム共同運用委託料については、県の特別交付金で全額賄われるものとなっております。

節17 備品購入費につきましては、国保業務に必要な国保総合システムの運用のためのパソコン端末の更新経費として計上をいたしております。

目2 連合会負担金については、県内市町が加入する佐賀県国保連合会の運営経費の本市負

担金を計上しております。

目3 医療費適正化特別対策事業費のうち節11 役務費につきましては、レセプト点検手数料を計上しております。

6 ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費の主なものにつきましては、国保税の賦課徴収や滞納整理に係る人件費、納税通知書や督促状の発送に係る金額などを計上しております。

7 ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 療養給付費、節18 負担金、補助及び交付金につきましては、病院や薬局などで被保険者が支払う自己負担分を除いた、保険者が医療機関へ直接支払う現物給付の見込額を計上しております。

目2 療養費につきましては、コルセットなどの治療用装具製作費やはり・きゅうなど施術に対する自己負担分を除いた給付見込額を計上しております。

目3 審査支払手数料については、レセプト審査と医療機関への支払事務手数料を計上しております。

次に、項2 高額療養費、目1 高額療養費につきましては、同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合に、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた分を払い戻す制度で、その給付見込額を計上しております。

8 ページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、節18 負担金、補助及び交付金については、国保被保険者の出産に伴い支給する出産育児一時金として40人分を計上しております。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費、節18 負担金、補助及び交付金につきましては、被保険者の死亡に伴い喪主へ支給する葬祭費として100人分を計上しております。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 医療費給付費分、次の段の、項2 後期高齢者支援金等分、目1 後期高齢者支援金等分については、県が示した納付金をそれぞれ計上しております。

9 ページをお願いいたします。

項3 介護納付金、目1 介護納付金につきましても、県が示した納付金を計上しております。

款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象とする特定健康診査等に要する経費を計上しております。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、会計年度任用職員の人件費を計上しております。

節7 報償費につきましては、特定健診受診率向上を図るためのインセンティブとしてクオカードなどの購入費を昨年度に引き続き計上しております。

10ページをお願いいたします。

節12委託料のうち特定健康診査等委託料につきましては、保健センターで行う集団健診及び市内の指定医療機関で行う個別健診などの検査費用を計上しております。

1行飛ばしまして、未受診者勧奨委託料につきましては、特定健診受診率向上を図るため、特定健診の受診案内や未受診者に対するはがき等による受診勧奨に係る経費を計上しております。

節13使用料及び賃借料につきましては、特定保健指導時に使用するタブレット端末借上料を計上しております。

次に、項2保健事業費、目1保健衛生普及費、節11役務費につきましては、医療費適正化を図るため医療費通知や後発医薬品差額通知、重複服薬通知の発送に要する経費を計上しております。

目2療養費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、はり・きゅう施術助成金の交付見込額を計上しております。

目3健康推進事業費、節12委託料につきましては、人間ドック、脳ドック受診費の2分の1を助成する経費として約230人分を計上しております。

11ページをお願いいたします。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険税還付金、節22償還金、利子及び割引料につきましては、所得更正や社会保険加入などによる過年度還付金の見込額を計上しております。

以上、議案乙第10号の説明といたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

5ページ、総務管理費の一般管理費、使用料及び賃借料、標準システムガバメントクラウド使用料、これ何月から、いつからつながる予定になってますか。

これが何か月分か。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

国保の標準システムにつきましては、昨年の10月21日から稼働をしております、既にガバメントクラウド上で運営をしております、新年度予算は1年分ということでございます。

松隈清之委員

分かりました。

それと10ページ。これだけに限らず、未受診者勧奨委託料とかあるんですけど、要は健診

を受けていただくのに通知を出されるとかっていうふうになってるんですけど、現段階では、それはそういうやり方なのかなと思いつつも、マイナンバーカードとかマイナポータルとかあって、個人にもっと直接、例えばスマホに直接案内が行ったりとかっていうプッシュ通知とかっていうのとかがもっと活用できないのかなあ。郵便物よりも来たらすぐ見るみたいな通知の方法とかね、そういうことを。

もちろん、全ての世代には無理かもしれないけれども、こういう案内のほうが基本的に来てしまえば無くしたりはしないので、そういう通知の仕方とか、若い人とか特に、若い人がどれだけいるかわかんないけれども、行かない年齢層とか考えると、意外とそういうところの通知の仕方とかができるようであれば効果的なんじゃないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま御質問ありました、マイナポータルを活用してプッシュ通知ができればいいんじゃないかという御意見でございますが、それにつきまして私どももそういった形でアプローチできればいいなというふうに思っておりますけど、まだそこまでシステム上、できてないというのが現状でございますので、もうデジタル社会の進展が進んでますのでそういった方向でできるようになることを望んでおります。

ちょっと、現状では今できてないという状況でございます。御意見ありがとうございます。

松隈清之委員

別に郵便代金ももったいないからというわけではないんですけど、実際、郵送料って大分かかりますよね。

最もそれが効果が高いやり方としたらそれはそれで構わないんですけども、通知の仕方によってレスポンスが変わるとかそういうこともあり得るので、そこは今後もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、これは9ページなのかな、報償費とかで、特定健診を受けていただくインセンティブで今クオカードとか……。どうですか、クオカードは評判がいいんですか。それとももっとほかのインセンティブが効果的なのか、正直、その反応よくわかんないですけど。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

本年度から抽せんで1,000円のクオカードを配布しました。申請すると100名の方に抽せんでということ今やっておりますけれども、現状として、前年度と比較をいたしますと集団健診に関して言うと伸びているという状況でございます。

ただ、個別健診を見ても減っているという状況で、その分析がちょっとまだできてないので、結果としてまだ受診率が出ておりませんが、昨年と同様か、もしくは上向きにな

ってるのかなと思います。

ただ、今おっしゃったように、1,000円のクオカードが魅力があるのかと問われると、いろんな方から御意見いただくと、もうちょっと商品を豊かにすると言いましょうか、バラエティーにすると言いましょうか、そういったことをやったほうがいいんじゃないかという御意見もありますので、令和7年度については、やり方を少しずつ変えてできるだけ魅力あるもの、行動変容が図られるものとしていきたいと考えております。

以上です。

松隈清之委員

ありがとうございます。誰のためかというと本人のためなので、インセンティブがあまりに過大になってもどうかと思うんです。

とはいえ、受診しやすい環境とかをつくるのも大事ですし、動機づけももしかしたら要るのかもしれないんで、いろんなやり方を検討していただいて効果が出るやつを見つけていただければと思います。

終わります。

中村直人委員長

ほかに、ございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

中村直人委員長

続きまして、議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

資料は、12ページをお願いいたします。

令和7年度の当初予算の総額は歳入、歳出ともそれぞれ12億4,311万1,000円で、前年度の当初予算と比較いたしますと7,906万円、6.8%の増となっております。

増額の主な要因といたしましては、団塊の世代の移行に伴う被保険者数の増加に伴い佐賀県後期高齢者医療広域連合への納付金が増額となったためでございます。

それでは、歳入の主なものについて御説明をいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料の収入見込額を計上しております。

目2普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替などによる保険料の収納見込額を計上しております。

一つ飛びまして、款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち事務費繰入金につきましては、本市の事務経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担分を計上しております。

次の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を県市で補填する保険者支援分の見込額を計上しております。

13ページをお願いいたします。

2段目になります、款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1償還金につきましては、保険料の還付金を計上しております。

以上が、主な歳入となります。

14ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして、御説明をいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、後期高齢者医療に係る事務経費を計上しております。このうち節12委託料につきましては、令和8年度から徴収予定の子ども・子育て支援金の収納に係る本市基幹系システムの改修費を計上しております。

項2徴収費、目1徴収費につきましては、保険料の賦課徴収経費を計上いたしております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の共通経費や本市が徴収した保険料、それから保険基盤安定負担金を県広域連合への納付金として計上をしております。

15ページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、所得更正などにより過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込額を計上しております。

以上、議案乙第11号についての説明といたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

それほどないんですけれども、今、普通徴収の保険料を頂いてる方は、基本的にもう普通徴収しかないという方々ですか。

佐々木利博税務課長

普通徴収になる方は、特別徴収ではない方ということで、年金をもらってる方で、18万円以下で介護保険と後期高齢の保険料が2分の1を超えない方が普通徴収になるとなってますので、それが変わるということは、保険料が上がったり下がったりすることで変わったことはあるかと思えますけれども、大体変わらないと思えます。

松隈清之委員

そういう条件的に普通徴収の方もいるんですけど、今どうか分かんないんですけど、選択的に普通徴収を選んだ人も以前いたと思うんですよね、天引きされたくないということで。

そういう方って、もういらっしやらないんですか。

佐々木利博税務課長

普通徴収の中で必ず口座振替をするような形になってますので、特別徴収の方が普通徴収を選ばれたら、必ず口座振替という形になってますので、それ以外の方はいない。

松隈清之委員

口座振替と振り込みの割合ってどれぐらいですか。(発言する者なし)

採決のときまでに教えていただければ結構なんですけど、何でもこういう質問してるかっていうと、この滞納ってやっぱり出るじゃないですか。どうしても払えない部分っていうのは、もうしょうがないと思うんですけど、それはそれとしても、払えるのに払わない人がもしいるとするならばそれはそれでやはりよろしくないことなので。

なおかつ、特別徴収であれば、そうそう取りっぱぐれることはないんでしょうけど。普通徴収で何回か払うのちょっとやめたら、それでもまあまあな金額になっちゃうじゃないですか。

だから、余計払いたくなくなる気もしてくると思うんですけど、そういう意味で今でもできる方であれば、振込とかの切替えのお願いとかってされているのかなと思って。

どれくらい振込されている人がいるのかなと思って。感覚で結構なんで。

横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長

こちらのほうでもそういったところは、今、把握してないんですけれども、感覚的に言いますと、ほとんどいらっしやらないと思います。

以上です。

松隈清之委員

どうしても払えない方は、払えなくて仕方ないと思うんですけども、そうじゃない方が、滞納があるっていうことは払えるのに払ってないという判断をされているから滞納になっているっていうことですよ、基本的には。

それとも、もうこれ払えないから、ちょっと時間が経過すれば消えるなっていうふうに判断をされてるのかどうか分かりませんが。

横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長

そういった滞納につきましては、こちらのほうでも財産調査とかをやっておりますので、預貯金また年金の額、それからほかの財産を調べまして納税できるような状態の方であれば差押えとか、そういった滞納処分のほうを執行しているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

制度としても、やっぱりきちっと払っていただくものを払っていただかないと不公平にもなりますので、今後も適正な執行をお願いいたします。

終わります。

伊藤克也委員

すいません、14ページの款1総務費、目1一般管理費の節12委託料の133万1,000円で、子ども・子育て支援金制度、これは令和8年度から予定されてるっていうふうに先ほど説明いただきまして、そもそもその制度設計で後期高齢者の方も負担をいただく制度になってるっていうことですよ、まず。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

先ほど国保の中でも御説明しましたけれども、全ての保険者が、全ての保険に入ってる方、被保険者から徴収するというふうになっておりますので、後期の方も負担をしていただくという制度でございます。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。それで、この委託料が先ほど国保が百万円ぐらいだったと思うんですが、後期高齢の分と国保の分の委託料が若干下がるのは何でなのでしょう。

システム上、何か違いがあるんですか。その辺だけ確認させてください。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

分かりません。申し訳ございません。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市資源物広場条例

**議案甲第11号鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の
縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例**

中村直人委員長

続きまして、甲議案が3件ありますが、一括して議題といたしたいと思いますのでそれぞれ執行部のほうから説明を求めたいと思います。

甲第9号からお願いします。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま議題となりました、議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

甲議案説明資料、3ページをお願いいたします。(同ページで「2ページ」に訂正)

今回の改正は、令和7年度国民健康保険税率の改定でございます。

改定の理由につきましては、佐賀県が毎年度、市町ごとに示される標準保険税率を踏まえ税率を改定するものでございます。

改正の内容につきましては表のとおり改定するもので、県が示した標準保険税率を参考に基金積立金の一部を活用し本市が再算定した税率としております。のちほど算定内容について御説明いたします。

施行日は令和7年4月1日となっております。

また、本改定案につきましては、国保事業の運営に関わる重要案件でございますので、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問案件でございます。そのため、本年1月23日に本協議会を開催し諮問した結果、全会一致で御承認いただき、2月7日に諮問のとおり答申を受けているところでございます。

それでは、国保運営協議会説明資料により今回の改定案について御説明をいたします。

すいません、資料は2ページでした。資料2ページで御訂正をお願いいたします。

次に、3ページをお願いいたします。

納付金の算定イメージについてお示しをしております。

御承知のとおり、平成30年度の国保制度改革に伴い国民健康保険の財政運営は県単位化にされ、県が財政運営の責任主体となっており国の確定係数を基礎として毎年1月初めに市町ごとの国保事業費納付金を決定し、標準保険税率とともに提示をされます。

県の国保特別会計を表にしております。

まず、支出の部分でございますが、佐賀県が市町の保険給付費を全額賄いますので新年度の20市町の保険給付費等を推計いたします。

次に、収入の部分ですが、20市町の公費を推計いたします。

先ほど申し上げました支出ところの公費の差額が県に必要な納付金総額となり、これを各市町納付金として割り当てることになっております。

4ページをお願いいたします。

市町の納付金は、先ほど説明しました県に必要な納付金総額を市町ごとの被保険者数と所得水準により応能分、応益分に案分したあと、医療費水準を反映して決定されることになっております。

下の図で御覧ください。

県に必要な納付金額を200億円とした場合で御説明します。

応能分と応益分は一対一で割当てております。それぞれ100億円となります。

次に、所得割の基礎となる応能分については、各市町の所得シェアにより割当てられ、均等割及び平等割の基礎となる応益分については、被保険者数及び世帯数のシェアにより割当てられることになっております。

最後に、応能分と応益分につきましては、市町の医療費水準によって割当てられることになっております。

そのようなことから、医療費水準が県平均より低いA市の場合、応能分で35億円となっております。40億円から5億円低い35億円の負担になっております。

また、医療費水準が県平均よりも高いB市の場合は、40億円から5億円高い45億円の負担となっております。

これらの仕組みにより、各市町の納付金が決定されることになっており本市の場合、特に医療費水準が県平均以上であるため、現在のところ平均以上の納付金となっているところがございます。

なお、令和9年度の国保税率の一本化に向けて医療費の相互扶助の理念に基づき医療費水準を反映させなくなるため、令和9年度には下の図の中央の形になることになっております。

5ページをお願いいたします。

標準保険税率の算定イメージを載せております。

県は、納付金の算定結果を市町に示す際、併せて標準保険税率を提示いたします。市町の標準保険税率は、市町が納付金を納めるために必要な保険税率を県が試算したものです。左下の図に示しているとおり、市町ごとの経費を加算、減算し、保険税で集める額を推計し、矢印で示した内容により、収支均衡が図れる必要な標準保険税率が設定されることになっております。

6 ページをお願いいたします。

県が示した令和7年度の本市の納付金です。

まず、標準保険税率を算定するための基礎となる県全体の納付金額を上段に、中段には本市の納付金を示しております。括弧書きの数字は前年度比を示しております。

それでは、基礎賦課分から順に説明をさせていただきます。

基礎賦課分については、県全体の納付金が186億5,000万円で前年度と比較して約2億7,000万円の減となっております。

減額の主な要因といたしましては、県全体の保険給付費が前年度の約700億円から19億円減の681億円と推計されたことによるものでございます。これによりまして、本市負担金は24億9,000万円と、前年度と比較して約3,000万円の減となっております。

ただ一方で、次の1人当たりの納付金を見てもらうと分かりますけれども、約13万4,000円ということで、被保険者数の減少等により前年度と比較して4,356円の負担増となっているところでございます。

次に、後期高齢者支援金等分については、県全体の納付金は約50億円。前年度と比較して約2億円の減となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金への負担金が3億円減少したことによるものでございます。

これによりまして、本市負担金は約4億円で、前年度比較して約2,000万円の減となっております。

1人当たりの納付金で見ますと約3万6,000円で、前年度と比較して、221円の増となっております。

介護納付金でございますが、県全体の納付金が16億2,000万円。前年度と比較して1億3,000万円の減となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金への負担金が約3億円減少したことが主な要因でございます。

本市の負担金は、約1億2,000万円で前年度と比較して約500万円の減となっております。1人当たりの納付金では約3万5,000円。前年度と比較して1,350円の減となったところでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、本市の標準保険税率でございます。

ちょっと字が小さくて見づらいかもしれませんが、表の1行目、着色した部分が今回県から示された標準保険税率です。

2行目が、令和6年度の標準保険税率でございます。

3行目が、令和6年度現行税率となっております。

次の差引き、①引く②を御覧ください。

令和7年度と令和6年度の標準保険税率の比較となります。

基礎賦課分の均等割及び平等割を除きまして、令和7年度の標準保険税率が低いことが分かるかと思えます。合計で見ますと、均等割で219円高くなっております。所得割が0.29%低くなり、平等割で11円高いという結果でございます。

次に、差引き2行目を御覧ください。

令和7年度の標準保険税率と現行税率を比較したものになります。

後期高齢者支援金分と介護納付金分につきましては、令和6年度の標準保険税率から100円切捨てた額を改定しておりますので、減少分はその差分となっております。

一方、基礎賦課分については、令和6年度の改正において1億1,500万円を投入して税率を抑えた反動もありまして、所得割で0.77%、均等割で3,846円、平等割で2,933円の増加という結果となっております。

次に、参考として下の表でございます。

令和7年度に、直ちに一本化した場合の税率を示しております。

これは、令和9年度に県内の税率が一本化されることを踏まえて、県が概算により示したものでございます。この税率と今回示された標準保険税率を比較いたしますと、差引きの1行目になりますけれども、全てがマイナス表記となっておりますので、標準保険税率よりも一本化税率が低いということが分かるかと思えます。

ポイント欄にも記載しておりますけれども、本市の標準保険税率は、医療費水準が県平均よりやや高いために一本化税率よりも高いというのが特徴だと思っております。

これにより、標準保険税率、一本化税率、現行税率の順で高いことが分かり、本市の現行税率は、税率一本化に向けて上がっていくことが想定されるものとなっております。

8ページをお願いいたします。

国保税率の今回の改定方針を挙げております。3点でまとめております。

まず、1点目では国保会計の収支均衡が図れるよう、県が示す標準保険税率を参考にして算定することとしております。

2点目は、税率一本化を見据えて調整することとしておりまして、令和9年度には各市町の国保税率の一本化が図られ、令和12年度には税率の完全一本化となります。

両者の違いでございますけれども、令和9年度には、納付金算定において医療費水準等を加味しない、反映しないために市町ごとの税率算定は不要となり、県単位での算出方法へ行く移行するため市町の税率は同じとなります。

ただし、令和9年度から令和11年度の3か年は準統一期間とされており、この期間は、各市町において基金を活用して税率を抑制することも可能とされているところでございます。令和12年度以降は基金活用ができなくなりますので、市町の税率は全て同じ税率となることになっております。

いずれにいたしましても本市の場合、令和9年度の税率一本化される際に、税率の激変が生じないように、一本化税率に近づけていくよう調整していくこととしております。そのため、これまで基礎賦課分のみの基金の一部を投じて税率を抑制してまいりましたけれども、令和7年度からは、後期高齢者支援金分及び介護納付金も含め、全ての区分を対象に抑制財源を投入し税率を改定することといたしました。

これにより、一本化税率に向けての激変調整が多少なりともできるものと考えております。

3点目は、これまで同様税率改定では、被保険者の税負担軽減を図ることを基本としつつ、基金活用額につきましては、国保会計の健全な財政運営を考慮した上で基金残高の2分の1以内と定めております。したがって、下の矢印のところに記載しておりますけれども、令和7年度は、一本化税率に近づけられるよう、基金7,000万円を活用し、国保税率の改定を行うことといたしました。

9ページをお願いいたします。

令和7年度の国保税率の改定案は、表の1行目、緑色で着色したものでございます。

参考に、2行目に県が示した標準保険税率、3行目に令和7年度直ちに一本化した場合の税率、4行目に現行税率をそれぞれ掲載しております。

先ほど触れましたとおり、今回の改定では、標準保険税率を参考に一本化税率に近づけるよう抑制財源を投入した結果を改定案とさせていただいております。端的に申し上げますと、一本化税率より低い税率となるように抑制財源を投入し、算定をしております。

そのため、差引きの1行目と2行目に示しているとおり、全ての区分でマイナス表記となっており、標準保険税率及び一本化税率より低い税率となっております。

3行目の改定案と現行税率の比較で見ますと、基礎賦課分でプラス表記となっており、その差は所得割で0.57%、均等割で2,600円、平等割で1,500円の増となっておりますが、合計で見ますと所得割で0.02%、均等割で900円、平等割で200円の微増という、税率を示し

ているところでございます。

以上、この改定案を令和7年度の国保運営に必要な財源確保するための税率として提案するものでございます。

10ページを御覧ください。お願いいたします。

本市の過去10年の国保税率を掲載しております。

次に、11ページをお願いいたします。

現行税率と改定案によるモデル世帯の税額比較表でございます。

①の上の表が給与所得者で、40歳以上65歳未満の1人世帯の税額の表となっております。なお、40歳以上でございますので介護支援分を含む税額となっております。

着色している部分は、下に書いておりますけれども7割、5割、2割軽減が入っております。

下の表が年金受給者で、共に65歳以上の2人世帯の税額でございます。こちらの場合は、介護支援分を除く税額となっております。

以上、簡単ではございますけど、議案甲第9号についての説明といたします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

続きまして、委員会資料12ページをお願いいたします。

議案甲第10号鳥栖市資源物広場条例についてでございます。

1つ目の条例制定の理由でございますが、現在、真木町の資源物広場は、鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例に位置づけ運用しております。

現行条例では、衛生処理場には、し尿処理施設とごみ処理施設を設けることとなっておりますが、ごみ処理施設は平成17年、し尿処理施設につきましては令和2年に既に稼働を停止しております。そのような中、衛生処理場の一角で行っていた小動物の焼却や現在行っています資源物広場機能については、同条例で運用してきたところでございますが、令和6年4月のクリーンエコランドの稼働によりまして、それ以降の小動物の焼却はクリーンエコで行っております。このように、現行条例にうたわれている資源物広場以外の機能は既に廃止をしております。

このため、再資源化が可能な一般廃棄物、いわゆる資源物の減量と分別意識のさらなる向上につなげるため、資源物広場条例として新たに制定するものでございます。

2つ目の条例制定の内容でございますけれども、資源物広場の名称及び位置、それから事業、開場時間及び休場日、利用者、損害賠償について定めておりまして、本条例の制定によりまして、現行の鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例につきましては、廃止することといたします。

3の施行日でございますけれども、令和7年4月1日としております。

次に、資料13ページになります。

議案甲第11号鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例改正の理由といたしましては、一般廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事の設置許可が必要となっておりますが、著しく異常かつ激甚な非常災害時には、処理できないような災害廃棄物が一気に多量に発生することが想定されます。

市町村で災害廃棄物を処理できない、また処理が追いつかない場合、市町村から委託を受けた者が一般廃棄物処理施設の設置を行うこととなりますが、その場合、都道府県知事の許可を得ずに届出で足りるとする特例措置があり、それにより迅速な災害廃棄物の処理が可能となります。

大規模災害時における災害廃棄物の迅速な処理につきましては、復旧復興に欠かせないため、国の通達に基づき、佐賀県においても災害廃棄物対策地区別意見交換会の場で、各市町に対して必要な条文整備について依頼がなされているところでございます。

このため、いつ起こるか分からない非常災害に備え、この特例措置の適用を受けるために縦覧に必要な改正を行うものでございます。

2つ目の条例改正の内容といたしましては、一般廃棄物処理施設の設置について、都道府県知事に届出をする際に必要である生活環境影響調査の結果等に係る縦覧等の手続のための規定を設けるものでございます。

本条例の施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

甲議案につきましては、以上でございます。

中村直人委員長

説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

尼寺省悟委員

国保について聞きます。11ページ、モデル世帯のどれぐらい上がるのかというようなことが書いてありますが全体としてみて1万円かというようなことで、去年ですかね、去年値上げしたときには最大で5万円——すいません、間違えた。5万円とか6万円とか上がったんですけれども、今回この程度だということは、全体としてこんなもんだと。平均の値上げ額は幾らかというところちゅうのは分らんのですか。

こんなもんだと、1万円以下というふうなことだというふうに見てよろしいんですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

それぞれの世帯ごとの試算はできておりませんので、答えとしては持ち合わせておりませ

ん。

今回の税率の改定案では、現行税から、9ページを見てもらうと分かりますけれども、所得割で0.02%増加。均等割で900円、平等割で200円増加というふうになりますので、仮に1,000万円の高所得者であっても、1,000万円の0.02%ですから、2,000円の増加でございますので、1万円とかいうことはちょっと起きにくいのではないかと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

ここにね、モデル世帯ということで2通りに示してあるけれども、これを見たら誰だって、ああこんなもんかと思うけれども、この2つの世帯ちゅうのは大体、国保の被保険者の中の大多数を占めるっちゅうか、多いというふうに考えて、見ていいわけ。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

お示ししている方、モデル世帯でおおよそ6割から7割を占めるものとみております。

尼寺省悟委員

それから6ページに、本市の納付金というのを書いてあって、結果として鳥栖市は納付金は減ったと。3,000万円減少して、2,000万円減少して、500万円、合わせて5,500万円本市の納付金は減少したけれども、1人当たりになると増えた。

これは、加入者が減ったということというふうに書いとるけれどもこの加入者が減ることが最近の傾向だと。だから、こういった状況というのは今後も、減っていくし、こういうことから値上げが続くと、一因だというふうに考えてよろしいわけ。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

被保険者数につきましては、今、減少傾向にございます。御承知のとおり、被用者保険の適用拡大が大きく広がっておりますので、特に、ここ数年大幅に被保険者数が減っております。

そういうこともありまして、その負担金が減ったにもかかわらず、1人当たりの負担額は増というふうになっております。主な要因としては、ここにあるのかなど。

もう一つは、被保険者の方の総所得額によっても変わってきますので、それは毎年、調定見ても難しいんですけども、そこら辺がもし減ってくるとさらに増加するということが考えられます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ただ、加入者が減るということは、保険給付費っていうんか、医療費もその分だけ――医者にかかる人も減るんだから、そういった効果もあるけれども、こっちの効果が大きかった

ということなのかな。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

次の質問します。

基金の残高ですけど、今回7,000万円ぐらい投入したというふうなことで、あと基金の残高ってどんだけ残ってるかな。

それで、例えば、こういう主張はもちろんしないけれども、しないけどね。全て投入したら、もちろん値上げとかせんでもよかったと思うけれども。

いや、私、そうしろと言ってるわけじゃないよ、ね。その辺どうなんですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

まず、基金残高については、令和6年度現在1億4,000万円ほどございます。ですので、今回7,000万円、約2分の1を来年度に投入するというようにしております。（「幾らって言った」と呼ぶ者あり）

1億4,000万円、現在の基金残高が1億4,000万円となっております。

尼寺省悟委員

次の質問です。

2ページを見てみると、均等割、被保険者均等割額というふうなことを書いてあるけれども、3万1,400円と後期高齢者で9万9,700円と。

子供の均等割の件なんですけどね、子供の均等割に関しては国のほうから就学前の子供に対しては半額にするというふうなことなんですけど、それにしてもこれを2つ合わせてみると4万円近くなるわけよね。子供1人おれば4万円。就学前であれば2万円であるけれども、これ鳥栖市の意向でどうにかできんのかという質問なんです。

知ってのとおり、基山町では就学前について事実上全額無料で、かつ、18歳未満の子供については第三子以下についてはこれを無料にするというふうなことでやってるわけです。

これに対して、いや県のほうからそういうことはできんとか、一本化してるからそういうことできないとか言うけれども、基山町ではそういったことをやってるんだから、鳥栖市だってやれないはずはないと思うけれども、その辺はどうなんですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

基山町さんは、基金積立金の一部を取崩して子供の均等割の全額免除を実施されております。

鳥栖市でそれを置き換えてできるかということ、先ほど申し上げましたとおり、基金残高が

今度、約7,000万円程度に減りますので、別の財源を使ってできるかということは議論はできるかと思います。

先ほど、冒頭で委員のほうでもおっしゃったように、令和9年度に税率を一本化しますので市独自の減免とかそういうサービスは、受益と負担の関係で公平に扱おうということになっておりますので、市独自でそういう、独自の減免とかいうことはできなくなります。

ということは、実際やるとしても、令和7年度と8年度しかもうできないということになりますので、本市としては、県の一本化に向けて市の独自の減免については行わないという方針でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

私はその辺について、ちょっと異論があるけれども、お金があってやれるやれないは別として、基本的には税率を決めるのは市町村にあるわけでしょう。

税率決めるのは市町村にあるから、今回、こんな議案を出されたんであって、だから、あなたの言うように、今後一本化になってできないと言うならば、税率を決めるのは市町村やなく国や県なんだというような形で法律の改正っちゅうのがあるわけ。ないとおかしいわけやろう。決めるのは市町村にあるんだから。

だって、そういった法があって、今回だって、この甲議案が出てるんやけんね。どうなんですかその辺は。

だから、そうだとするならば、一本化になったときに国のほうから法律改定があって、税率を決めるのは市町村やないと。国や県なんだというような形でないとおかしいやろう。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

御指摘のとおり各市町の税率については、議会の議決を経て確定するものでございますので、一本化以降も各市町の議決を得て決定されるものとは思っております。

今後、今、税方式でございますけれども、将来的には料方式に変更ということもありますので、後期高齢者医療と同様に県のほうで料率を決めるという方法も考えられますから、今後その議論を経た上で決定されるものと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

尼寺省悟委員

今、保険者が変わるからという話あったばってん、そういうところもあり得るわけ。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

先ほど申し上げましたとおり、令和9年度に税率の一本化が図られます。

その後、令和12年度に完全税率一本化ということで、今、各市町集まりまして事務の標準

化、いわゆるその資格の管理とか給付のやり方、それから税の減免、そういったものを各市町全部統一しようと、ルール化してやっていこうと。

これで標準化できますので、標準化すると事務の効率を上げるために、今度集約化したほうがいいんじゃないかということになります。要はその、各市町から県のどこかに集合して後期広域連合みたいな形で運営したほうが経費も安くなると、共通経費が安くなると。合理化、効率化が図れるという議論を今、実際やっております。

まだ、その議論の過程ですから、いろいろ答えは持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げた税から料という方式も一つの案として俎上に上がっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

最後の質問ですけど、さっきからあなたの話を聞きよってみても、暗くなるばかりか。暗くなるばかりかやね。

結局、一本化まで値上げが続くと、一本化から先もずっと値上げが続くと。一体、県への一本化っちゃうとは一体何やったのかと。

国保の構造的な問題とかよく言うね、一番所得が少ない人が一番高いと。協会けんぽとかと比べてみても、ものすごく所得が低いにもかかわらず一番高いと。結果的にこれを解決するための、一本化じゃなかったのかなと私は半分期待しとったけどそうじゃないと。

結果的には、見ると加入者の所得が少ない人に負担を増やすばかりかであって、それが一本化。そして一本化先もずっと値上げが続くと。

そうなるんですか、ならないの。どっち。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

正直、その税率が上がるか上がらないかっていうのは、県が試算した表で御紹介しますと、上がるだろうというふうに言われております。

これは、先ほどもちょっと出ましたけれども、やっぱり被保険者数が減ってきてること。医療費自体は被保者数の減によって下がるんですけども、1人当たりの医療費は、これも増加傾向にありますので、相殺してもそれでも上がるだろうということが見込まれております。

ただ一本化することによって、そのスケールメリットを生かして、その経費を落としてその分を、本来であればもっと税率が上がるんだけども集約化することによって税率までを抑制できるという効果はあるだろうというふうに見込まれておりますので、そこに期待をしております。

その構造的な課題っていうのは、国保はやっぱり年齢が高くて、医療費が高い、所得が低

いとかいろんな課題がありますので、そういった方が、もう我々市町の議論じゃなくて国の中での一つの大きな医療保険全体の課題として議論していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう本当に最後なんですけど、さっき子供の均等割の話をしたけど、それは鳥栖市ではできないとかいう話があったんやけど。

昔は、昔っちゅうのは10年前、15年前ね。国保税が上がるときは、それこそ二つ三つの議会を通り越して何回も議論して、そして我々議員に対してもちゃんと資料を示してみてもうどうかだということ。

その市町の独自の判断でできよったたい。ところが、一本化になってしまったらそれすらできんと、市町の独自の政策すらできないと。結果としてあるのは値上げだけだと。一本化って何やったのかと、私は本当に疑問に思わざるを得ん。

これをなくすために、もちろん国が積極的にやって、もっと、町村会なんか1兆円とかお金を入れないかんとか言ってるけれども、そういったことをせんで負担だけ押しつけるっちゅうやり方というのは、私はいかんと思います。

これは、私の意見です。いいです。

松隈清之委員

ちょっとこれ、教えていただきたいんですが、11号、これは、もともとの条例っていうのは、条例の名称が鳥栖市が設置するって書かれてるので、新しいやつでいくと名称も鳥栖市が設置するの設置するはなくなって、1条の中で、もともとの改正前は鳥栖市が設置するになってるんで、そのあと、主語は市長になるんですけど。

改正後のやつが、市長または市から非常災害により生じた廃棄物の処理の委託を受けた者ってなっていくんですけど、具体的にイメージがあまり分からなくて。

誰がそれに相当するような人として出てくる可能性があるのか、災害のごみの処理をしやすくするためということが、どの部分がそこに当たるのか。要は、これは廃棄物の処理の主体の選択肢がこれで増えるっていうことになるのか。あと後段に、これはもともとが縦覧の期間、縦覧の手続に関する条例なんですけど、そういう災害廃棄物の処理をするときにもこの環境影響評価って実際やるものなんですか。

その環境影響評価に対する期間がもともとのやつは縦覧期間が1か月なんですけど、これは改正案って1か月を上限として非常災害の状況において市長が定める期間って、要は縦覧期間も短くできる。

どこまで短くできるのかよく分かんないけど、短くできるとなってるし、さらに意見を出す期間ももとの条例って2週間を経過するまでってなってるんですけど、これも市長が状況に応じて期間短縮を認めた場合はその経過する日ってなってくるんで、具体的にこういうことができるようになりますとかっていうのをもうちょっと、何か例を示して教えていただけるとありがたいんですが。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

そもそも現行条例は、市町村が知事に対して一般廃棄物処理施設の設置届を行う際に環境調査等を条例で定めるところ、今度定めますので。それをやることで、そういった施設の許可を得るとというのがもともとありました。

ただ、非常災害が起こったときには、市町村自身が自らそういった災害ごみを処理できない。迅速にできない、そういった場合には通常であれば、例えば東部環境施設組合とか西部のみやき町のリサプラとか、そういうところで処理をやるんですけども、そういったものが、もう間に合わない、ままならない場合には、市長から委託を受けた者、そういった廃棄物の処理を生業として行っている者がこの許可を取るんですけど、その許可手続が、通常であれば許可を得るのに180日程度かかる。それが迅速な処理を行うために、特例措置の届出でやると、その場合は30日程度で手続が行えるというのが、今回この条例の制定のメリットといますか。そういった形で、より迅速に非常災害時の廃棄物の処理を行っていくということになります。

そういった場合に縦覧で、要はそういった施設を造りますということ、地域住民とかそういう施設を設置する場所周辺の市民等に対して縦覧を行うんですけども、その期間について先ほど、現行条例では1か月ということにしておりますけれども、災害の規模であったり、廃棄物の量とかそういったものがその時によって変わってまいりますので、そういったものについては、柔軟に対応できるようにすべきだということで、1か月をめどといただきますか、上限という形で設けて、今回、条例改正を行うものでございます。

松隈清之委員

申し訳ないですけど、イメージがあんまり分かんないですけど。

要は、鳥栖市の中に、そういう廃棄物を処理する施設を設置する。それは鳥栖市以外の業者の場合もあり得て、それで設置するのに対して環境影響調査をしてそれを縦覧して意見を求める。

そこから造り始めて、施設を建てて、そこで処理をするっていう流れって、災害廃棄物って、建設前から建設後まで、そんなえらいな時間をかけて施設を造るっていうイメージなんですか。そんなに長く災害廃棄物ってどこかに置いておとくってことですか。

ちょっとイメージがいまいちよく分かんなくて。そのためにやってるってことですか、これは。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ここでは非常災害ということをおっしゃるけれども、いわゆる激甚災害、例えば東日本とか先般の能登地震とか、そういった災害の規模を想定した手続になると思ってますけど。

例えば、昨年の能登地震のときには、それこそ数年分のごみが一気に、災害ごみが出たというところで、問題になったかと思えますけれども、ああいったものが起きますと災害ごみの仮置場とかに一旦、そういった物を集めて、それから処分をしていくにしても、既存の施設そのものも被災して動かないことも十分考えられますので、結果的に長期間にわたって災害ごみが、そういった一時仮置場とかのところに滞留といいますか、残ってしまうことは想定されます。

そういった場合に、通常であれば180日とかかかるものを30日の届出でできるようにするというのがこの特例措置でございますので、これがあるのとないのでは、やっぱり実際の災害ごみ処理に大きく関わってくるというふうに思っております。一旦、災害が起きる、激甚災害、非常災害になれば、それくらい相当の災害ごみが一時的に市内に発生することになると思っております。

以上です。

松隈清之委員

条例の趣旨は分かりました。ないよりはあったほうがいいんだらうなっていう気はします。

現実問題、それほどの規模の災害が、そうでなければ恐らく、ちょっと時間がかかっても近隣のところで多分、搬送して処理していただくと思うんです。そういう協定も結んでるでしょうから。

それができない、あるいはそれでも全然追いつかないぐらい長期にわたるっていうことになると、そういうこともあり得るかもしれないですけど。

逆に、それがなくなってしまうとその施設の意義ってなくなるようであれば、民間とか委託を逆に受けて、設置する業者がいるのかどうかっていうのもちょっと。

条例の趣旨は分かるんですけど、現実的にそういうことって機能するのかどうか甚だちょっと疑問なんですけど。それは今言っても仕方がないんで、この条例の趣旨は分かりました。

ありがとうございます。

江副康成委員

同じところなんですけれども、この廃棄物は、鳥栖市内で発生した物だけじゃなくて近隣のところからの受入れも含んだところの話ということですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

先ほど説明の中で、松隈委員おっしゃるように、まず今の2市3町で行っておりますごみ処理施設で処理するのがまず第一義だと思っております。

そこで駄目な場合には、近隣の施設に応援を頼む。それでもできない、それだけ面的な被災を受けたとかそういった場合にこういったものが対象になってくるということを想定されたものでございます。

それで、江副委員がおっしゃられます、例えばうちがこういった条例をつくって、よその分のそういった災害ごみを受け入れるのかということでございますけれども、こういった条例を使って、こういった手続をとっていくっていうのはよほどの災害のときにしか、この条例を使ったその届出っていうのは出てこないというふうに思うんです。

先ほど、実際事例があるのかってことだったんですけども、ちなみに、佐賀県と、あと佐賀県の産業資源循環協会というところに事例を確認しましたところ、そのような実績は今のところないと。

まだ特例措置というのが、平成27年以降からのもので日が浅いということもあるし、幸いにしてこの辺ではそういった非常災害が起こっていないこともあるかと思うんですけどですね。

なので、よそで出たやつを鳥栖市のこういった条例を使ってするということじゃなくて、あくまでも鳥栖市域におけるそういった非常災害時の災害ごみの処理を行うための条例、よその災害ごみを処理するためのものではないということだと思います。

以上です。

江副康成委員

順番として、廃棄物を民間のほうに任せて自分がやるといったときには迅速に審査するというようなことですよ、今、ちょっと御存じだと思うんですけども、県のほうで山のほうの採石をしてもう終了したところにそういう廃棄物を持ってくるという形で、非常にナーバスになってる人たちが多々おるんですよ。そういった中に、災害時にこういった形で、そういうところを業者さんが持ってくるという形のときに、非常に簡易な審査で受け入れるというその流れが、非常に逆なですのような流れだなと。

まずは、その災害時は松隈委員も言われたけれども、やっぱりごみ処理施設、あるいはリサイクルセンター、そういうところに仮置場という、当初そういう名称のやつが残ってるかわかりませんが。まずそこで受入れて、基本的にはもう使えないわけだから、燃やして極力減らすという処理をするのが一般的かなと。

それを民間の業者さんが、とにかく分かったと、大変だろうから受け入れると、そして置

くということになると脱法的とは言いませんけど非常に何か、安易な受入れがそれをきっかけに流されてしまうような形にならんのかなとちょっと危惧するんですよ、基本的に。

その辺りのおそれは、町にも配慮したところで進められているんですか、今。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

あくまでも、この条例を使って民間のほうで届出をして、そういった処理施設を建設するというのは、公共のまずそういった既存のごみ処理施設、またその周辺への応援、そういったものでも処理できない、間に合わないといったときの対応となりますので、それこそ水害とかいろんな災害が今後発生すると思いますけれども、安易に鳥栖市のごみ処理場で一時的に処理ができないからということの理由だけで民間のお力を借りるということではないと思うんです。

もう行政的なごみ処理施設が機能できないくらいその被害が甚大であるといった場合に、民間の力も借りて一日も早く復旧復興につなげていく、そのための手続ということになるのかと思いますので、簡単な、安易なそういった審査等によって民間事業者に対してごみ処理施設を建設していただくということではないというふうに思っております。

江副康成委員

例えば、今、話題の、話題っていうか問題になってるところ、安定型の最終処分場という形で、将来的に人体へ問題になるところは持ち込まないと言いながらも、基本的にどういったやつが持ち込まれるか分からんと、最終的に現場では。そういう住民の不安、結構あるわけですよ。

ましてやこれ、災害ごみ、何が入ってるか分かんないやつをどさっと持ってきて置くと。そうなるとその周辺、どこに置かれるか分からんですよ。本当に心配だろうと思うし、今県が進める手続の中で、なかなか地元の意向を聞くような場面がないという形でひりひりしているときにどのような審査をするのか、どういう手順でそれを認めるのか、そういうやつも示さんで、この簡単な条文だけ通せというのは、ちょっと申し訳ないけど私は賛成できません。

基本的にもうちょっと、どういう形でやるのか、フローでも用意してからやられたらいかがですか。別に今議会の中でやらんでも、そこまで急ぐわけじゃないんでしょう、基本的に。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

この条例の制定の目的といいますか、急ぐっていうのは、いつ起こるか分からないというところからそういった準備を各市町でも進めてほしいという国の通達に基づき、県のほうからそういった話が来ておるのが現状でございます。

それで施設そのもの、焼却施設を造るのもありますけど、災害時に、例えば水害のときと

か、一時仮置場に大量の災害ごみを集めますけれども、そういったものを焼却施設に持ち込むときにも、例えばその災害ごみが極端に大きい場合には、焼却施設までの搬入がなかなか難しかったりとかそのままのサイズでは焼却できないとか、そういったことも想定されます。

そういった場合には、こういった条例を使って、例えば民間事業者が破砕機、要は水害ごみとかを一時仮置場とかで少しサイズを小さくして、運びやすい、また燃やしやすい形に処理をすることで処分を迅速化していく。そういったものもこの条例の中にありますので、本当にこの条例を使ってこういった民間施設が出来上がっていくというのは、本当によっぽど大きな災害のときじゃないとこれを適用した施設整備というのはいないんじゃないかなろうかというふうに思っております。

江副康成委員

今、課長のほうも、自分が本当に進められるかどうか、いや、何て言いますか、苦しい答弁なのかもしれません。

どちらかといえば私は、今まで県がやってるやつを、市のほうにそういう災害だということの下請して市でやれというようなふうに見えてしまう部分も多々あるんです。

であれば、受け入れるときの要件、どういう場合ならこういう形の、この条例を使ってこの手続を進める、その要件の部分で限定してこうこう、こういう場合だというような、その要件設定とかできるんですか。

松隈清之委員

今、江副委員が言われてるのは、この条例の中ではあくまで鳥栖が主体じゃないですか。だから、鳥栖が鳥栖としてそういう処理施設が必要になったときの手続の一部ですよ、縦覧の部分は。

だから、県からどうこうっていうのは、基本的にはないっていうふうに思っているんですよ。

そもそもその処理場の許可とかはあるかもしれないですけど、この条例に関しては。そういうことでいいんでしょうか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

もともとが国からのそういった通達によって、県のほうからこういった条例についての整備っていうのは――何ていうんでしょう、お話があったのは事実でございます。

そういった非常災害時に備えての一つとして、こういったものについてぜひ市町でも考えていただきたいというような話でございました。

以上です。

江副康成委員

私が県の話をしたからあれなんですけれども、同じような用途で県で進める手続、体系があるという中において、この話という話をちょっとしたただけの話で。

もちろん、これ鳥栖市がやろうとしているという話なんやけれども、課長は当然、これを認めてもらうという形で今御提案されているんだろうと思うけれども、そのときに、今課長が非常に限定的な話だという話をさっき答弁をもらったじゃないですか。

であれば、その限定的な形だと分かるような要件を作ることは予定してるんですかという話です。

井本慎太郎環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長

こちらの条例につきましては、基本的には一般廃棄物の、議員がおっしゃってある最終処分場を造る許可権限というのは県のほうにございます。

それで、通常の180日の標準処理期間の中で、今、議員がおっしゃってるところも住民説明とか専門委員会とか必要な手続を踏んで、許可に向かって進んでるところなんですけれども、そちらのほうでも住民の方のいろいろな御意見とかがあって、最終処分場のところっていうところが前提ではあるんですけれども、本条例のほうは、この最終処分場を災害時に造るときに、通常なら標準処理期間が180日必要だということを、緊急時なのでこの環境影響調査とかを鳥栖市でしたときに県の届出の期間を短縮できるというために必要なので、要件については基本的には県のほうの最終処分場のところの要件になっておりますので、鳥栖市でその要件を設定するということのものにはなっておりません。

以上お答えします。

江副康成委員

今の話からすると、同じような趣旨で市のほうにという形で聞きましたというふうにちょっと聞こえてきたんですけど。

国とかそういう大きな災害対策の中で、県がする、市も自主的に何かやってくれと。であれば、ちょっと話変えるけど、佐賀県20市町あると思うけれども、同じタイミングでどこもこの条例を設置しようとしているんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

現時点において、有田町のほうで、当該条例の整備ができております。

それで、この話につきましては、県内ではブロック会議等、災害廃棄物等の会議等やっておりますので、その中でそれぞれのブロックの中で議論等がされているところでございます。

以上です。

江副康成委員

鳥栖市がどこのブロックに所属するのかちょっと分かりませんが、複数あるんでし

ようね。

その中で、今の話からすると有田町と同じブロックというのは地理的に考えてあんまりないだろうと。ブロックの中で、鳥栖市が率先して、今これを用意しようとしてるってことですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

鳥栖市は東部ブロックに所属しておりますけれども、その中でこういったものについての検討をそれぞれの市町でやっておりますけれども、現状鳥栖市についてはブロック会議の中でこういった形で条例制定について準備を進めていくというようなところは――ブロック会議の中で鳥栖市は、こういった条例の整備を進めていくというような話はお話しております。

よそのブロックの市町においては、今すぐ制定するしないも含め議論が交わされている、検討されているところと認識しております。

以上です。

江副康成委員

今の話聞くと、もう本当がびっくりくるんですよ。というのは、今ちょっと問題になるところの話、情報共有しながらやってもらっているというふうに勝手に思ってるんですけども。

その中において、もう当然議論してるでしょう、いろんな説明会で。なぜ、鳥栖市がこれだけ廃棄物集まってくるのかと。それぞれ地域で応分に負担してくれという話も非常にあるわけですよ。

私は、それ正論だと思うんですよ、基本的に。そういった中において、幾つも中間、最終も含めて、既に鳥栖市には幾つかもうありまして、そういう中においてそれに類似するようなものを、鳥栖市がそのブロックの中で率先して、何でせんといかんのかなというのは非常に思うんですよ、今の話からすると。

そう思いません、それ。

中村直人委員長

今、議論があっておりますけれども、提案をしている市長のほうにお聞きせないかんようになってきますので、時間も時間なので、暫時休憩します。

午後2時47分休憩



午後 3 時 4 分再開

中村直人委員長

再開いたします。

質疑を続行します。

江副康成委員

質疑の時間を保留してまでやるということで、議案甲11号ですけれども、鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例と、あるいはこの書いてあるのがよく分かるような資料があれば、分かるための資料を御提出ください。お願いします。

中村直人委員長

今、資料の提出依頼がありましたが、執行部いいですか。

江副康成委員

条文を含めて、これを説明するような資料があれば出してくださいということです。

中村直人委員長

それはあとで、それをもとに保留しますから、いいですね。

じゃあ、資料提出が求められましたので、資料が出るまで、この件につきましては保留いたします。

ほかに、ございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

報告（税務課、保険年金課、環境課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

鳥栖市所有施設のZEB化改修可能性調査について

中村直人委員長

次に、議案外の報告についてまとめてお受けいたします。

佐々木利博税務課長

税務課より、鳥栖市税条例の一部を改正する条例について、専決による条例改正を予定していますので報告いたします。

資料は議案外の2ページをお願いします。

毎年税制改正が行われておりますが、昨年12月27日に令和7年度の税制改正大綱が閣議決定され、大綱に基づき地方税法等の改正法案が現在開会中の国会において審議されております。

それで、3月末頃の法案成立が見込まれておりますので、今回、地方税法関連の改正のうち、鳥栖市税条例に関する主な改正点について御説明いたします。

まず、軽自動車税について、軽自動車税の種別割の標準税率区分の見直しとなります。

排気量125cc以下で最高出力を4キロワット、50cc相当以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円、50cc原付バイクと同額とするものでございます。現行の50cc原付バイクは、令和7年11月、排ガス規制の適合が困難であること等により、今後の生産販売の継続が困難となることから改正されております。

次に、固定資産税についてです。

管理計画認定マンションに係る税額軽減措置について、適用方法の見直しを行い、適用期限を2年延長するものでございます。

管理計画認定等の要件を満たすマンションについて、申告書の提出がない場合でも一定の要件を満たす、該当すると認められる場合には、特例を適用できるように規定を新設し、長寿命化を図るものでございます。

このような改正が見込まれております。

今後、またこのほかにも項ずれとかございますけれども、この施行日が4月1日施行の予定となっておりますので、新年度の市税事務に支障を来さないよう専決処分において税条例の改正を予定しております。

以上となります。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

続きまして、保険年金課より専決予定の件について御説明いたしたいと思います。

資料3ページをお願いいたします。

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由につきましては、先ほどの税務課と同じように国民健康保険税の関係の見直しを盛り込んだ地方税法施行令の一部改正が現在会期中の国会において3月末の成立予定で、

施行日が令和7年4月1日のため、議会に諮ることが困難であるため専決予定としているものでございます。

内容は2点ございまして、1つ目が、国保税の賦課限度額の改正です。

今回の改正内容は表のとおり、基礎課税額に係る賦課限度額を65万円から1万円引上げ、66万円に、後期高齢者支援金額に係る賦課限度額を24万から2万円引上げ、26万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

2点目は、4ページをお願いいたします。

国保税の軽減措置の改正です。所得が基準額以下の場合、低所得者に対して国保税のうち均等割額と平等割額の軽減措置を行うもので、今回物価上昇を踏まえ、5割と2割の軽減の基準額を引き上げるものでございます。

改正の内容につきましては、5割軽減の基準額につきましては世帯人数に乗ずる金額を29万5,000円から1万円引上げ、30万5,000円に、2割軽減の基準については54万5,000円から1万円引上げ、56万円に改正するものでございます。

施行日につきましては、いずれも令和7年4月1日としております。

5ページ、6ページに概要を載せておりますが、説明については割愛させていただきます。

以上でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

続きまして、資料7ページをお願いいたします。

鳥栖市所有施設のZEB化改修可能性調査についてでございます。

令和6年2月29日にパナソニック株式会社エレクトリックワークス社との連携協定におきまして、市有施設のZEB化の可能性調査を実施することとしておりました。

その調査を実施しましたので、御報告させていただきます。

まず1つ目、調査対象施設についてでございますけれども、今回調査を行いましたのは基里中学校でございます。

基里中学校は、令和6年度からの校舎大規模改造工事が予定されており、現在、設計業務が進められているところでございます。その設計業務を進めていく中で、ZEB化の可能性調査を実施したところでございます。

選定基準ということで、調査対象施設の選定基準としては、公共施設の保全計画とも関連いたしますことから建設課及び施設所管課とも協議の上、鳥栖市公共施設中長期保全計画の対象施設の中から、ここに4項目挙げておりますけれども、これ以外の施設の中から選定することとしたところでございます。

これらの基準に合致する施設の中から基里中学校を今回調査対象施設に選定したものでご

ございます。

調査結果でございますけれども、今回の調査結果で分かったのが、基里中学校につきましては、ゼブレディが達成可能な施設であるという結果となりました。

このゼブレディでございますけれども、図を書いておりますけれども、右側の図の左下、四角で囲んでおります外皮の断熱、高断熱化及び高効率な省エネ設備導入など施設の省エネ化によって施設の一次エネルギーの消費量の削減率が50%以上実現する建物、これがゼブレディに相当しますので、そういった結果が出ております。

このことから、今回の調査結果を踏まえまして基里小中学校のZEB化に向けた準備を進めていくこととしておるところでございます。

それからもう一つ、すいません資料が別表になりますけれども、今度縦型の資料になるかと思えます。

実施案件名が、鳥栖市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例案というものでございます。これに関するパブリック・コメントの実施についてということで、報告をさせていただきます。

すいません、当該資料、資料番号、ページ番号を振っておりませんので申し訳ございません。

めくっていただきまして、1番の実施案件名は、今、申し上げました鳥栖市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例案としております。

この案件の概要でございますけれども、土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染を未然に防止するための必要な手続を定めることで、市民の生活の安全を確保するとともに生活環境を保全することを目的とした条例を制定したいと考えております。

今回、この分の意見募集期間につきましては、令和7年3月25日から4月24日までとしております。

今回の意見募集に当たりましては、資料の3枚目、4枚目にお示しをしておりますけれども、条例制定の背景、概要、骨子にて、市民の皆さんに意見を伺うこととしております。

この資料の中身でございますけれども、1の条例制定の背景で、資料の3枚目、4枚目、土砂等の埋立て等には許可が必要。

中村直人委員長

鹿毛課長、ちょっと待って。

資料がタブレットに入っていない。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後 3 時15分休憩



午後 3 時23分再開

中村直人委員長

再開いたします。

資料が提出されましたので、再度説明をお願いします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

資料の送付ができておりませんでした。大変申し訳ございません。失礼いたしました。

改めまして、議案外の別表で、今、紙でお渡ししたものの説明でございます。

鳥栖市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例（案）に関するパブリック・コメントの実施についてでございます。

めくっていただきまして、今回のパブリック・コメントの実施案件名につきましては、鳥栖市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例（案）としております。

この案件の概要でございますけれども、土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染を未然に防止するための必要な手続を定めることで、市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境を保全することを目的とした条例を制定したいと考えております。

パブリック・コメントの意見募集期間につきましては、令和 7 年 3 月 25 日から令和 7 年 4 月 24 日としております。

今回の意見募集に当たりましては、資料の 3 枚目、4 枚目になりますけれども、条例制定の背景、概要、骨子をまとめましたものを市民の皆さんにお知らせをしながら意見を伺うこととしております。

1 の条例制定の背景でございますけれども、佐賀県では、過去に豪雨等による大量の土砂流出が発生したことを踏まえまして、令和 2 年 10 月に佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を制定をされております。

3,000平方メートル以上の土砂等の埋立て等を行うものに対して、原則、県の許可を求めています。この県の条例制定以降、これまでに、例えばため池の埋立てなどそういったものが県のほうで二十数件許可されていると伺っておりますが、この県の基準を満たさない規模の埋立て等は、県の許可の対象外となりますけれども、豪雨等の影響次第ではこの県の基準

未満、先ほど3,000平米以上、未満であっても土砂の崩落や流出が発生して、その結果周辺の環境や住民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、県では、市町に対してこの県の基準以下の埋立て等に対する市町独自の条例の制定を求めておりました、現在、県内では小城市、佐賀市、みやき町がそれぞれ条例の制定をされております。

この埋立て等による災害の発生につきましては、本市でも十分起こり得ることというふうを考えております。これまでも、定例会一般質問の中でも条例制定について御質問いただいておりますし、条例制定を目指していくということで答弁をしております。

このことから、本市でも原則許可を求める条例を制定することで、市民の生活の安全を確保し、生活環境の保全につなげていきたいと考えております。

2の条例の概要でございますけれども、先ほど言いました県の基準以下となります500平方メートル以上3,000平方メートル未満の埋立てについて、原則許可を求めることとしたいと考えております。

また、埋立て等の事業を行う者に対しましては、周辺住民等の不安につながらないように、事前に事業の内容について説明、周知を行うこととし、市は必要に応じて立入り検査を行うなど違反行為等に対しては、必要な措置を講じるよう命じることができるようにしております。

4といたしまして、裏面に条例の骨子を記載しております。

今回、この条例制定にあたりましては、事業者及び市民の権利を制限すること、またこの条例をもってしても過去及び今回の基準面積内で、今後発生する全ての埋立て等を規制できるものではないことから、周知期間を設ける必要があると考えておりました、施行日につきましては、令和7年10月1日を考えております。

この内容で、パブリック・コメントを実施したいと考えておりますが、この件につきましては3月24日の本会議終了後に、また改めてお時間頂いて議会説明会という形でまた説明させていただきますと思っています。

説明は、以上でございます。

中村直人委員長

議案外の説明が終わりましたが、何かこの際、確認しておきたいことがありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で終わります。

横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長

先ほど、後期高齢者の口座振替の件数の数字が出ましけど、今お答えしてもよろしいでしょうか。

中村直人委員長

はい、お願いします。

横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長

先ほど御質問がありました後期高齢者の件ですけれども、令和6年3月31日現在でございますが、全体の被保険者数の数が9,560人です。そのうち、普通徴収の方が1,963人、約20.5%となっております。

そのうち、口座振替をされていらっしゃる方が945人、普通徴収のうちの約48%となっております。

以上です。

中村直人委員長

いいですか。

[発言する者なし]

それでは議案外、終わりましたので、あと江副議員から資料の提出がっておりますので、本来であればこれで終わるわけですけれども資料ができてませんので、その件について協議をしたいので、暫時休憩いたします。

午後3時29分休憩



午後4時2分再開

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に資料の提出を求めておりました。その資料が提出されましたので、その資料の説明をお願いいたします。

吉田忠典市民環境部長

貴重な時間をお使いしまして大変申し訳ございませんでした。

ただいま資料をお渡ししておりますので、その資料について担当のほうから御説明いたします。

井本慎太郎環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長

お手元にお配りしている資料が、一部が条例案の全文のものになります、横向きのものです。

それで、縦の1枚ものの紙のほうが根拠となる法律の条文、廃棄物の廃掃法の9条の3の3の条文のものになります。

それで、条文のほうでございまして、9条の3の3の2項のほうに、前項の規定にというところで書いてございますが、そちらの3行目のところに、条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記したっていうところがございます、こちらの条例で定めるところによりということで、今回の鳥栖市が条例を上程っていうところの根拠のものになります。

それで、今回対象にしているものがどういった施設かというところで、9条の3の3の1項のところに市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者ということ、基本的にはこちらのほうは事業者が主体的にそういった施設を造るっていう前提ではございませんで、市が被災したときに廃棄物の処理が、例えば今組合のほうで共同処理してるんですけれども、そちらも被災してどうしても処理し切れなくなったときについていう前提がございます。

そういったときに、処分を行うための一般廃棄物処理施設ということで、こちらのほうが基本的に焼却施設のほうを想定しておりまして、ほかにも池田議員がおっしゃったような、武雄とかの破碎機とか破碎施設とかも想定のものになっております。

(2)に、一般廃棄物の最終処分場であるものを除くっていうふうにございますが、そういった埋立てとかっていうところは、もともとこういったところの想定に入っておりませんので、この条文自体、事業所が施設を造るというよりかは、災害時に災害廃棄物を迅速に処理するための市民のために迅速に災害廃棄物を処理して、早く日常の生活を取り戻すために必要な条例、条文だというふうにこちらのほうは考えておりますので、補足としてこちらの2部の資料のほうで説明させていただきます。

以上です。

中村直人委員長

今、説明がありましたので、資料提出者要請者、どうでしょうか。

御意見をどうぞ。

江副康成委員

すいません、せっかく資料を頂いて目を通してないんで、ちょっとだけ時間いただけませんか。

目を通すだけの時間を少しだけいただけませんか。

中村直人委員長

どうぞ、暫時休憩します。

午後 4 時 5 分休憩



午後 4 時 18 分再開

中村直人委員長

再開いたします。

江副康成委員

すいません、時間取らせていただきました。

今、井本係長が御説明された話であれば、私も別にそこまでいろいろ言うつもりもないんですけれども、この条文の立てつけからしますと今、私が見てるのは法律のほう、廃棄物処理法のところの話ですけれども、第 8 条の 1 項を除くという形で、本来はこういった形の 8 条の第 2 項に 1 から 9 号までありますけれども、こういったところの記載がある計画書みたいなやつをきちんと提出して、環境アセスメント等も含めて示しながら都道府県知事の許可を受けなければならないけれども、それを受けなくて結局は短い審査で通そうと。市のほうの届出で通そうという話だったと思います。

それで、要はこの第 8 条第 2 項の 1、2、3、4、5、6、7、8、9、ちょっと念のため、そんなに多くないから読ませてもらうと、1 号、氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。2 号、一般廃棄物処理施設の設置の場所。3 号、一般廃棄物処理施設の種類。4 号、一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類。第 5 号、一般廃棄物処理施設の処理能力、(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立て処分のように供される場所の面積及び埋立て容量)。第 6 号、一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画。第 7 号、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画。第 8 号、一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画。第 9 号、その他環境省令で定める事項という形で、先ほどは井本係長の答弁の中じゃあ、今回のこの改正に当たって、目的が私が先ほどから申ししていたように、今の処理施設ではカバーできない部分に対してそれを補うために市がこういった形で一般廃棄物処理施設を設置するという

ことなんですよ、基本的にね。

であれば、その目的がどこにも出てきてないもので、ならば一般廃棄物処理施設を設置して、いつまでに撤去するかというような、そういうような計画、非常時だからですよ。非常にだからそういったところのフォローもあってしかるべきだけれども、そういったところがフォローがない。これだけのところでやった場合、どういうことが起こるのか。

当然、業者さんとか行政書士さんとか、そういう手続のプロの方に読めるところの範囲でやれるところ、やれるところはやれとは失礼ですけれども、可能な限り手続の中で幅広く、いろいろできるようにという傾向は当然ありますんで。

この条文に対してこういった形で、審査を緩くするということは、何らその目的の担保がどこにも明示されていない。ほかに何かあるならば教えていただきたいんですけど、ない。

そういうような、私、今、回答でございます。どこか分かりにくいところがあれば、補充しますけれども。分かんないですか。

もう一度言いましょうか。ちょうど今、読み上げたからそこ、井本係長が先ほど説明されました、今のごみ処理施設等の補完的な意味合いで、災害時に、いわゆる時間をかける暇がないというところで市が恐らくお願いをして、業者さんがどこかにやろうといったときにやるものであって、そのあとそういう非常の事態が終息した場合に、結局は元に戻るだろうというような期待が持てるような答弁ではあったんですけども、条文上は、基本的に県のほうで審査する対象は変わらんわけですよ、もともとが。今回、市に変わったって。

同じやつをただ簡略してやるというだけであって、そういうふうに非常時だから、結局使わせてもらって一時使用とかあるじゃないですか、特に農業委員会の農地転用とかで、一時使用とか一時許可とかあるじゃないですか。ああいう一時とかいうならば少しは分かるけれども、そういったところの担保もないような形で緩めてどうするんですかという話です。

いや、どこか見ればあるというならまた別やけど、私が見る限りはなかったみたいですよ。(発言する者あり) 審査が、審査がということですか。(発言する者あり)

そのために、今、特に目的があってやろうとしているわけでしょう。だから、今そういうような説明されたからそれを裏づけるような条文上の根拠があるんですかという問いをかけるるところです。

中村直人委員長

答弁整理のため、暫時休憩します。

午後 4 時 25 分 休憩

ているところでございます。

こちらの条例があれば期間が短縮できますので、災害廃棄物が一定の期間、仮置場とかにあるということは市民の衛生上とかでも非常に不便をかけることなので、市民のためにも迅速に災害廃棄物を処理するためにもこの条例が必要だということで上程させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

江副康成委員

先ほどの答弁っていうか、教えてもらったところ、全く同じですかね。

何か、少し変わったような気がするんですけど。変わってませんか。

井本慎太郎環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長

基本的には、先ほどの答弁と同じ構成で条文の案内と、条例での根拠条文と廃棄物の処理施設の位置づけのところと、あと今回の法令の趣旨っていう流れで、最初の答弁をさせていただいたと思いますので、漏れがあったら申し訳ないけど、私の記憶ではこういった説明——一言一句はどうかはあれですけど。こういった構成で御説明したっていうふうに記憶しております。

江副康成委員

先ほどの議事録を見れば分かるんでしょうけれども、私の記憶するところによると災害施設が被災したかどうかは別として、能力の問題とか知りませんが、それで対応できないときにこの条例を使って非常に短期間に一般廃棄物の処理場を設置するというようなニュアンスで、少し聞いた部分があったもので、それを受けてそれを担保するような何か条文はあるのかなと思って見たけれども、私は見つけられなかったと。だからそういう条文があるんであればお教えてくださいというのが、前回の御説明に対する私の質問でございました。

というのは、基本的に、先ほど言った1号から9号まで、計画書みたいなやつを作って、県の許可を受けてやるということに対してはほぼ変わりはないと、この条文構成、私が見る限りですよ。やること。ただ、その審査期間を災害時だからということで縮める、そういう必要があるのは私も分らないんですけど、そういったときに、何て言いますか、いろいろ周辺地域への配慮とかいう規定もございますけど、そういったところの兼ね合いも含めて慎重な対応が、今、私の身近では求められるところに、こういう急ぐというようなところばかり強調したような、そういうような、この条例、規則の改正ですか。

それというのはどこに意図があったのかなというところで、さっきからずっと問題にしているわけです。

ちょっと今、答弁の中で、いやこれ一時的だよというようなニュアンスで受け取る部分が

あったもので、ちょっと期待して一生懸命読んだけど、見つけることができませんでした。もし、そういったところがあるのであれば、そういう運用ができるのであれば、ぜひ教えてもらいたいし、なくてもそういうような運営に努めていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

井本慎太郎環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長

こちらの条例をもともと上程したきっかけっていうのが、先ほどの鹿毛課長の答弁にもございましたとおり、近年の大規模災害が起こっているということで、県と市で災害廃棄物の会議っていうのを毎年行っております。

それで昨年、もともとがこのことを、この会議っていうのが建設業界のところとかも一緒にお話してる中で、池田議員がおっしゃるとおり、武雄市のそういった事案で市内でもそういった応援に駆けつけている事業者がございまして、そちらからもぜひ活動しやすいようにこういった条例のほうをして、そのケースは破砕機とかではございましたけれども、焼却施設以外でも破砕施設っていうところも対象として考えておりますので迅速に――期間につきましては災害の規模とかにも寄ってくるので、いつまでっていうところはちょっと難しいのかなというふうには思っておりますけれども。

そういった目的で条例を考えているところでございます。

以上とします。

江副康成委員

今、お話がありましたように建設業協会、業者さん、そういったところは当然危機のときには頼りにせんといかんわけだからそれは大事なんですけど、どちらかというと業者さんの進め方と、それを置かれるところの周りの住民の受け止め方がどうしても乖離するんですよ。

当然、公益って形で広い範囲で都市施設というか必要な施設でしょうが、最終的には、どこかに。

そういったところのバランスを今、よう考えてもらわんといかんときに、業者さんサイドで進められている、じゃないと思うけれども、そういうところで話があってこの話を加速させているというのであればそこは周辺住民に対する配慮っていうか、これを見てどう思うのかということも含めて丁寧な説明はしていただきたいと思います。

以上です。答弁はいいです。

中村直人委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、質疑を終わります。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしますけれども、明日は現地になってるやろう。現地はあるの。(発言する者あり)

現地がありますので、現地視察につきましては、視察地、視察参加者、視察事項等については、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

視察先は。

伊藤克也副委員長

旧ごみ処理施設の解体とストックヤードのところですよ。

中村直人委員長

それじゃあ、あす10時に市役所の西側のほうで車に乗っていきますので、10時に集合したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の総務常任委員会はこれにて散会いたします。

午後 4 時46分散会

令和7年3月19日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長補佐兼都市デザイン係長兼施設調整係総務主査兼流域治水対策係総務主査
中垣秀隆

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 吉田忠典

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

現地視察

旧ごみ焼却施設（真木町）

議案審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第1号鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する
条例

議案甲第3号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第4号鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第5号鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市資源物広場条例

議案甲第11号鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果
の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第13号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案甲第14号鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

議案甲第16号佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

よって、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第10号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第10号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第10号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきましては、議案のとおり可決いたしました。



議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第11号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第1号鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する条例

議案甲第3号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第4号鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第5号鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市資源物広場条例

議案甲第11号鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の
縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第13号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案甲第14号鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

議案甲第16号佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

中村直人委員長

次に、議案甲第1号から第5号、第10号、第11号、第13号、第14号及び第16号、以上10議案について一括して採決を行います。

10議案について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、10議案は原案のとおり可決することに決しました。

oo

議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第9号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



中村直人委員長

これにて、令和7年3月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時4分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

